

五、軍刀及銃類ノ類
ノ輸出禁止セラレタルモノ
運搬及軍用以外ノ銃砲

一、運送
二、軍用以外ノ護身用拳銃
三、同上以外ノ實包
以上ノ銃砲及實包ニシテ支那ノ軍用ニ供セラルルモノハニ限

禁止ヲ要シテ支那ノ軍用ニ供セラルルモノ

二、昭和四年九月十日警保局警發甲第一三六號通牒ハ
對支武器輸出ニ關スル件

内容
一、邦人ニシテ支那ヘノ武器、彈藥ヲ輸出スルニハ中央政府ノ發給セル

一、照和八年四月
對支武器輸出禁止協定ノ解除ニヨリ廢止

二、昭和四年四月二十七日内務省訓令第五四八號ヲ以テ全部廢止トナル

●緩燃導火線、煙火取締規則

大正四年六月十五日
山形縣令第四十五號

〔山形縣〕

大正四年九月縣令第六二號、八年七月第四七號、昭和二年一月第五號
第一條 本期ニ於テ緩燃導火線ト稱スルハ銃砲火藥類取締法施行規則第二
條第一項第三號ノ規定ニ依ルモノヲ云ヒ煙火ト稱スルハ打揚煙火、仕掛
煙火及之ニ類スル普通火工品ヲ云ヒ玩弄煙火ト稱スルハ線香煙火鼠煙火
其ノ他玩具用普通火工品ヲ云フ
第二條 緩燃導火線及煙火ハ本令ニ依リ設備シタル貯藏所以外ニ貯藏スル
コトヲ得ズ但シ銃砲火藥類取締法令ノ規定ニ依ル火藥類貯藏所ニ貯藏ス
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
三十米以内ノ緩燃導火線信筒用管管及爆竹ニ限リ木製銅製亞鉛製又ハ白
鐵製ニシテ覆蓋アル容器ニ收納シ置クコトヲ得
第三條 緩燃導火線及煙火ノ貯藏所ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具
シ所轄警察官署ヲ通知シ知事ニ申請シ許可ヲ受ケヘシ其ノ許可ヲ受ケタル
事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
一、位置及周圍並其ノ作業所ト貯藏所トノ關係ヲ表示シタル圖面
二、構造仕様書
三、貯藏スヘキ緩燃導火線若ハ煙火ノ最大數量並種類
四、工事落成期日
貯藏所ハ警察官署ノ検査ヲ受ケ認可ヲ得タル後ニ非サレハ使用スルコト
ヲ得ズ
第四條 貯藏所ノ構造ハ左ノ各號ノ制限ニ從フヘシ
一、貯藏所ハ土築造、鐵筋コンクリート造、煉瓦造又ハ石造ノ平屋建ト
シテ周圍ニ三間以上ノ空地ヲ有スルコト
二、屋根ノ外面ハ薄キ小形ナル金屬板、石盤板等可成輕量ノ不燃質物ヲ
用ヒ出入口及窓ニハ適當ノ鐵鑰ヲ設ケヘシ
三、床ハ板ヲ以テ密ニ敷詰メ床下ハ地面ト三寸以上ノ間隔ヲ保チ通氣坑

ヲ設ケヘシ

第五條 煙火ヲ貯藏スル貯藏所ハ其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

一、社寺、學校、公園、工場、發火質物件ヲ蓄積スル場所、鐵道、軌道
又ハ市街地ヘ二十間以上

二、宅地、國道、縣道、電線、瓦斯ノ傳導管、火ヲ取扱フ場所、蓄積シ
タル燃料物等ヘ五間以上

第六條 貯藏所ニハ他ノ物品ヲ貯藏スルコトヲ得ズ
貯藏所内ニ於テハ火氣ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ安全燈ヲ用キルハ此ノ
限ニ在ラス

第七條 煙火打揚ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ申請
シ許可ヲ受ケヘシ其ノ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同
シ

一、煙火ノ種類名稱數量

二、日時及場所

三、打揚ノ事由

四、煙火製造營業者ノ住所氏名

五、打揚ニ從事スル者ノ住所氏名年齢

第八條 煙火打揚ノトキハ前條ノ許可證ヲ携帶スヘシ

第九條 玩弄煙火製造ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官
署ニ申請シ許可ヲ受ケヘシ其ノ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルト
キ亦同シ

一、製造場及貯藏所並藥品置場ノ位置及設備

二、製造スヘキ玩弄煙火ノ種類名稱

三、製造營業者ニシテ玩弄煙火ノ製造營業ヲ兼ムトスル者ハ其ノ種類名

〔山形縣〕

稱ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十條 第六條ノ規定ハ前條ノ製造場所、貯藏所、藥品置場ニ之ヲ適用ス

第十一條 玩弄煙火販賣(請小賣行商ヲ含ム以下同シ)ノ業ヲ營マムトスル
者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受ケヘシ其ノ認可ヲ受
ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、營業場所(行商スルモノハ其ノ旨)

二、貯藏方法

三、買入先(自家製造ニ係ルトキハ其ノ旨)

銃砲火藥類取締法ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル火藥類製造又ハ販賣
營業者ニシテ玩弄煙火ノ販賣ヲ兼ムトスルモノハ前項ノ事項ヲ具シ所
轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十二條 玩弄煙火販賣業者ハ其ノ買入ニ際シ第十一條ノ認可證ヲ賣渡人
ニ提示スヘシ

第十三條 玩弄煙火製造又ハ販賣業者ハ前條ニ依リ認可證ヲ提出セサルモ
ノニ玩弄煙火ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 二名稱ノ何れヲ問ハス爆發性ヲ有スル玩弄品ヲ製造又ハ投
受スルコトヲ得ズ

第十五條 玩弄煙火製造又ハ販賣營業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルト
キハ十日以内ニ其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ハ戶籍
法ニ依リ届出義務者ニ於テ此ノ手續ヲ爲スヘシ

一、住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

二、廢業シタルトキ

三、死亡シタルトキ

第一項ノ營業者ニシテ三ヶ月以上所在不明ノトキハ廢業シタルモノト看

第三章 保安 第十二章 銃及火薬類ノ取締

第五節 火薬製造業者ハ第一條及第二條様式玩弄火薬製造業者ハ第三條及第四條様式ノ製造ヲ備ヘ受テ又ハ製造シ得ルモノニ付シテ...

(第一條様式)

火薬用藥品受領明細簿

Table with columns for Year/Month/Day, Name, Receipt, Payment, Balance, and Remarks.

(第二條様式)

火薬製造(販賣打掃)火薬受領簿

Table with columns for Year/Month/Day, Name, Receipt, Payment, Balance, and Remarks, including a sub-column for Residence.

第十三章 狩獵及威銃

狩獵法

大正七年四月四日 法律第三十二號

第一條 狩獵鳥獸以外ノ鳥獸ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス...

Table with columns for Year/Month/Day, Name, Receipt, Payment, Balance, and Remarks, including a sub-column for Residence.

玩弄火薬製造(販賣打掃)火薬受領簿

Table with columns for Year/Month/Day, Name, Receipt, Payment, Balance, and Remarks, including a sub-column for Residence.

(第三條様式)

玩弄火薬製造(販賣打掃)火薬受領簿

Table with columns for Year/Month/Day, Name, Receipt, Payment, Balance, and Remarks, including a sub-column for Residence.

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ設ケル命令ニ違反シ罰金ニ處セラレタル者...

臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ許可證ヲ下付ス

第十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ捕獲シタル鳥獸又ハ採取シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ販賣シ又ハ譲受クルコトヲ得ス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 國、道府縣、郡又ハ市町村ハ命令ノ定ムル所ニ依リ獵區ヲ設定スルコトヲ得

第十五條 獵發物、劇藥、毒藥、獵銃又ハ危險ナル器具ハ前條ノ使用シテ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス

第十六條 日出前若ハ日没後、市街其ノ他人家裏前ノ場所若ハ衆人聚集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ遺スヘキ處アル人畜、建物、汽車、電車若ハ船舶ニ向テ銃彈ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條 獵獲其ノ他ノ國障又ハ作物アル土地ニ於テハ占有者、共同狩獵地ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ノ承諾ヲ得ルニ非サレバ狩獵又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ鳥獸ノ捕獲ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 獵區ニ於テハ獵區設定者ノ承諾ヲ得ルニ非サレバ狩獵又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ鳥獸ノ捕獲ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 狩獵免許ヲ受ケタル者又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セムトスルトキハ狩獵免狀又ハ許可證ヲ携帯スヘシ

警察官吏、憲兵、森林官吏又ハ市町村長ハ前項ノ規定ニ依リ携帯スヘキ狩獵免狀若ハ許可證又ハ捕獲シタル鳥獸若ハ採取シタル鳥類ノ卵ヲ検査スルコトヲ得

第二十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ捕獲シタル鳥獸又

〔山形縣〕

ハ採取シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ販賣シ又ハ譲受クルコトヲ得ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條、第十一條、第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ違反シタル者

二 許欺ノ行爲ヲ以テ狩獵免許又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者

第三條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル犯罪ノ用ニ供シタル物件及其ノ犯罪ニ因リテ得タル獲物ヲシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第十七條ノ規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケタル者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一 第一條第一項、第二條、第五條第五項、第十三條、第十七條、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタル者

二 第一條第三項ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ニ違反シタル者

三 銃獵禁止區域ニ於テ銃獵ヲ爲シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ第十九條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミタル者

五 狩獵免狀又ハ第十二條第二項ノ許可證ヲ他人ニ使用セシメタル者

第二十三條 御遺物、禁獵區、銃獵禁止區域、獵區又ハ共同狩獵地ノ標識ヲ移轉、汚損、毀壞又ハ除却シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 狩獵免許又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ罰金ニ處セラレタルトキハ其ノ狩獵免許又ハ許可ハ效力ヲ失フ

第二十五條 第十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十六條 本法中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警察總監トス

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於

テハ之ニ準スヘキモノトス

附則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正八年八月勅令第三百八十一號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

第二十八條 明治三十年法律第七號ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 舊法ニ依リ爲シタル許可ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

舊法ニ依リ設ケタル禁獵區又ハ銃獵禁止ノ區域ハ之ヲ本法ニ依リ設ケタル禁獵區又ハ銃獵禁止區域ト看做ス

第三十條 本法施行前爲シタル共同狩獵地ノ免許ハ仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ期間ハ申請ニ因リ之ヲ更新スルコトヲ得

第三十一條 狩獵免許ヲ受ケタル者舊法第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ處罰セラレタルトキハ其ノ狩獵免許ハ效力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ一年ヲ經過スルニ非サレバ狩獵免許ヲ受ケルコトヲ得ス

〔山形縣〕

●狩獵法施行規則

大正八年八月十六日 農商務省令第二十八號

改正 大正一〇年農商務省令第三號、一二年第一九號、一二年第二二號、一四年農務省令第二四號、一五年第二三號、昭和三年第七號、五年第七號、一〇年第一八號

第一條 狩獵鳥獸ノ種類左ノ如シ

あはうどり	う	こゑさぎ	あなさぎ
あはら	う	はやぶさ	みさこ
あはら	う	うづら	えぞやまどり
あはら	う	かほ	あいさ
あはら	う	くひな	だいぜん
あはら	う	ばん	

第三編 保安 第十三章 狩獵及成績

むたぐる ちどり しぎ ほと

ひよどり つぐみ(つぐみ) しるはら まぢぢない

からす(ほしがら) かけす(るりかけ) しめ いかる

いすか ましこ あとり ひわ

かばらひわ うそ すずめ にふないすずめ

ほほじろ みやまほほじろ あなじ くるじ

かしらだか のじこ

獸類各種但シカモシカ、牝いたち、かばをそ及あまみのくろうさぎヲ除ク

第一條ノ二 左ノ鳥獸ハ農林大臣ノ指定シタル區域ニ於テ捕獲スル場合ヲ除クノ外之ヲ捕獲スルコトヲ得ス

こじけい てつけい 牝じか

農林大臣前項ノ規定ニ依リ指定ヲ爲シタルトキハ鳥獸ノ名稱及區域ヲ告示スヘシ

第二條 左ノ鳥類ノ狩獵期間ハ十一月一日ヨリ翌年二月末日迄トス

きじ やまどり

左ノ獸類ノ狩獵期間ハ十二月一日ヨリ翌年二月末日迄トス

あなぐま 牡いたち きつね しか

たけき てん むささび りす

第三條 農林大臣狩獵法第一條第三項ノ規定ニ依リ第一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ鳥獸以外ノ狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限シタルトキハ鳥獸ノ名稱、禁止又ハ制限シタル獵法、期間及區域ヲ告示スヘシ

地方長官狩獵法第四條ノ規定ニ依リ狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限シタルトキ亦前項ニ同シ

第四條 狩獵法第三條ノ規定ニ依リ獵具左ノ如シ

第二十一條 獵區設定者狩獵法第十八條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲シタルトキハ承認料ヲ交付スヘシ

第二十二條 獵區設定者ハ狩獵法第十八條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケル者ヲシテ承認料ヲ納付セシムルコトヲ得

前項ノ承認料ハ一日ニ付五圓ヲ超スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二項ノ規定ハ狩獵法第十二條第一項ノ許可ヲ受ケ學術研究又ハ有畜鳥獸捕獲ノ爲鳥獸ノ捕獲ヲ爲ス者ニ對シテハ之ヲ適用セス

第二十三條 獵區内ニ於テ狩獵又ハ狩獵法第十二條第一項ノ規定ニ依ル鳥獸ノ捕獲ヲ爲サントスルトキハ第二十一條ノ承認料ヲ納付スヘシ

第二十四條 獵區設定者ハ狩獵日、狩獵者ノ員數又ハ狩獵者ニ對シ其ノ捕獲スヘキ鳥獸ノ種類及員數、獵具、獵法、捕獲區域其ノ他狩獵ニ關スル制限ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 獵區ヲ設定セムトスル者ハ入獵規程ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ差出シ農林大臣ノ認可ヲ受ケルヘシ

一 獵區ノ名稱

二 獵區ト爲サントスル土地ノ地目別面積、水面ノ面積及其ノ面積三百町歩ニ滿タサルトキハ其ノ事由

三 獵區ノ存続期間

四 獵區ト爲サントスル區域ニ於ケル過去一年ノ季節別鳥獸棲息狀況及其ノ以前ニ於ケル概況

五 一狩獵期間當ノ月別狩獵者(甲、乙種別)及捕獲鳥獸(種類別)見込數

六 鳥獸ノ保護非難ヲ爲ス十百ノ別及之ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ方法

七 獵區内ニ棲息スル鳥獸ニ因ル損害ノ補償ニ關スル事項

〔山形縣〕

八 獵區設定ニ要スル費用及一年當收支概算

九 第二十二條第二項但書ノ規定ニ依ル承認料ヲ納付セシムルモノニ在リテハ其ノ事由

十 狩獵者又ハ巡守ヲ設ケ十百ノ別及之ヲ置クモノニ在リテハ其ノ員數

前項ノ書面ニハ獵區ノ區域及位置ヲ示ス圖面、第十八條ノ同意ヲ證スル書面並獵區設定ニ關スル決議ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

獵區設定者第一項第三號、第六號又ハ第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ差出シ農林大臣ノ認可ヲ受ケルヘシ

第二十六條 入獵規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 事務所ノ位置

二 獵區ノ區域

三 第二十四條ノ規定ニ依ル制限

四 入獵申込ノ手續

五 第十九條ノ規定ニ依ル抽籤ノ方法

六 入獵承認ノ通知方法

七 第二十二條ノ規定ニ依ル承認料及其ノ納付ノ方法

八 承認證ノ交付、携帶及提示ニ關スル事項

九 案内者又ハ狩獵者ヲ置クモノニ在リテハ之ニ關スル事項

十 入獵者、其ノ從者、獵區管理者、巡守、案内者又ハ狩獵者ニ徵收シ得ル用セシムルモノニ在リテハ其ノ旨及態形

十一 退獵ノ手續

十二 入獵規程違反者ニ對スル處置

獵區設定者前項第二號、第三號、第五號、第七號、第九號又ハ第十二號ノ事項ヲ變更シ又ハ新ニ設ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面

〔山形縣〕

ヲ差出シ農林大臣ノ認可ヲ受ケルヘシ

前條第一項第二號、第四號、第五號、第八號及第二項ノ規定ハ第一項第二號ノ事項ヲ變更セムトスル場合ニ於ケル認可ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 第十六條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ申請セムトスルトキハ更新ノ期間ヲ定メ申請書ニ第十八條ノ同意ヲ證スル書面ヲ添附シ期間滿了ノ日ヨリ三月前ニ之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第二十八條 入獵規程ヲ變更シタルトキハ第二十六條第二項ニ掲ケル事項ニ關スルモノヲ除クノ外遑遑ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツヘシ第二十條五條第一項第一號又ハ第十號ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十九條 農林大臣獵區ノ設定又ハ其ノ存続期間ノ更新ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ告示スヘシ告示シタル事項ニ付變更ヲ生シタルトキ亦同シ

一 獵區ノ名稱

二 事務所ノ位置

三 獵區ノ區域

四 獵區ノ存続期間

五 承認料

六 狩獵ニ關スル制限

第三十條 獵區設定者ハ其ノ獵區ニ管理者又ハ巡守ヲ置クコトヲ得

獵區設定者管理者又ハ巡守ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ農林大臣ニ届出シ且證據ヲ携帶セシムヘシ

第三十一條 獵區管理者又ハ巡守ノ何時ニテモ獵區内ニ於テ鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スル者ニ對シ第二十一條ノ承認證ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第三十二條 獵區設定者ハ獵區ノ區域ヲ表示スル爲ニ必要ナル標識ヲ設ケルヘシ

第三十二條ノ二 獵區設定者ハ前年四月十六日ヨリ其ノ年四月十五日迄ノ間ニ於ケル獵區ノ成績ヲ様式第一號及第二號ニ依リ毎年四月三十日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ

第三十二條ノ三 獵區設定者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間狩獵ノ停止ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期間ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケルヘシ

前二項ノ認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ハ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第三十三條 獵區設定者獵區ヲ廢止セムトスルトキハ廢止ノ日ヨリ三十日前ニ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ農林大臣ハ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第三十四條 農林大臣必要ト認ムルトキハ獵區設定者ニ對シ獵區設定ノ認可ヲ取消シ第二十五條第一項第三號、第六號、第七號、第十號ノ事項又ハ入獵規程ノ變更、有畜鳥獸ノ驅除、一定ノ期間ノ狩獵ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

農林大臣獵區設定ノ認可ヲ取消シ又ハ狩獵ノ停止ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第三十五條 第九條第一項、第十一條又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ料科ニ處ス

第三十六條 本則ニ依リ農林大臣ニ差出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第三十七條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

第三十八條 本則ハ狩獵法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正八年九月一日ヨリ施行)

第三十九條 共同狩獵地ノ範圍定期ノ更新ヲ申請セシメ其ノ更新ノ期間ヲ定メ申請書ニ區域内ノ土地所有者ノ同意ヲ附スル書面ヲ添附シテ提出スルモノハ三月前ニシテ農林大臣ニ提出スルヘシ...

第四十條 共同狩獵地ニ付テハ前條ノ外仍從前ノ例ニ依ル...

第四十一條 狩獵區及保護禁止區域ノ木柵又ハ制札ニシテ本則施行前設ケタルモノハ本則ニ依リ之ヲ撤去シテ...

第四十二條 附屬 (大正十四年農林省令第三十四號)...

本令ハ大正十四年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條第一號中制札兼合ノ字樣ニ關スル規定ハ大正十九年四月十五日迄、第十一條ノ二ノ規定ハ...

大正十四年十一月三十日迄之ヲ適用セシ...

第四十三條 狩獵區ノ管理手續...

第四十四條 狩獵區ノ管理手續...

第四十五條 狩獵區ノ管理手續...

第四十六條 狩獵區ノ管理手續...

第四十七條 狩獵區ノ管理手續...

第四十八條 狩獵區ノ管理手續...

第四十九條 狩獵區ノ管理手續...

第五十條 狩獵區ノ管理手續...

第五十一條 狩獵區ノ管理手續...

第五十二條 狩獵區ノ管理手續...

第五十三條 狩獵區ノ管理手續...

第五十四條 狩獵區ノ管理手續...

第五十五條 狩獵區ノ管理手續...

第五十六條 狩獵區ノ管理手續...

第五十七條 狩獵區ノ管理手續...

第五十八條 狩獵區ノ管理手續...

第五十九條 狩獵區ノ管理手續...

第六十條 狩獵區ノ管理手續...

大正 年度獵區成績表(其ノ一)

種別	日數	開張	申込者數	入張者數	捕	獲	計	計	計	
									計	計
甲種										
乙種										
合計										

大正 年度獵區成績表(其ノ二)

科 目 金 額 一 内	
入	出

〔山形書〕

承記料	案内料	勞子賃	通信料	何	何	何	計	管理者手當	書記手當	巡守手當	案内者賃	勞子賃	勞子賃	消耗品費	通信料	鳥獸保護費	損害補償費	何	計	

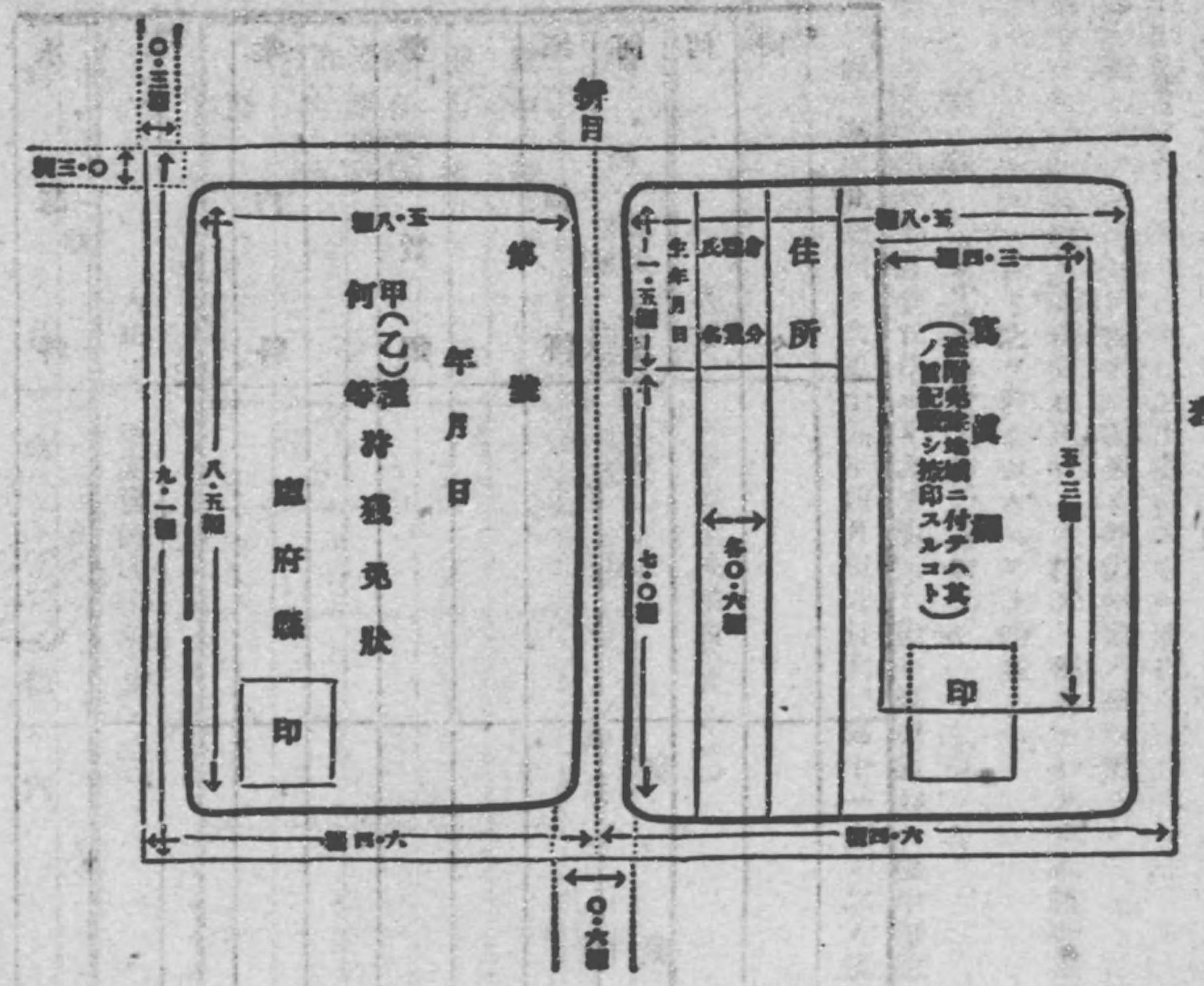
●狩獵免狀、其ノ他雜形

大正八年八月十八日
農商務省告示第二百二十號

大正一〇年農商務省告示第三三號。昭和一〇年農商務省告示第二四〇號。二二年第二五五號

狩獵免狀、鳥獸捕獲許可證、禁獵區ノ木柵又ハ制札、保護禁止區域ノ制札及獵區管理者又ハ巡守ノ携帶スヘキ證票ノ雜形左ノ通定ム

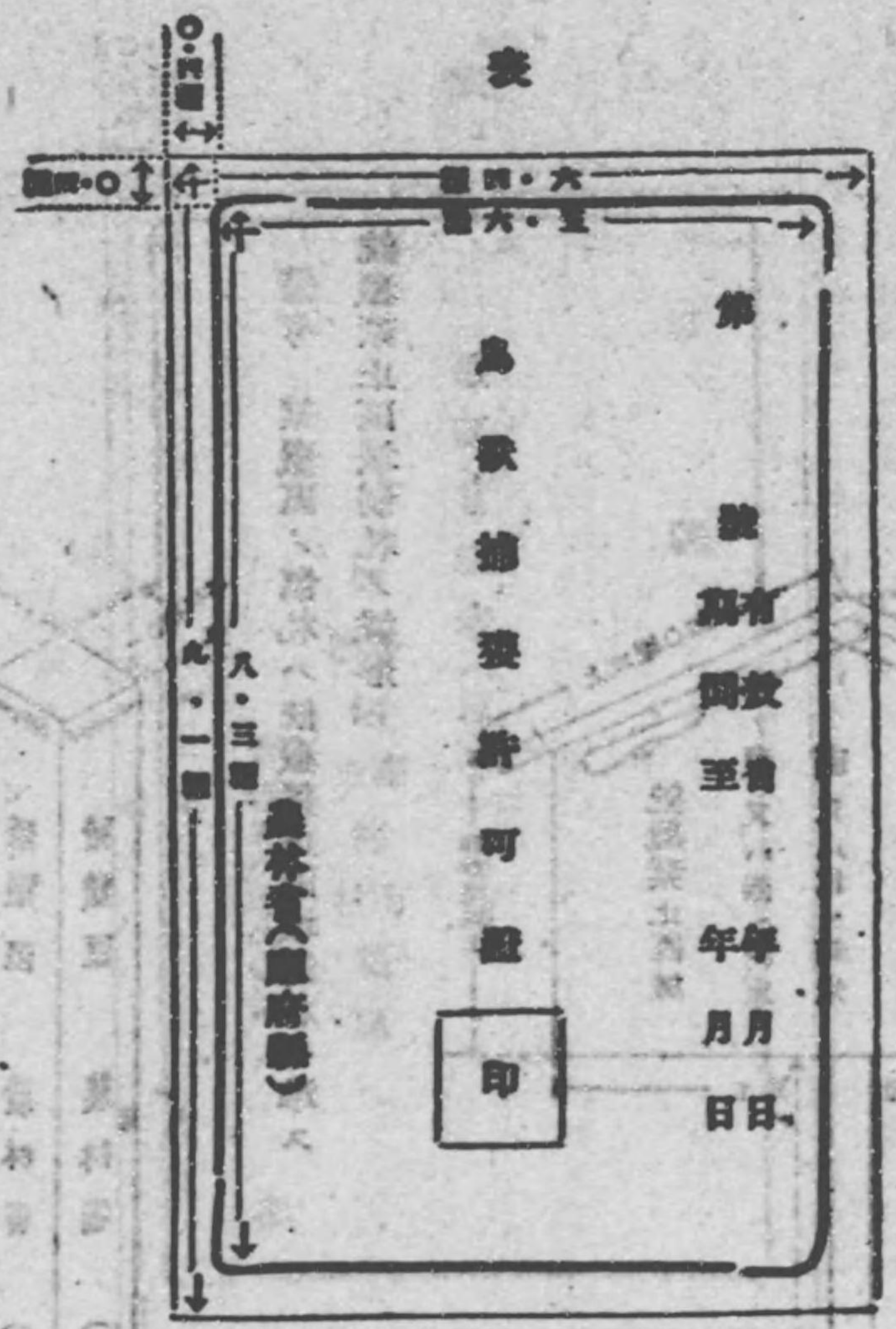
許渡免狀様形(甲種ハ綠色、乙種ハ白色)



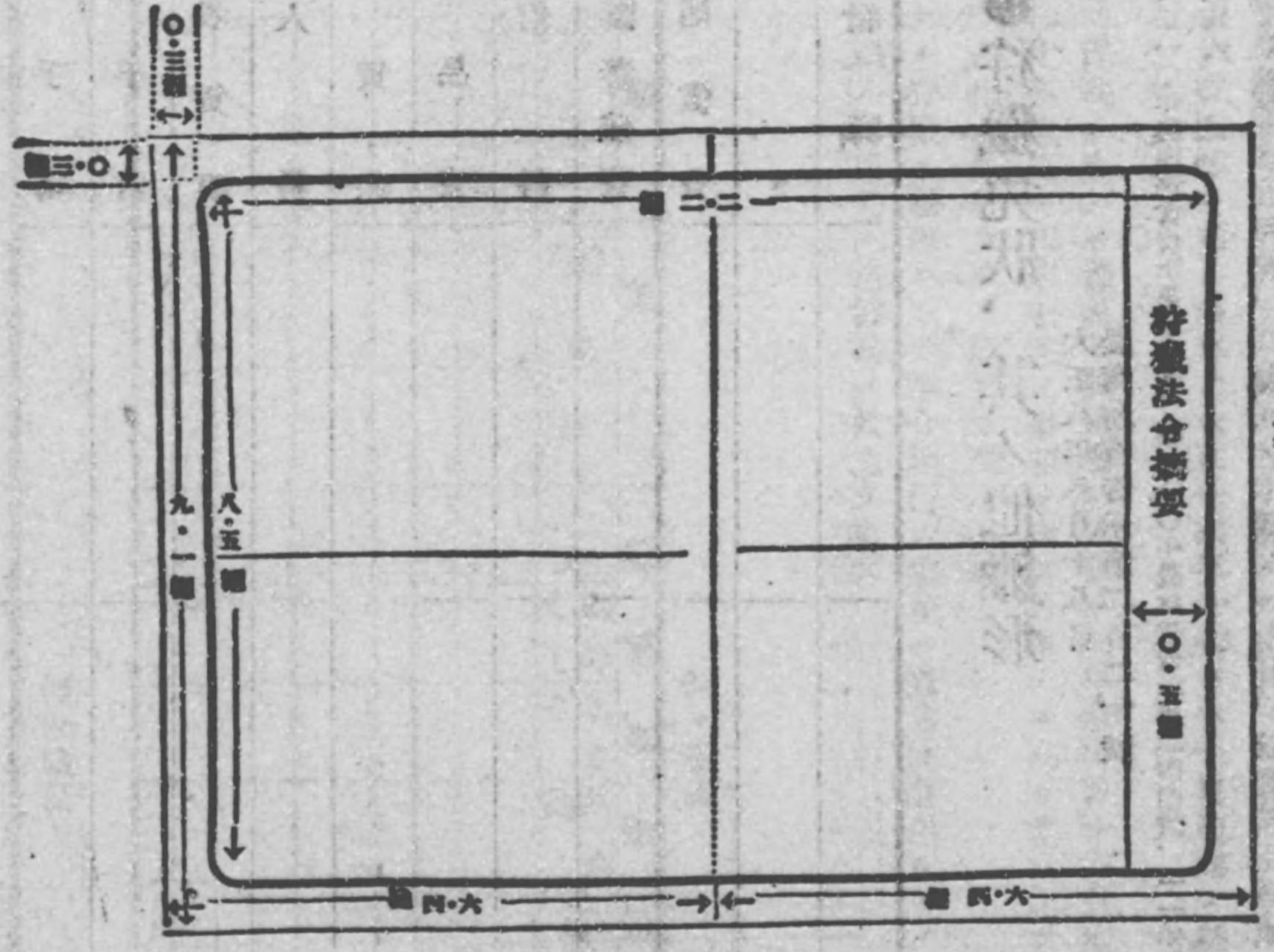
表

〔山形書〕

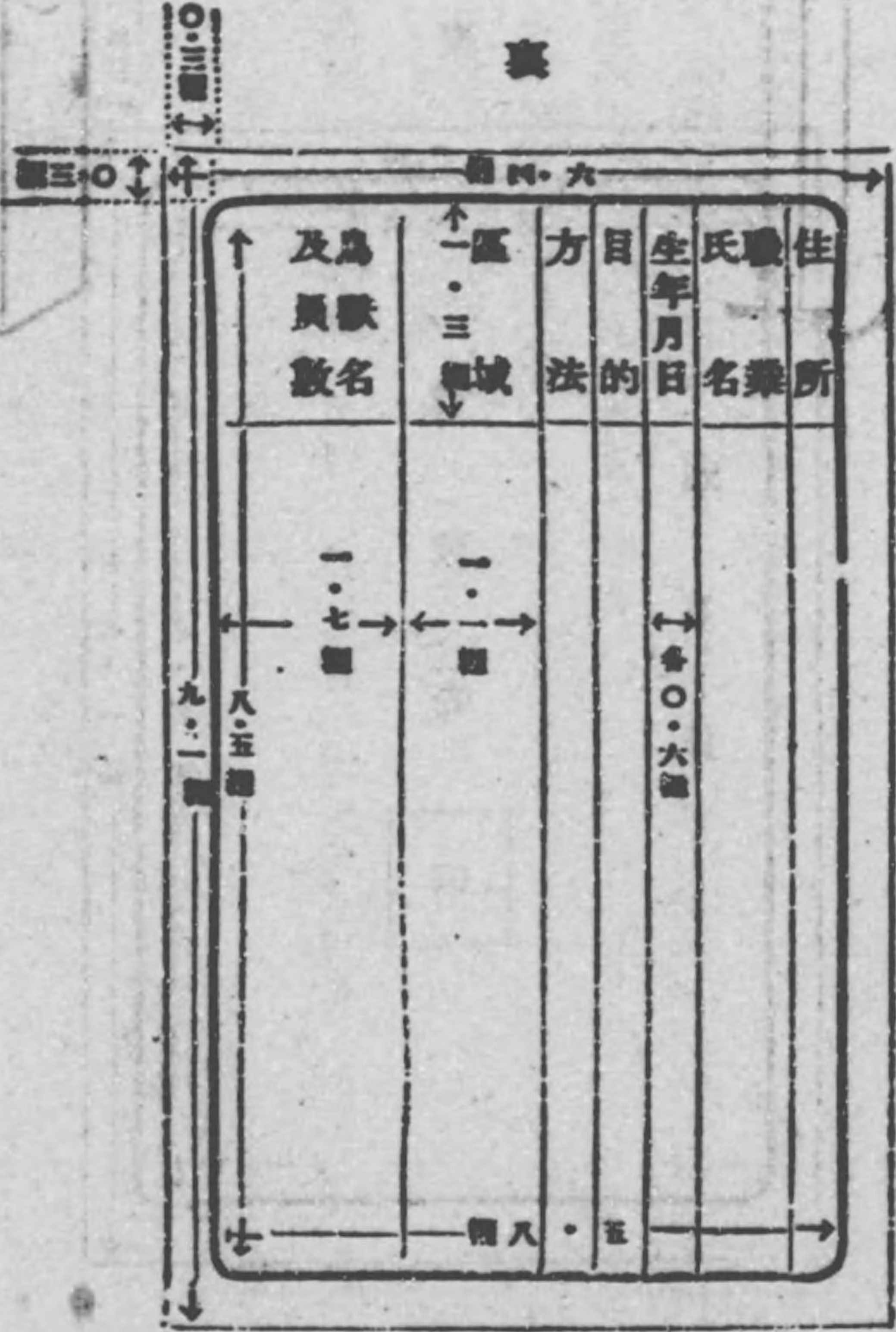
鳥獸捕獲許可證様形

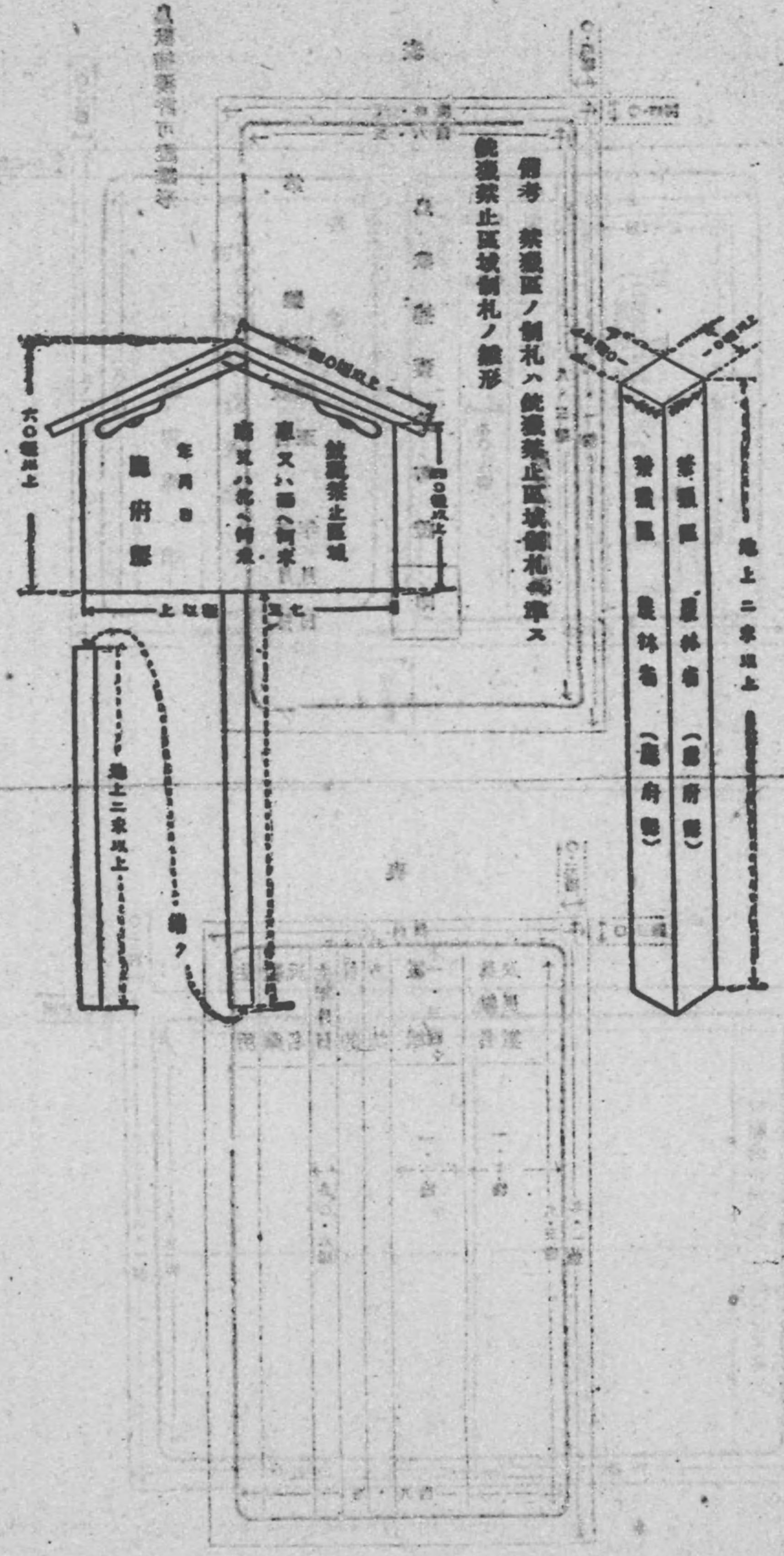


裏



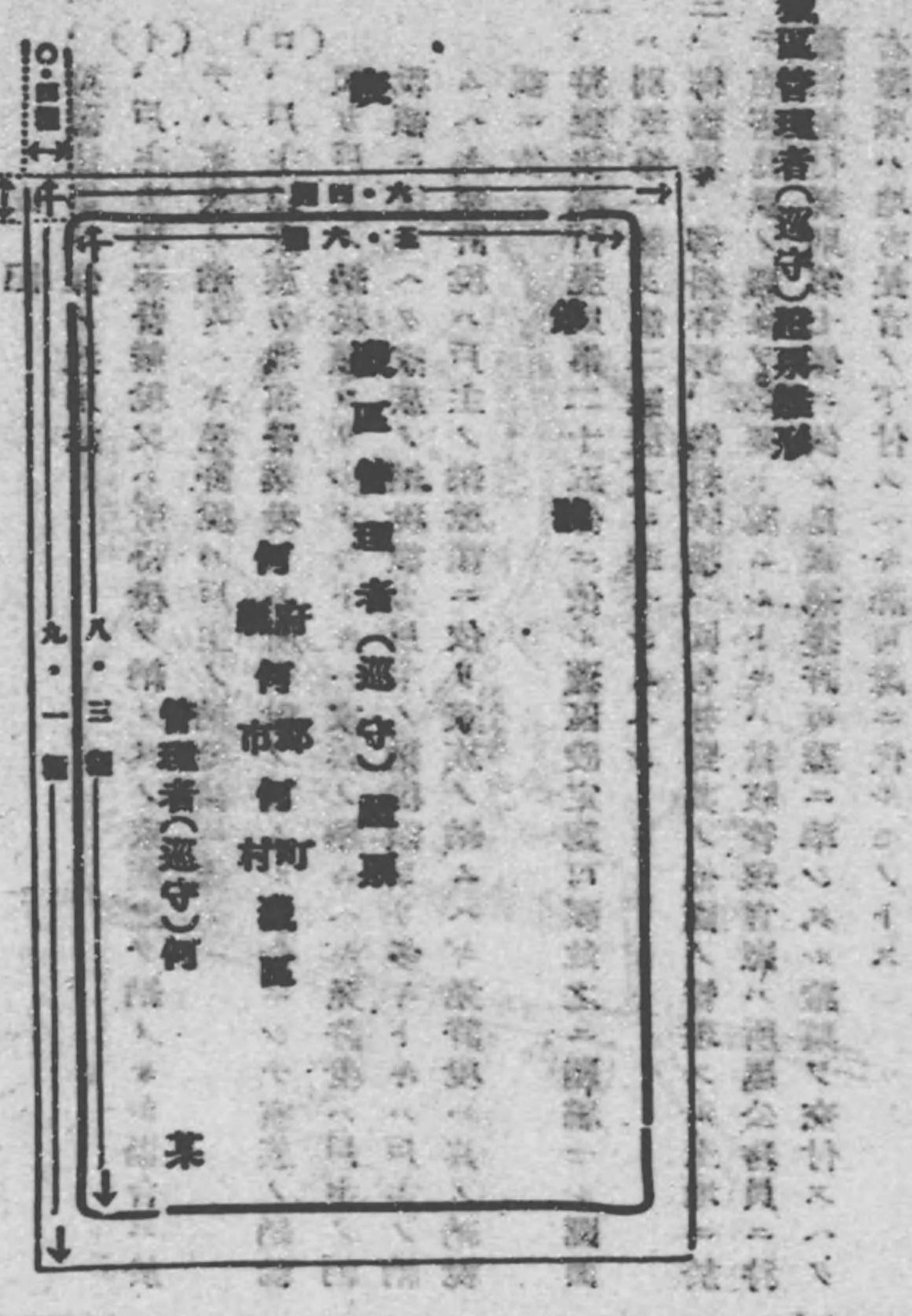
裏



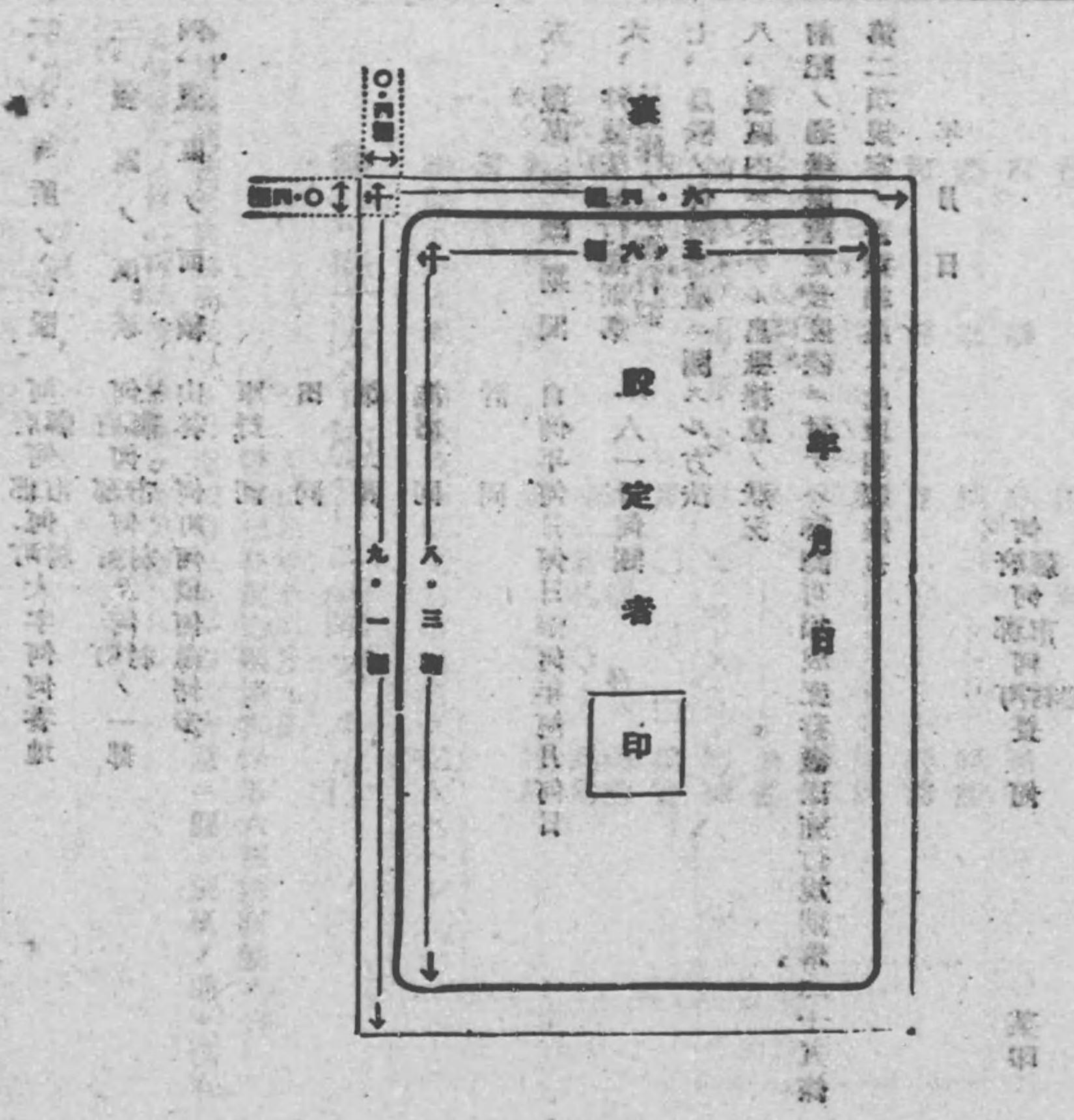


〔山形管〕

一、禁煙、許諾、成約、禁煙管
二、禁煙管ノ構造
三、禁煙管ノ設置



一、禁煙、許諾、成約、禁煙管
二、禁煙管ノ構造
三、禁煙管ノ設置



●狩獵法施行ニ關スル件

大正八年九月十三日
警察部長依命訓達收保第四六七七號ノ一

狩獵法第八條ノ適用方及狩獵法施行規則第二十五條ニ依ル獵區設定認可願
並獵區ノ區域及位置ヲ示ス圖面其ノ他左ノ通り心得取致上通算ナキヲ期ス
ヘシ

左記

- 一、狩獵法第八條ノ適用法
- (イ) 戶主カ地租營業稅又ハ所得稅ヲ納メ其ノ家族之ヲ納メサル場合ニ於
テハ家族ノ納ムヘキ免稅額ハ戶主ノ納稅額ニ依ル
- (ロ) 戶主並家族カ地租營業稅又ハ所得稅ヲ納ムル場合ニシテ家族ノ納稅
額ハ戶主ノ納稅額ヨリ少キトキハ家族ノ納ムヘキ免稅額ハ戶主ノ納
稅額ニ依ルヘク家族ノ納稅額ハ戶主ノ納稅額ヨリ多キトキハ戶主ノ納
稅額ニ依ル
- 二、狩獵法施行規則第二十五條ニ依ル獵區設定認可願並之ニ關聯セル圖面
ハ別紙第二號及第二號様式ニ準セザルベシ
- 三、御獵場、御料林野、御料牧場、國有林野其ノ他國ノ管理スル土地ニ於
テ有害鳥獸ノ驅除ヲ必要ト認ムルトキハ當該管理官廳ハ所屬公務員ニ狩
獵法施行規則第七條ニ依ル鳥獸捕獲許可證ニ準シタル證票ヲ交付スヘク
右證票ハ地方長官ノ下付スヘキ許可證ニ代ルモノトス

第一號様式

獵區設定認可願

一、獵區ノ名稱 何府何郡何町獵區

〔山形縣〕

- 二、事務所ノ位置 何府何郡何町大字何何番地
- 三、獵區ノ區域 何府何郡何町及何村ノ一部
- 四、獵區ノ面積 山林 何町何段何畝何歩
原野 同
田 同
畑 同

計 同
池沼 同

- 五、獵區存續期間 自何年何月何日至何年何月何日
 - 六、狩獵法施行規則第一九條ノ一人一貫何圖
 - 七、鳥獸ノ保護事項ニ關スル方法
 - 八、獵區内ニ於ケル鳥獸棲息ノ狀況
- 前記ノ通算區域設定後候ニ付テハ御認可相成度狩獵法施行規則第二十五條
第二項規定ノ書類相添ヘ此處相願儀也

年月日

何府何郡何町長 何

某印

農商務大臣宛

〔山形縣〕

第二號様式



- 凡例
- 山 茶色
 - 畑 赤色
 - 田 赤色
 - 地 赤色
 - 林 赤色
 - 池 赤色

第三編 保安 第十三章 狩獵及獵獲

●狩獵法令施行ニ關スル件

大正八年十二月九日
警察部長依命訓達收保第六四四四號ノ一

今般農商務省農務局長ヨリ狩獵法第三十一條ノ法律ニ關シ別紙ノ通り
之書類並ノ寫心取致上通算ナキヲ期スヘシ

大正八年十二月四日

原野	鼠色	川	同	府	界	同	町	界	同	郡	界	府	界	海	同	原	同	海	同
池沼	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
畑	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
家	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
家	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
家	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
家	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山形縣知事

狩獵法第三十一條中「舊法第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ處罰セラルルトキ」トハ現行法施行後狩獵免許ヲ受ケタル後刑罰ニ處セラレタル場合ナルカ又ハ其ノ施行前ニ刑罰ニ處セラレタル場合ナルカニ付疑アル向モ有之キニ候處右ハ左記ノ通リ知相成度依命此段及通牒候也

狩獵法施行細則

大正八年九月一日 山形縣令第六十號

第一條 狩獵法及狩獵法施行規則ノ規定ニ依リ知事ヲ經由シ又ハ知事ニ提出スヘキ申請書、屆書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第二條 狩獵法施行規則第五條第二項ノ證明書ハ納稅地市町村長ノ證明シタルモノヲ要ス
第三條 狩獵法施行規則第十一條ノ規定ニ依リ届出ハ毎月分取該月翌月五日迄第一號様式ヲ以テ選擇シテ所轄警察官署ニ届出ヘシ

狩獵法施行手續

大正八年九月一日 山形縣令第三十二號

第一條 大正四年四月廿四日第一號、五年四月廿四日第一號、狩獵法施行規則第一條ノ規定ニ依リ經由スル申請書及屆書ハ其ノ記載事項ノ實否及法令ノ規定ニ適合スルヤ否ヲ調査シタル止意見ヲ具シテ之ヲ知事ニ進達スヘシ
第二條 警察官署ニ於テ狩獵免許狀下付ノ願書ヲ受ケタルトキ、狩獵法第六條乃至第八條ノ規定ヲ爲シ支障ナシト認メタルトキハ免許狀下付スヘシ
第三條 警察官署ニ於テ狩獵免許狀ノ再渡又ハ書換ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ再渡又ハ書換ヲ爲スヘシ
第四條 警察官署ニ於テ狩獵免許狀下付シ又ハ再渡若ハ書換ヲ爲シタルトキハ毎月末第一號及第二號様式ニ依リ之ヲ知事ニ申報スヘシ
第五條 警察官署ニ於テ狩獵者ノ氏名變更又ハ住所移轉ノ届出ヲ受ケタルトキハ免許狀ヲ訂正シ欄外ニ其ノ事由及年月日ヲ記入シ署長認印スヘシ
第六條 前項ノ場合ニ於テ毎月末新書ノ氏名又ハ住所ヲ知事ニ申報スヘシ
第七條 警察官署ニ於テ狩獵者ノ住所移轉届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ關係警察官署ニ通報スヘシ
第八條 警察官署ハ第三號様式ニ依リ免許狀原簿ヲ調査シ異動アル毎ニ之ヲ訂正スヘシ
第九條 市町村ニ於テ鳥獸ノ毒種保護ノ爲メ禁獵區ヲ設ケル必要アリト認ムルトキハ其ノ理由區域期間及時期ヲ詳具シ圖面ヲ添付シ之ヲ知事ニ申報スヘシ
第十條 警察官署ハ毎年九月二十日マデニ禁獵區ニ於ケル鳥獸毒種ノ狀況ヲ知事ニ申報スヘシ
第十一條 市町村ニ於テ禁獵禁止ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ理由區域期間

第三條ノ二 狩獵法施行規則第十二條ノ二ノ規定ニ依リ受渡簿ハ第二號様式ヲ用フヘシ

鳥獸名又ハ卵ノ種類別、捕獲地、捕獲者、日、月、年、時、分、備考

Table with 5 columns: 鳥獸名又ハ卵ノ種類別, 捕獲地, 捕獲者, 日, 月, 年, 時, 分, 備考

鳥獸捕獲許可ヲ受ケタル者其ノ届出ヲ爲ス場合ハ備考欄ニ其ノ處置ヲ記入スルコト
第二號様式 (用紙美濃紙)

Table with 4 columns: 受渡, 先, 渡, 先, 備考

記載例
一、鳥類ノ種類別ニ口座ヲ設ケルニ付
二、受渡先ノ捕獲者受其ノ他ノ別ノ捕獲ニ係ルトキ(捕獲者ノ備考欄ニナルトキハ(受)以下之ニ依リ)記入スルコト

〔山形縣〕

〔山形縣〕

間及時期ヲ詳具シ之ヲ知事ニ申報スヘシ

第十一條 警察官署ニ於テ效力ヲ失ヒタル狩獵免許狀及狩獵法第十二條第一項ノ許可證ノ返納ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢斷スヘシ
第十二條 狩獵法施行規則第五條ノ願書ハ警察官署ニ於テ三箇年間保存スヘシ
第十三條 警察官署ニ於テ狩獵法施行規則第三條ノ届出ヲ受理シタルトキハ第四號様式ニ依リ翌月十日マデニ之ヲ知事ニ申報スヘシ

狩獵免許狀下付報告表

Table with 4 columns: 免狀ノ種類, 免狀ノ等級, 納稅額, 住所, 職業, 氏名, 生年, 月, 日

再渡又ハ書換ヲ爲シタルトキハ氏名欄内ニ其ノ旨朱記スヘシ

納稅ノ區別ハ狩獵法第八條第一項ニ依リ之ノ區別方ニ依ルヘシ

月分狩獵免許狀受拂報告表

Table with 2 columns: 何警察署, 署長, 認印

種別	甲種			乙種		
	一等	二等	三等	一等	二等	三等
總計						
計						

考	氏名	住所	種別	等級	住所身分職業	下付年月日
						氏名

納税ノ額及ハ狩獵法第八條第一項一等ノ區別方ニ依ルヘシ

〔山形縣〕

〔山形縣〕

- 一、本署鳥獸ノ種類
- 二、被害ノ状況
- 三、威銃使用ノ区域及其ノ面積
- 四、威銃使用ノ時期並期間
- 五、威銃ノ種類
- 六、威銃ノ種別

他人ヲシテ威銃ノ使用ニ從事セシムトスルキハ從事者ノ本籍住所職業氏名生年月日ヲ具シ許可ヲ受ケルヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ威銃ノ使用者又ハ從事者アルコトヲ得ス

一、十六歳未満ノ者及白痴癲癩者

二、狩獵法第二十一條第二十二條第二十三條ノ處罰ヲ受ケ或ハ罰金ノ額ヲ得ス

三、前各號ノ外威銃使用ニ關セシムルモノ者 (Gun Law)

第四條 威銃使用者又ハ從事者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一、威銃ニ他物ヲ裝填スルコト

二、火藥類ヲ裝填シタル威銃ヲ放置又ハ遺棄スルコト

第五條 本令第二條第四條ニ違反シタル者ハ拘留、科料ニ處ス

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 明治三十四年九月九日第九號令第七十七號威銃取締令ノ之ヲ廢止ス

威銃取締令施行手續

第一條 威銃使用ノ願出アリタルトキハ左ノ各號ヲ調査シ支障ナシト認メ

第三編 保安 第十三章 狩獵及威銃

大正十一年二月 山形縣令第四號

身分ニハ戶主非戶主ヲ明ニスヘシ

考	氏名	住所	種別	等級	住所身分職業	下付年月日
---	----	----	----	----	--------	-------

皇族遊獵ノ件

明治二十五年十月十五日

皇族ニ於テ御遊獵相成候節ハ狩獵規則遵守可相成ハ勿論ニ有之候得共右ノ免狀得獲ル及ハ付別度狩獵免狀交付不相成候御遊獵ノ際不都合無之取裁ヲヘシ

威銃取締令

大正十一年二月十日

第一條 本令ニ於テ威銃ヲ稱スルハ有害鳥獸驅逐ノ爲空地ヲ獵射スル物ヲ指シ

第二條 威銃ヲ使用セシムル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケルヘシ

一、本籍住所職業氏名生年月日



タルトキハ第一號様式ノ威銃使用許可證ヲ下付スヘシ

一、威銃取締令第二條第一項各號ノ事項

二、威銃取締令第三條各號ノ事項

三、名ヲ認メニ關シ書留ヲ金メタルノ標ヒナキモノ

四、威銃使用期間ハ三箇月以内ナルコト

五、前各號ノ外取締上警察ヲ生スルノ虞ナキモノ

第二條 威銃使用許可證ハ威銃使用ノ際其ノ從事者ニ之ヲ携帯セシムヘシ

第三條 威銃使用期間滿了シタルトキハ威銃使用許可證ヲ返却セシムヘシ

第四條 威銃使用許可證用紙ハ毎年三月末日迄所要見込數ヲ報告スヘシ

第五條 明治三十四年九月山形縣令第四十八號威銃取締令施行手續ハ之ヲ廢止ス

捕獸器ニ關スル件

大正九年一月六日 警察部長依命訓令第六八二八號ノ一 警察部長依命訓令第六八二八號ノ一 警察部長依命訓令第六八二八號ノ一

八農第一三五七四號 大正八年十二月二十四日 農商務省農務局長

山形縣知事 今般左衛門名ヨリ其ノ輸入販賣ニ係ル米國製捕獸器 (Animal Trap) ハ狩 獵法第十五條ノ危險ナル具ノ部類ニ屬スル疑アルヲ以テ右ニ該當スルヤ否

Table with 2 columns: 式 (Type) and 時間 (Time). Includes entries like シャンプトラップ and 開キタル 徑.

神奈川縣知事 客月二十五日附未内農收第六四二七號ヲ以テ吉川米次郎外一名出願ニ係ル 米國製捕獸器ニ關スル件連連相成候處右ハ開キタル具ノ長徑三寸五分以下

鳥獸及獵具ノ地方名稱告示ニ關スル件

大正十四年十一月三十日 山形縣告示第三百三號 野生鳥獸及獵具ノ地方名稱ヲ狩獵法施行規則第十一條ノ三ニ依リ左ノ通之

Table with 2 columns: 鳥獸名 (Bird Name) and 地方名稱 (Local Name). Includes entries like アハサドリ, アオウドリ, イソバササギ.

〔山形縣〕

Table with 2 columns: 鳥獸名 (Bird Name) and 地方名稱 (Local Name). Includes entries like マシラヒ, カハラヒ, スウナイス.

Table with columns for names and locations, listing various places like Yamanashi and Gunma.

三、道具ノ部 器具ノ部 地名ノ部

Table listing tools and equipment such as arrows and traps.

●雌きじ捕獲禁止ノ件 昭和十年九月十八日 農林省告示第三百十五號

●牡いたちきつねたぬきてん捕獲禁止ノ件 昭和十三年九月二十一日 農林省告示第三百三十五號

〔山形警〕

第十四章 交通

●人力車營業取締令

大正元年八月八日 昭和十年四月二十六日 山形縣令第三十一號 第一條 人力車營業ヲ爲サントスル者ハ其ノ住所、氏名、生年月日及自ラ...

第九條 人力車車場ノ設置セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具シテ所轄警察官ニ之ヲ提出スヘシ 第一 設置者ノ住所、氏名 第二 二名以上ノ共同ニ爲ルモノキハ管理者ノ住所、氏名

第三編 保安 第十四章 交通

駐車場設置ノ場所官公有地ナルトキハ其ノ許可書、私有地ナドトキハ其ノ承諾書

- 第十條 人力車駐車場ノ設置者又ハ管理者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一 所轄警察官署ノ指示ニ従ヒ駐車場ノ標示ヲ爲シ且見易キ場所ニ賃銀表及里程表ヲ掲示スルコト
二 駐車場ハ見易シカラザル設備ヲ爲シ常ニ清潔ニ爲スコト
三 乗用ニ供シ難キ人力車ヲ駐車場ニ置カサルコト
第十一條 人力車營業者ハ警察官署ノ管轄區域ニ從ヒ人力車營業組合ヲ設置スヘシ
第十二條 人力車營業組合ハ規約ヲ定メ取締人ヲ選定シ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケシテ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
前項ノ規約ニ規定スヘキ事項左ノ如シ
一 組合ノ名稱及事務所ノ位置
二 取締人ノ員數及其ノ選定ノ方法
三 費用徴収ノ方法
四 前各條ノ外必要ナル事項
第十三條 人力車營業者ハ其ノ居住地ノ人力車營業組合ニ加入スヘシ
第十四條 人力車賃銀額ハ組合ニ於テ之ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
第十五條 取締上必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ組合規約ノ變更又ハ取締人ノ改選ヲ命ズルコトアルヘシ
第十六條 人力車營業者ニ於テ定額ノ賃銀ニ手数料ヲ加ヘタル乗車券ヲ發賣セムトスルトキハ其ノ金額ノ算出所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
第十七條 人力車營業者ハ轆子ヲ雇入レムトスルトキハ其ノ住所、氏名、

〔山形縣〕

生年月日ヲ具シ所轄警察官署ノ轆子賃銀ヲ受クヘシ
第十八條 人力車營業者ハ左ノ事項ノ生シタルトハキ五日以内ニ所轄警察官署ニ之ヲ届出ツヘシ
一 轆子ノ住所、氏名ノ變更及轆子ノ解雇
二 轆子ノ死亡
三 轆子賃銀ノ毀損、亡失
第十九條 人力車營業者及轆子ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
一 乗車ヲ強請スルコト
二 一人乗ノ車ニ二人以上、二人乗ノ車ニ三人以上ヲ乗載スルコト但シ年齢十歳未満ノ者ハ此ノ限ニアラス
三 正當ノ理由ナクシテ乗車ノ請求ヲ拒ムコト
四 定額ノ人力車賃銀ノ外金銀、物品ヲ請求スルコト
五 乗客ノ承諾ヲ得ズシテ他車ニ乗り替ヘシメ又ハ置ニ下車ヲ強請シ若ハ駐車スルコト
六 乗客ヲ指定セザル場所ニ轆子ヲ入ルコト
七 額冠リ、鉢巻其ノ他見苦シキ容裝ヲ爲スコト
八 前項中條項スルコト
第二十條 轆子ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一 取締中第六條ノ服裝又爲スコト
二 警察官署ノ指定タル日期ニ於テ服裝ノ検査ヲ受ケルコト
三 取締中ハ轆子賃銀、第五條ノ附屬品及第七條第一號ノ物品ヲ携帯スルコト
四 轆子賃銀ハ之ヲ賃與セザルコト
五 警察官署ノ命令ニ依リ何時ニテモ轆子賃銀ヲ提示スルコト
六 警察官署ノ命令又ハ乗客ノ請求ニ依リ里程表、賃銀表ヲ提示スルコト

〔山形縣〕

- 第二十一條 人力車營業者ニシテ本令ノ規定ニ違反シ又ハ人力車營業者タルニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
第二十二條 人力車及其ノ附屬品ニシテ其ノ使用ニ適セザルモノト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ人力車検査場ニ失致ヲ命ズルコトアルヘシ
第二十三條 轆子ニシテ本令ノ規定ニ違反シ又ハ轆子タルニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ轆子賃銀ハ失致ヲ命ズルコトアルヘシ
第二十四條 人力車營業者ハ廢業シ、死亡シ、人力車ノ使用ヲ廢止シ又ハ轆子ヲ解雇シ若ハ轆子死亡シタルトキ及本令ニ依リ人力車營業ノ許可ヲ取消サレ又ハ人力車検査場、轆子賃銀ノ失致ヲ命ゼラレムトキハ人力車營業許可證、人力車検査證又ハ轆子賃銀ヲ返納スヘシ
第二十五條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
一 許可ヲ受ケズシテ人力車營業ヲ爲シタル者及人力車ヲ轆子コトノ許可ヲ受ケズシテ人力車ヲ轆キタル者
二 轆子賃銀ヲ受ケズシテ轆子ヲ爲サシメタル者
三 第二條第一項ノ規定ニ違反シテ人力車ヲ使用シタル者
四 停止ヲ命ゼラレタル者ニシテ人力車營業ヲ爲シ又ハ轆子ノ業ニ就キタル者
五 取締人手續ヲ以テ人力車又ハ其ノ附屬品若ハ服裝ノ検査ヲ受ケタル者
六 第十六條、第十九條第一項乃至第六號ノ規定ニ違反シタル者
七 夜中制燈ノ提灯ニ點火セシメテ人力車ヲ轆キタル者

第三編 保安 第十四章 交通

●人力車營業取締令執行手續

- 第二十六條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
一 第四條ノ規定ニ違反シタル人力車ヲ使用シ又ハ人力車及其ノ附屬品ヲ使用停止中ニ之ヲ使用シタル者
二 無用ニテ人力車駐車場ヲ設置シタル者
三 第二條第二項、第三條、第五條乃至第八條、第十條、第十八條、第十九條乃至第七號第八條、第二十條、第二十四條ノ規定ニ違反シタル者
本令ハ明治四十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス其ノ附屬品ハ付テハ該令施行ノ期ニ至ラズニテ之ヲ施行ス
明治二十年九月縣令第七十號及明治二十八年七月縣令第三十四號ハ之ヲ廢止ス
本令施行人際ニ於テ明治二十年縣令第七十號及明治二十八年縣令第三十四號ニ依リ許可證又ハ認可ヲ受ケ若ハ届出ノ上營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可證又ハ認可ヲ受ケ若ハ届出ヲ爲シタルモノト看做ス

明治四十二年四月 發佈第九八號

第一條 人力車營業ノ許可證又ハ轆子賃銀ハ左ノ各條ニ該當セザルモノニ限リ之ヲ下付スヘシ但シ自ラ人力車又ハ轆子賃銀カザル人力車營業出願者ニ付テハ第一號第二號ニ該當スルモ妨ケナシ
一 女子及年齢十六歳未満ノ男子
二 身體衰弱ナル者
三 癡癡癡ノ病、骨節ノ病、暗取勝切ノ病ヲ犯シ癡癡ノ病ニ處セラレタルモノモ之ヲ改修ノ情ナキ者又ハ同上ノ病ニ依リ刑ニ處セラレタルモノ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非ズレハ營業許可ノ取消又ハ鏡子標札ノ失効ヲ命ズルコトヲ得ス但シ第三號ハ自ラ人力車ヲ賣却シテ營業者ニハ之ヲ適用セズ

一 一箇年以上人力車營業又ハ鏡子標札ノ賣却ノ實ナキトキ若ハ六箇月以上居所不明ナルトキ

二 第一條第三號ニ掲ケル罪ヲ犯シ罰金ノ科ニ處セラレ或レ後ノ情ナキトキ

三 老衰シ又ハ身體衰弱ニシテ人力車ヲ鏡クニ不適當ト認ムルトキ

四 前各號ノ外人力車營業者又ハ鏡子標札ニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非ザレバ人力車検査證ノ失効ヲ命ズルコトヲ得ス

一 人力車ノ構造規定ニ適合セズト認ムルトキ

二 人力車検査證ヲ修理ノ故ナシト認ムルトキ

三 第十條 人力車營業者、鏡子標札ノ停止ハ情狀ヲ斟酌シテ三箇月ヨリ長カラザル期間ヲ定メ之ヲ命ジ人力車及其ノ附屬品ノ使用ノ停止ハ其ノ修理中ニテ命ズルコトヲ得

第十一條 人力車營業者、鏡子標札又ハ人力車検査證ヲ引揚シ置クヘシ

第十二條 遺失シテ平素左ノ事項ヲ觀察セシムヘシ

一 服裝及飾物品

二 乘車者ノ適シキ状況

三 貨物積載ノ状況

第十三條 人力車營業者、鏡子標札、人力車検査證及乘車券發賣人並帳又ハ乘車券ノ發賣ヲ許可シタルトキハ之ニ登錄シ其ノ異動アリタルトキハ之ヲ加除訂正スヘシ

第十四條 人力車營業許可證、鏡子標札、人力車検査證及前條ノ章程ハ別表式ニ依ルヘシ

人力車營業許可證

〔山形縣〕

四 乘車券發賣ノ秩序保持ノ狀況

五 乘車券發賣ノ狀況

六 前各號ノ外取締令遵守ノ狀況

第十三條 人力車營業人並帳、鏡子標札、人力車検査證及乘車券發賣人並帳又ハ乘車券ノ發賣ヲ許可シタルトキハ之ニ登錄シ其ノ異動アリタルトキハ之ヲ加除訂正スヘシ

第十四條 人力車營業許可證、鏡子標札、人力車検査證及前條ノ章程ハ別表式ニ依ルヘシ

人力車營業許可證

姓名	何組
住所	氏名
生年月日	名
明治 年 月 日	署 名 署印
人力車營業許可證	

物質ハ長三寸、横二寸五分、厚三分ノ木札トス但シ自ラ人力車ヲ鏡カサル者ニ下付スルモノハ長横同寸法ノ島ノ子紙トス
署印ハ木版ニテ印シ紙ニ在リテハ署印トス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非ズレハ營業許可ノ取消又ハ鏡子標札ノ失効ヲ命ズルコトヲ得ス但シ第三號ハ自ラ人力車ヲ賣却シテ營業者ニハ之ヲ適用セズ

一 一箇年以上人力車營業又ハ鏡子標札ノ賣却ノ實ナキトキ若ハ六箇月以上居所不明ナルトキ

二 第一條第三號ニ掲ケル罪ヲ犯シ罰金ノ科ニ處セラレ或レ後ノ情ナキトキ

三 老衰シ又ハ身體衰弱ニシテ人力車ヲ鏡クニ不適當ト認ムルトキ

四 前各號ノ外人力車營業者又ハ鏡子標札ニ不適當ナル行爲アリト認ムルトキ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ非ザレバ人力車検査證ノ失効ヲ命ズルコトヲ得ス

一 人力車ノ構造規定ニ適合セズト認ムルトキ

二 人力車検査證ヲ修理ノ故ナシト認ムルトキ

三 第十條 人力車營業者、鏡子標札ノ停止ハ情狀ヲ斟酌シテ三箇月ヨリ長カラザル期間ヲ定メ之ヲ命ジ人力車及其ノ附屬品ノ使用ノ停止ハ其ノ修理中ニテ命ズルコトヲ得

第十一條 人力車營業者、鏡子標札又ハ人力車検査證ヲ引揚シ置クヘシ

第十二條 遺失シテ平素左ノ事項ヲ觀察セシムヘシ

一 服裝及飾物品

二 乘車者ノ適シキ状況

三 貨物積載ノ狀況

第十三條 人力車營業者、鏡子標札、人力車検査證及乘車券發賣人並帳又ハ乘車券ノ發賣ヲ許可シタルトキハ之ニ登錄シ其ノ異動アリタルトキハ之ヲ加除訂正スヘシ

第十四條 人力車營業許可證、鏡子標札、人力車検査證及前條ノ章程ハ別表式ニ依ルヘシ

人力車検査證

検査	年 月 日
年 月 日	年 月 日
住所	何組
人力車營業人 氏名	名
一人乗	署 名 署印
明治 年 月 日 下付	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
人力車検査證	

物質ハ長四寸、横四寸五分、厚三分ノ木札トス
署印ハ木版ニテ印シ紙ニ在リテハ署印トス

人力車鏡子鑑札

明治 年 月 日

管業人 住 所 氏 何

鏡子 住 所 氏 何

生年月日 名 名 組

署 名 署印

物質、要三寸、横二寸五分、厚三分ノ木札トス
署印ハ捺印トス

注

人力車管業人鑑札

管業人 住 所 氏 何

鏡子 住 所 氏 何

生年月日 名 名 組

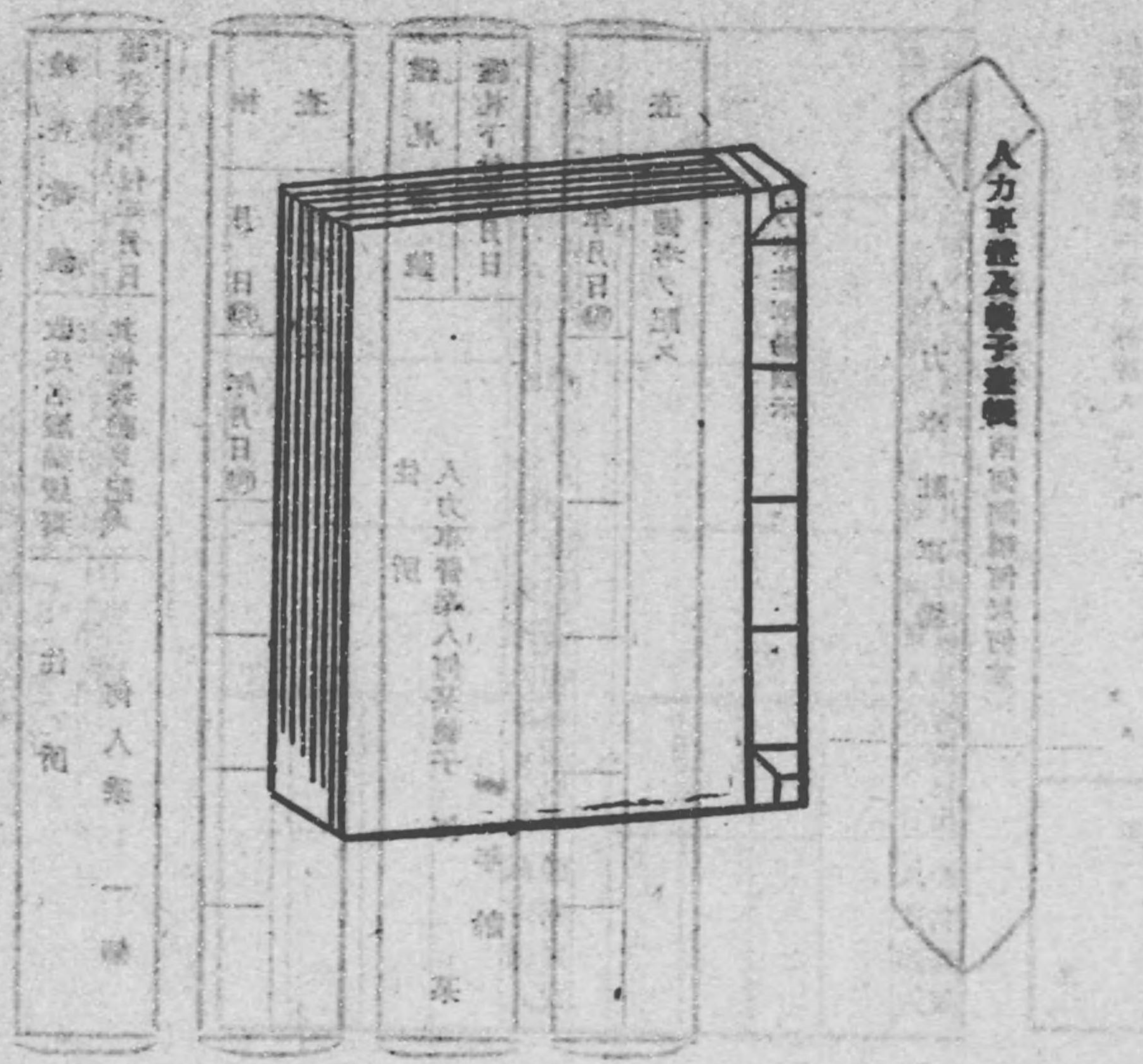
署 名 署印

物質、要三寸、横二寸五分、厚三分ノ木札トス
署印ハ捺印トス

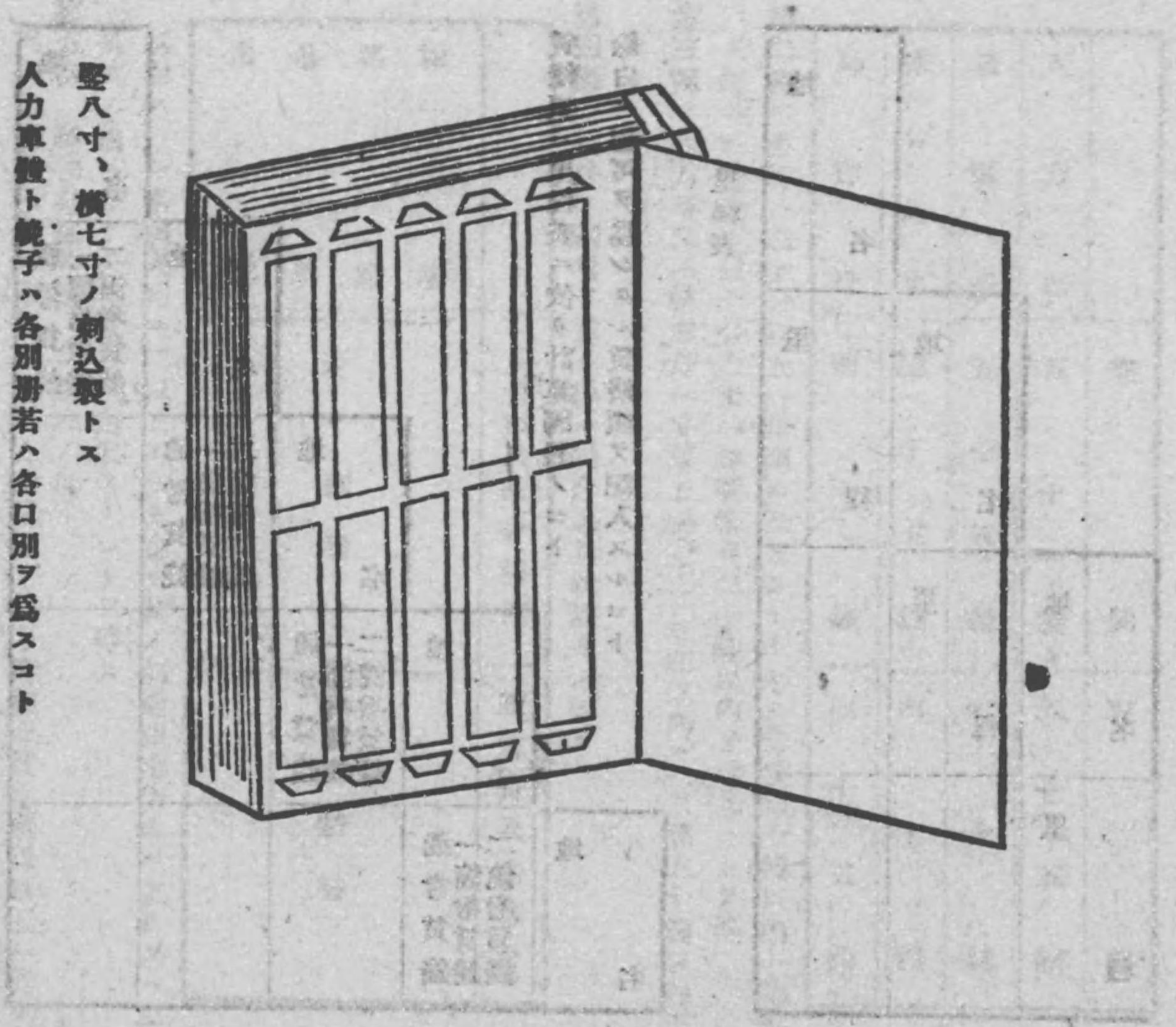
〔山形書〕

考	鏡子		許可年月日	許可番号	姓名等ノ異動ヲ記ス	住 所 氏	生年月 名
	第 一 号	第 二 号					
取附上参考事項							

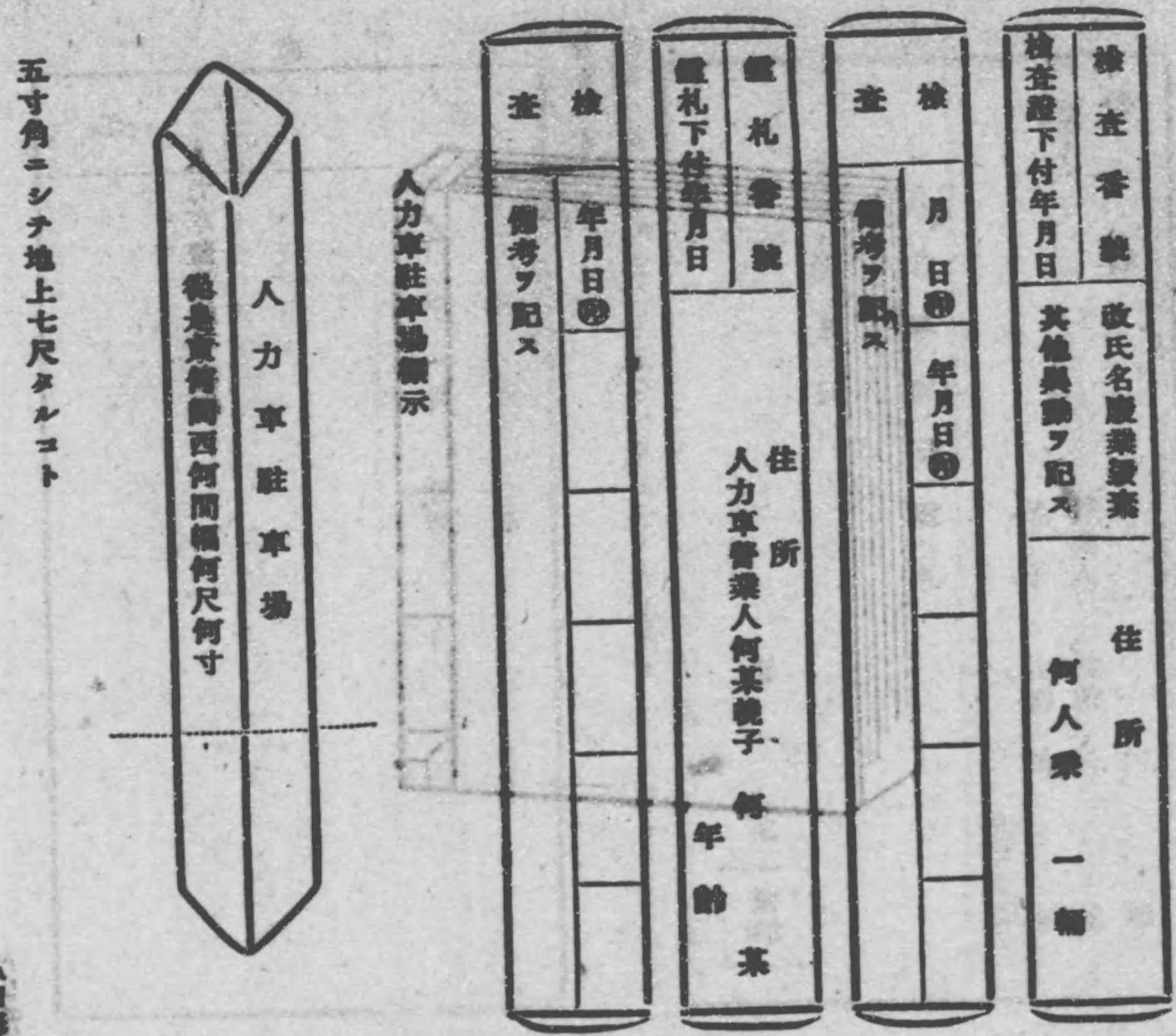
五寸横ニシテ紙上ノ紙トス



〔山形書〕



第三編 保安 第十回章 交通
人力車賃及乗子ノ制込札ノ記載例



山形縣里程圖ニ依リ調製スルコト

乗車券發賣人查帳 (用紙美濃全紙)

發賣日期	發賣場所	發賣人	年月日	姓名	住所	備考	備考	備考	備考
年月日	年 月 日	姓名	住所	備考	備考	備考	備考	備考	備考

●人力車等賃錢認可標準

大正九年十一月二十二日
山形縣訓令第四十四號
第二條 乘客一人一里ノ賃錢ハ左ノ範圍内トス
第三條 保安 第十回章 交通

人力車賃錢表

地名	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里	八里	九里	十里	十一里	十二里	十三里	十四里	十五里	十六里	十七里	十八里	十九里	二十里
地名	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里	八里	九里	十里	十一里	十二里	十三里	十四里	十五里	十六里	十七里	十八里	十九里	二十里

里程表

地名	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里	八里	九里	十里	十一里	十二里	十三里	十四里	十五里	十六里	十七里	十八里	十九里	二十里
地名	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里	八里	九里	十里	十一里	十二里	十三里	十四里	十五里	十六里	十七里	十八里	十九里	二十里

(山形縣)

地名	一里	二里	三里	四里	五里	六里	七里	八里	九里	十里	十一里	十二里	十三里	十四里	十五里	十六里	十七里	十八里	十九里	二十里
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

發賣日期
年月日
發賣場所
發賣人
姓名
住所
備考

乘車種類	乘車	馬車	馬車	馬車	馬車
乗合馬車	乗合馬車	乗合馬車	乗合馬車	乗合馬車	乗合馬車
三	三	三	三	三	三
十五	十五	十五	十五	十五	十五
錢	錢	錢	錢	錢	錢
四	四	四	四	四	四
十	十	十	十	十	十
錢	錢	錢	錢	錢	錢
四	四	四	四	四	四
十五	十五	十五	十五	十五	十五
錢	錢	錢	錢	錢	錢

第一條 客待ハ三十分以上一時間ニ及ビタルトキハ待賃二十錢以内一時間ヲ超ユル場合ハ三十分乃至一時間毎ニ二十錢以内ヲ増スコトヲ得
第二條 人力車又ハ箱雪舟一日履上料(十二時間以内)ハ二圓五十錢以内トス
第三條 賃錢ノ割増ヲ爲シ得ル場合及其範圍左ノ如シ
第四條 人力車及乗合馬車 箱雪舟及馬雪舟
各一割増 各一割増
第五條 別増スヘキ事項同時ニ二以上アリト雖モ其ノ割増額市街地ニ在リテハ二割其ノ他ニ在リテハ三割ヲ超過スルコトヲ得ス
第六條 荷物其他特別ノ賃錢左ノ如シ
第七條 同件兒童未滿ハ無賃四歲以上十歲迄半額手荷物三貢迄無賃以上一貢ヲ増ス無一里ニ付十錢

第三編 保安 第十四章 交通

二人乗一人乗ノ倍價三人乗以上準之
但シ此ノ場合ニ於テハ第五條ノ割増ヲ爲スコトヲ得ス
二人乗一人乗ノ五割増
往復復路ハ往路賃銀ノ二割減トス
第六條 市街地乗客一人ノ賃銀ハ左ノ範圍内ニ於テ認可スヘシ

距離	人		力		車
	晝	夜	間	夜	
五丁迄	二	二	十	十	間
五丁以上	三	三	十	十	間
十五丁以上	四	四	十	十	間
二十五丁以上	五	五	十	十	間
三十五丁以上	六	六	十	十	間
四十五丁以上	七	七	十	十	間
五十五丁以上	八	八	十	十	間

一里ヲ超過シタル場合ハ第一條ニ依ル箱雪舟ハ一割増トス
第七條 主要ナル停車場内ニ於ケル人力車箱雪舟營業者ニ對シテハ別記
様式ニ依リ賃銀表ヲ準備シ乗客アル毎ニ請求スヘキ賃銀額ヲ記入シ
之ヲ乗客ニ交付セシムヘシ
前項ノ賃銀表ハ尙乘客ノ難易キ場所ニ揭示セシムヘシ
第八條 前各條ニヨリ難キ事情アルモノハ其ノ都度情ヲ具シ警察部長ノ指
揮ヲ受クヘシ

賃銀表様式 約四寸五分

(表)

〔山形警〕

〔山形警〕

●乗合馬車及馬雪舟營業取締令

明治四十四年一月二十日 山形縣令第五號

- 改正 大正元年八月縣令第二號、二年九月第六號、三年八月第五號、六年二月第六號
- 第一條 乗合馬車及乗用ニ供スル馬雪舟ノ營業ヲ爲サントスル者ハ其ノ住所、氏名及生年月日ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第二條 營業者ハ所轄警察官署ニ届出其ノ營業ノ用ニ供スヘキ乗合馬車、馬雪舟及馬匹ノ検査受クヘシ
 - 第三條 乗合馬車ノ構造及其ノ附屬品ハ左ノ規定ニ從フヘシ
 - 一 座車ニ構造シ其ノ外部ヲ無地盤、「アニッシュ」若クハ「ベンキ」敷ト爲シ且前方兩側ニ點火ノ装置ヲ爲スコト
 - 二 座席ハ奥行一尺以上幅一人ニ付一尺三寸以上トシ且座裏裏マテ三尺七寸以上ヲ保ツコト
 - 三 屋根ハ木製又ハ亞鉛、鐵葉等ノ金屬製又ハ護謨引布製、革製、ツツヲ製ト爲スコト
 - 四 客座周圍ノ寄掛リハ座席ヨリ高二尺以上トシ革、天鵝絨又ハ絨類ヲ以テ内張ヲ爲スコト
 - 五 車體ノ兩側ニハ寄掛リノ上端ニ開閉自在ナル窓ヲ設ケルコト
 - 六 乗客ノ昇降口ハ之ヲ車體ノ後方ニ設ケ戸ハ引戸又ハ欄柵開ト爲スコト
 - 七 車輪ハ四箇以上ヲ附シ輪幅ハ一寸五分以上トシ泥除ヲ設ケ且適當ノ駐車器ヲ備フルコト
 - 八 敷着臺ノ下ニ敷着、馬丁ノ携帶品ヲ收納スヘキ設備ヲ爲スコト

第三編 保安 第十四章 交通

人力車乗客ノ注意
一、人力車營業取締令(明治四十二年四月)抜抄
第八條 人力車營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
(前略)
乗客ノ請求ニヨリ里程表賃銀表ヲ提示スルコト
第十九條 人力車營業者及乗子ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス(前略)
定額ノ人力車賃銀ノ外金銀物品ヲ請求スルコト乗客ノ承諾ヲ得
スシテ他車ニ乗替ヘシメ又ハ置リ下車ヲ強制シ若クハ駐車ス
ルコト乗客ノ指定セサル場所ニ乗入ルコト
前記規則ニ違反シタルモノアルトキハ直ニ警察官吏又ハ本組合取
締ヘ告知セラレ度事

何那市何町村
何組合
取締 何
某

此切符ハ御乗車前ノ上ハ必ス車夫へ御渡被下度候也
(本例ハ一例ヲ示シタルモノニ付表面賃金額ノ如キハ區域距離ヲ
斟酌シ正確ニ定メシムヘシ)

- 九 運轉器、心棒、張條其ノ他ノ器具ハ適テ堅牢ナルモノヲ使用スルコト
- 第一條 馬雪舟ノ構造及其ノ附屬品ハ左ノ規定ニ從フヘシ
 - 一 艇中ニ修造シ其ノ外郭ヲ無地漆ハ「ラニラシユ」若クハ「ペンキ」塗トナシ且前方兩側ニ點火ノ裝置ヲ爲スコト
 - 二 客座ノ廣サハ一人ニ付幅一尺五寸以上長二尺以上トシ客座ヨリ屋根裏迄三尺七寸以上ヲ保ツコト
 - 三 屋根ハ木製又ハ亞鉛鐵等ノ金屬製又ハ鐵製引布製、革製、ツツテ製ト爲スコト
 - 四 客座周圍ノ寄掛リハ革、天竺絨又ハ絨類ヲ以テ内張ヲ爲スコト
 - 五 客座ニハ絨類又ハ氈ヲ敷カスルコト
 - 六 乘客ノ昇降口ハ之ヲ雪舟ノ後方ニ設ケ分戸ハ引戸又ハ欄干開ト爲シ且下敷箱ヲ設ケルコト
 - 七 雪舟ノ兩側ニ開閉自在ナル硝子窓ヲ設ケルコト
 - 八 取者ニ乗リ下ニ取者、馬丁ノ携帶品ヲ收納スヘキ設備ヲ爲スコト
 - 九 雪舟ニ車輪ヲ付スルトキハ其ノ輪軸ハ馬車ニ關スル規定ニ依ル
- 第五條 馬匹ハ五歳以上ニシテ強壯ナルモノヲ用キ頭輪及頸轡ナル革手輪ヲ附スヘシ
- 第六條 營業者ニ於テ取者及馬丁ヲ雇入レタルトキハ其ノ住所、氏名及生年月日ヲ其ノ所轄警察官署ノ鑑札ヲ受ケルヘシ
- 第七條 取者ハ營業者自ラ之ヲ録スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ本令中取者ニ關スル規定ヲ併セテ之ヲ適用ス
- 第八條 營業者ハ左ノ事項ヲ生シタルトキハ五日以内ニ檢査證又ハ鑑札ノ再渡若クハ書換ヲ所轄警察官署ニ願出ヘシ
 - 一 住所、氏名ノ變更

〔山形警〕

- 二 乗合馬車檢査證、馬雪舟檢査證又ハ馬匹檢査證ノ遺失、亡失
- 三 取者、馬丁ノ住所、氏名ノ變更
- 四 取者鑑札、馬丁鑑札ノ遺失、亡失
- 第九條 營業者ハ左ノ事項ヲ生シタルトキ及本令ニ依リ其ノ營業ノ許可ヲ取消サレ若クハ檢査證又ハ鑑札ノ失致ヲ命セラレタルトキハ五日以内ニ檢査證又ハ鑑札ヲ所轄警察官署ニ返納スヘシ但シ營業者死亡ノ場合ハ戶籍法ニ依リ届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ
 - 一 廢業、死亡
 - 二 乗合馬車、馬雪舟又ハ馬匹ノ使用廢止
 - 三 乗合馬車、馬雪舟又ハ馬匹ノ賣却、讓渡、交換
 - 四 取者、馬丁ノ解雇、死亡
- 第十條 取者ハ就業中左ノ服裝ヲ爲スヘシ
 - 一 洋服又ハ紺無地若ハ黒無地ノ袴袖、股引ヲ著スルコト但股引ハ淺黃ヲ用キ夏季ハ袴袖、股引共白地ノモノヲ用ウルモ妨ナシ
 - 二 此附屬又ハ袴附屬ヲ用ヒルコト
 - 三 靴ヲ穿ツコト
 - 四 雨雪天ノ時ハ腰裏引帶、網油製又ハ絨類製ノ外套ヲ用ウルコト
- 第十一條 馬丁ハ就業中左ノ服裝ヲ爲スヘシ
 - 一 洋服又ハ黒無地若ハ紺無地ノ袴袖股引ヲ著スルコト但シ股引ハ淺黃ヲ用キ夏季ハ袴袖股引共白地ノモノヲ用ウルモ妨ナシ
 - 二 腰裏引帶、此附屬又ハ袴附屬ヲ用ウルコト
 - 三 靴、草鞋又ハ足袋ヲ穿ツコト
 - 四 雨雪天ノ後ハ腰裏製、網油製又ハ絨類製ノ外套ヲ用ウルコト
- 第十二條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 所轄警察官署ノ指定シタル期日ニ於テ乗合馬車、馬雪舟、馬匹及其

〔山形警〕

- ノ附屬品ノ檢査ヲ受ケルコト
- 二 所轄警察官署ノ指定シタル期日ニ於テ取者及馬丁ノ身體並其ノ服裝ノ檢査ヲ受ケシムルコト
- 三 所轄警察官署ノ指定シタル里程表、賃金表及取者ノ氏名ヲ乗合馬車又ハ馬雪舟内見易キ場所ニ揭示スルコト
- 四 乗合馬車、馬雪舟及馬匹ハ常ニ清潔ニスルコト
- 第十三條 取者及馬丁ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 鑑札ヲ携帶シ警察官吏ノ命令アラバタルトキハ直チニ之ヲ提示スルコト
 - 二 老幼、婦女昇降ノ際ハ適當ニ之ヲ保護スルコト
 - 第十四條 取者ハ街角、橋上、雜音ノ場所又ハ狹隘ノ場所ニ於テハ相當ノ合圖ヲ爲シテ乗合馬車又ハ馬雪舟ヲ徐行セシメ且馬丁ヲ前行セシムヘシ
 - 第十五條 營業者及取者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 取者以外ノ者ヲシテ馬ヲ取ラシムルコト
 - 二 乗合ヲ強請シ又ハ侮慢ノ言行ヲ爲スコト
 - 三 馬匹ヲ虐待スルコト
 - 四 定額ノ賃金ノ外名稱ノ如何ヲ問ハス金銭、物品ノ請求ヲ爲スコト
 - 五 三名以上ノ乘客アルトキ正當ノ理由ナクシテ出發ヲ拒ムコト
 - 六 定外員ノ客ヲ乗載スルコト但年齡十歳未満ノ者ハ二人ヲ以テ一人ト看做シ三歳未満ノ者ハ定員外ト看做ス
 - 第十六條 取者及馬丁ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 鑑札ヲ貸與スルコト
 - 二 就業中酒造リ、飲其ノ他見苦キ物ヲ爲スコト
 - 三 馬車中談笑スルコト
 - 第十七條 取者ハ就業中左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 第三編 保安 第十四章 交通

- 一 夜中燈火ヲケテテ乗合馬車又ハ馬雪舟ヲ行進スルコト
- 二 取者ニ乗及貨物ヲ乗載スルコト
- 三 乘客ノ承諾ヲ得シテ其ノ乗換降下ヲ強請シ若ハ駐留スルコト
- 四 街角、橋上其他交通ノ妨害トナルヘキ場所ニ於テ客ヲ昇降セシムルコト
- 第十八條 左ニ掲ケルモノハ乗合馬車及馬雪舟ニ之ヲ乗載スルコトヲ得ス
 - 一 八種傳染病、疥癬、癩病其他乘客ニ於テ發見スヘキ病狀アルモノ
 - 二 泥附者
 - 三 汚穢物其他器具ヲ發シ又ハ汚染ノ虞アル物
 - 四 飲酒
- 第十九條 乗合馬車、馬雪舟及馬匹ハ之ヲ駐車雪舟場ニ置クヘシ
- 第二十條 駐車雪舟場ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シテ所轄警察官署ニ之ヲ届出ツヘシ
 - 一 駐車雪舟場設置ノ位置
 - 二 設置者ノ住所、氏名但シ二名以上ノ共用ニ保ルトキハ管理者ノ住所、氏名
 - 三 駐車雪舟場設置ノ場所官有地ナルトキハ其ノ許可書、私有地ナルトキハ其ノ承諾書
 - 第二十一條 駐車雪舟場ノ設置者又ハ管理者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 所轄警察官署ノ指示ニ從ヒ駐車雪舟場ノ標示ヲ爲シ且見易キ場所ニ里程表及賃金表ヲ揭示スルコト
 - 二 駐車雪舟場ハ見苦シカラサル設備ヲ爲シ且厩ニハ馬尿溜ヲ設ケルコト
 - 三 駐車雪舟場ニ檢査證ナキ乗合馬車、馬雪舟及馬匹ヲ置カサルコト
 - 四 駐車雪舟場ハ常ニ之ヲ清潔ニスルコト

- 第二十二條 營業者ハ所轄警察官署ノ管轄區域ニ從ヒ營業組合ヲ設置スヘシ
- 第二十三條 營業組合ハ規約ヲ定メ取締人ヲ選定シ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 前項ノ規約ニ規定スヘキ事項左ノ如シ
 - 一 組合ノ名稱及事務所ノ位置
 - 二 取締人ノ員數及其選定ノ方法
 - 三 費用收支ノ方法
 - 四 前各號ノ外必要ナル事項
- 第二十四條 營業者ハ其ノ居住地ノ營業組合ニ加入スヘシ
- 第二十五條 實績額ハ組合ニ於テ之ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第二十六條 取締上必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ組合規約又ハ取締人ノ變更ヲ命スルコトヲ得
- 第二十七條 營業者ニ於テ定額ノ實績ニ手費料ヲ加ヘタル乘車券券券券賣セントスルトキハ其ノ金額ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ取ケヘシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 第二十八條 營業者ニシテ本令ノ規定ニ違反シ又ハ營業者タルニ不適當ノ行爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其營業ヲ停止シ若ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得
- 第二十九條 乘合馬車、馬雪舟、馬匹及其ノ附屬品ニシテ使用ニ適セサルモノト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ使用ヲ停止シ又ハ乘合馬車検査官、馬雪舟検査官若ハ馬匹検査官ノ失致ヲ命スルコトヲ得
- 第三十條 取者及馬丁ニシテ本令ノ規定ニ違反シ又ハ取者、馬丁タルニ不適當ノ行爲アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ其ノ就業ヲ停止シ又ハ取者並札若ハ馬丁並札ノ失致ヲ命スルコトヲ得

〔山形縣〕

- 第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 許可ヲ受ケスシテ乘合馬車又ハ馬雪舟ノ營業ヲ爲シタルモノ
 - 二 第二條第一項ノ検査證ヲ受ケスシテ乘合馬車、馬雪舟又ハ馬匹ヲ營業ノ用ニ供シタルモノ
 - 三 並札ヲ受ケスシテ取者又ハ馬丁ヲ使用シタル者
 - 四 第十四條、第十五條、第十七條第一號乃至第三號及第二十七條ノ規定ニ違反シタルモノ
 - 五 停止期間中乘合馬車又ハ馬雪舟ノ營業ヲ爲シ又ハ取者若ハ馬丁ノ業ニ就キタル者
 - 六 詐欺ノ手段ヲ以テ乘合馬車、馬雪舟、馬匹及其ノ附屬品又ハ服裝ノ検査ヲ受ケタルモノ
- 第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス
 - 一 第二條第二項ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第八條乃至第十三條、第十六條、第十八條、第十九條及第二十一條ノ規定ニ違反シタル者
 - 三 無届ニテ駐車雪舟場ヲ設置シタルモノ
 - 四 使用停止中乘合馬車、馬雪舟、馬匹又ハ其ノ附屬品ヲ使用シタル者
- 第三十三條 第十七條第四號ニ違反シタル者ハ警察犯處罰令第二條第十二號ヲ以テ處分セラレヘシ
- 附則
 - 第三十四條 本令ハ明治四十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第三十五條 乘合馬車取締規則及馬雪舟及箱雪舟取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 - 第三十六條 乘合馬車取締規則又ハ馬雪舟及箱雪舟取締規則ニ依リ乘合馬車又ハ馬雪舟營業ハ許可ヲ受ケ又ハ實績額ノ認可ヲ受ケ若ハ取者、馬丁

箱雪舟營業取締令

明治四十四年一月 山形縣令第六號

- 第一條 箱雪舟營業ヲ爲サントスル者ハ其ノ住所氏名、生年月日及自ラ箱雪舟ヲ檢査シタルキハ其ノ旨ヲ具シ所轄警察官署ノ許可證ヲ受ケヘシ
- 第二條 箱雪舟ノ構造ハ左ノ規定ニ從フヘシ
 - 一 艇身ニ構造シ其ノ外部ヲ無地漆又ハ「アムツシユ」塗ト爲スコト
 - 二 客座ノ廣サハ幅一尺八寸以上長二尺三寸以上トシ客座ヨリ母衣又ハ屋根裏マテ三尺五寸下ラサレコト
 - 三 屋根引布製、桐油製ノ黒色母衣又ハ無地漆、「アムツシユ」塗ノ木製屋根ヲ設ケ屋根引布製、桐油製ノ前掛ヲ備フルコト
 - 四 客座ノ周圍ハ革、天竺絨又ハ絨類ヲ以テ内張ヲ爲スコト
 - 五 客座ニハ絨類又ハ畳ヲ敷設スルコト
 - 六 箱雪舟ノ後部ニハ箱雪舟營業者又ハ執子ノ携帶品ヲ收納スルニ適當ナル設備ヲ爲スコト
- 第三條 箱雪舟ニハ左ノ附屬品ヲ備フヘシ
 - 一 櫂
 - 二 網長提灯

第三編 保安 第十四章 交通

〔山形縣〕

- 第四條 箱雪舟營業者ハ檢メ箱雪舟賃銀額ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第五條 箱雪舟營業者ハ就業中左ノ物品ヲ携帶スヘシ
 - 一 所轄警察官署ノ指定シタル里程表及賃銀表
 - 二 箱雪舟營業許可證及第三條ノ附屬品
 - 三 人力車營業取締令第二條、第三條、第六條、第八條乃至第十條、第十七條乃至第二十四條ハ箱雪舟營業者及執子ニ之ヲ準用ス
 - 四 第七條 許可證ヲ受ケスシテ箱雪舟ノ營業ヲ爲シタル者及箱雪舟ヲ檢グコトノ許可ヲ受ケスシテ箱雪舟ヲ檢キタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 五 第八條 第五條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
 - 六 第九條 第六條ニ揚グル各條中罰則アルモノニ違反シタル者ニ對シテハ人力車營業取締令第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ據リ之ヲ處斷ス
- 附則
 - 第十條 本令ハ明治四十四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 - 第十一條 馬雪舟及箱雪舟取締規則ニ依リ箱雪舟營業ノ許可ヲ受ケ、箱雪舟賃銀額ノ認可ヲ受ケ、若ハ執子ノ出出ヲ爲シタル者ハ本令ニ依リ許可、認可若ハ届出ヲ爲シタルモノト看做ス
 - 第十二條 馬雪舟及箱雪舟取締規則ニ依リ検査證ヲ受ケタル箱雪舟ニシテ其ノ構造第二條ノ規定ニ適合セサルモノハ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケ明治四十四年十二月限リ引續キ之ヲ使用スルコトヲ得

自轉車取締規則

大正十四年三月三十一日 山形縣令第三十號

- 第一條 本則ニ於テ自轉車ト稱スルハ足踏自轉車及自動自轉車（サイドカノブ）及オートベットの類ヲ指ス
- 第二條 使用ニ供スル目的ヲ以テ自轉車ヲ所有スル者ハ其ノ自轉車ノ種類及名稱ヲ市町村長ニ届出テ所定ノ記番號付付札ヲ受ケ車體ノ後部見易キ箇所ニ固着セザルベシ
- 第三條 記番號付付札ハ他車ニ轉換シ又ハ他人ニ貸與スルコトヲ得ス
- 第四條 使用ニ供スル目的ヲ以テ自轉車ヲ所有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ生ジタルトキハ該號試驗規則施行細則ニ依リ運轉ナク其ノ手續ヲ盡スベシ
 - 一、住居者ハ氏名ヲ變更シタルトキ
 - 二、所有權ヲ移轉シテ喪失シ又ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキ
 - 三、記番號付付札ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
- 第五條 自轉車ニハ制動機及音響器ヲ裝置スベシ
- 第六條 自轉車ニ音響器ヲ裝置セントスルトキハ左ノ制動機ニ從フベシ
 - 一、音響ノ大サハ三輪車ニ在リテハ長サ二尺五寸幅二尺以内二輪車ニ在リテハ長サ一尺五寸幅一尺三寸以内ナルコト
 - 二、音響ノ高サハ地上四尺以内ナルコト
- 第七條 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ自轉車ヲ使用スル場合ニハ左ノ事項ヲ遵守スベシ
 - 一、第二條第五條及第六條ノ規定ニ適合セザル自轉車ハ之ヲ使用セザルコト
 - 二、交通上妨害トナルヘキ長大又ハ重量ノ物品ヲ携帶シ若ハ搭載シテ使用セザルコト
 - 三、音響器ヲ裝置シタル自轉車ニ在リテハ物品ヲ音響器ノ外側ニ出ササルコト

〔山形縣〕

- 四、二人以上乗車セサルコト
- 五、曲路、曲橋等危險ナル行爲ヲ爲ササルコト
- 六、群衆集路ノ場所ヲ通行セサルコト
- 七、衝突其ノ他ノ事故ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ毀損シタルトキハ被害者ノ救護其ノ他必要ナル措置ヲ爲スニ非サレハ現場ヲ立去ラサルコト
- 八、警察官吏ニ於テ手其ノ他ノ方法ニ依リ停車ヲ命ジタルトキハ直ニ下車シ其ノ指揮ニ從フコト
- 第八條 本則ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第九條 本則ハ大正十四年四月一日ヨリ施行ス
- 大正十一年四月縣令第二十三號ハ之ヲ廢止ス
- 本則施行ノ際市町村長ニ於テ所定ノ記番號付付札ヲ交付スルコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ノ消滅スルニ至ル迄從前ノ付付札ト記番號トヲ以テ所定ノ記番號付付札ニ代アルコトヲ得

●自轉車取締規則執行手續

大正十四年四月 山形縣令第十九號

- 第一條 警察官署長ハ第一條様式ノ自轉車記番號付付札音響器ヲ備付ケ市町村長町村長ヨリ記番號付付札交付ノ通知ヲ受ケタル都度之ヲ登載スベシ
- 第二條 記番號付付札ノ亡失毀損等ニ依リ記番號付付札ノ再交付ヲ爲シ住居氏名ノ變更又ハ所有權ヲ移轉シ若ハ喪失其ノ他届出事項變更ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ記載シ之ヲ整理スベシ

●道路取締令

大正九年十二月十六日 內務省令第四十五號

- 第一條 道路ヲ通行スル者ハ左列ニ依ルベシ
- 第二條 歩道、車道等ノ區別アル道路ニ於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スベシ
- 第三條 隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道ヲ通行スベシ但シ兒童、幼児ノ隊伍ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 小兒車ハ歩道ヲ通行スベシ
- 第五條 牛車、馬車、自轉車其ノ他ノ重キ車輛ハ歩道ヲ横切ルヘカラス但シ道路ニ特別ノ裝置アル場合又ハ最寄警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 牛、馬、諸車等ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘカラス
- 第七條 地方長官必要ト認ムルトキハ交通繁雜ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横斷ヲ禁止スルコトヲ得
- 第八條 牛、馬、諸車等行進フトキハ互ニ左方ニ避讓スベシ
- 第九條 牛、馬、諸車等前方ニ在ル者ヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スベシ
- 第十條 前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避ケルヲ促シテ通行スベシ
- 第十一條 牛、馬、諸車等電車ヲ追越ス場合ハ道路ノ狀況ニ依リ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外其ノ左方ヲ通過スベシ
- 第十二條 通行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列ニ對シテハ避讓スベシ
- 第十三條 牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ徐行スベシ

第一條様式 (用紙美觀紙)

記番號付付札	自轉車	所有者	氏名	年齢
住所	住居	氏名	年齢	

第二條様式 (用紙美觀紙)

記番號付付札	失敬年月日	所有者住所	氏名
失敬事由			

タル通知ヲ受ケタル場合ハ速ニ其ノ眞否ヲ調査シタル上之ヲ警察部長ニ報告スベシ

第三條 警察官署長ハ第二條様式ノ失敬照合簿ヲ備付ケ前條ニ該當スル記番號付付札ノ音響器ヲ試驗シ隨時使用自轉車ノ記番號付付札ノ音響器ニ適合スベシ

一 道路ノ交叉點、曲角其ノ他屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキ

二 第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ

三 歩道ヲ横切ルトキ

四 安全地帯ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ

牛、馬、畜車等、道路ノ交叉點、曲角、屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキハ徐行スヘシ

牛、馬、畜車等、道路ノ交叉點、曲角、屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキハ道路ヲ横切ラザルニシテ右方ニ轉向スヘシ

第一項、第二項ノ場合ニ於テ乘車者ハ乗車スルトキハ牛、馬、畜車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ

第八條 牛、馬、畜車等ハ夜間燈火ヲ用キシテ進行スヘカラス

第九條 地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異リタル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セザルコトヲ確メタル後進行スヘシ

第十一條 牛、馬、畜車等ハ安全地帯内ヲ通行スヘカラス

第十二條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第十三條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十四條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十五條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十六條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十七條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十八條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第十九條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十一條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十二條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十三條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十四條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十五條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十六條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十七條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十八條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第二十九條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十一條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十二條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十三條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十四條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十五條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十六條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十七條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十八條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第三十九條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

第四十條 牛、馬、畜車等ハ道路ニ於テハ牛、馬、畜車等ノ通行ヲ妨グルモノヲ置クコトヲ得

〔山形縣〕

無限制其ノ他道路ヲ損傷セザル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニ在リテハ其ノ

第十三條 荷車ノ積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得

自働車 千四百貫

牛車 四輪車 五百五十貫
其ノ他 四百貫

馬車 四輪車 五百貫
其ノ他 三百五十貫

大車 二百貫

第十四條 荷車ノ積荷ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得

一 高 自働車ニ在リテハ荷重ヨリ八尺
其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

二 前後ノ田幅 荷重ヨリ各二尺

三 左右ノ田幅 荷重ヨリ各一尺

自働車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十二條第一項、第十三條及第十四條ノ制限ニ異リタル規定ヲ設ケルコトヲ得

第十六條 第十三條、第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基テ命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ヲ超ユルモノニシテ分割スヘカラス

第十七條 荷車ノ積荷ハ積荷ノ許可ヲ受ケヘシ

第十八條 荷車ノ積荷ハ積荷ノ工率ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

〔山形縣〕

警察官其ノ他豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ一時道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十九條 道路ヲ損傷シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十條 道路ノ土地ニ物ヲ堆積シ又ハ立テ置クトキハ繩張、繩張ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ道路ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設、撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他ノ作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、金物等ノ遺棄ニ禁止シ又ハ繩張ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官其ノ他豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十五條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十六條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十七條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十八條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十九條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十一條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十二條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十四條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十五條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十六條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十七條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十八條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第三十九條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第四十條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防グル必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

●道路取締令施行細則

大正十二年三月二十日
山形縣令第九號

第一條 道路取締令第十八條第一項ニ依リ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルトキハ區域期間禁止又ハ制限ノ要項ヲ公示ス

第二條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第四條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第五條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第六條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第七條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第八條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第九條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十一條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十二條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十三條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十四條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十五條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十六條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十七條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十八條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第十九條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十一條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十二條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十三條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十四條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十五條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十六條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十七條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十八條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第二十九條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十一條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十二條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十三條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十四條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十五條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十六條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十七條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十八條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三十九條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第四十條 道路ノ損傷又ハ交通上危險ノ箇所ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察官ニ報告ス

第三節 道路ノ構造、標識、看板、日除ノ設備ヲ爲サントスルコトキハ他ノ法令ニ特別ノ規定ナキ限り左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一、鈎欄板ハ地面ヲ厚ク高サ八尺以上ニ限リ二尺以内
- 二、日除ハ支柱ヲ用ヒシ地面ヲ厚ク高サ六尺以上ニ限リ三尺以内
- 三、標識ハ地面ヲ厚ク高サ七尺以上ニ限リ二尺以内

第四節 道路ニ於テ左記事項ヲ爲サントスルコトキハ所轄警察官署ニ提出許可ヲ受ケルベシ

- 一、神輿、盆舞、物ノ類ヲ出サントスルコトキ
- 二、道路ヲ越テ建物ヲ修シ又ハ橋木其ノ他一時物設備ニ使フ物品運搬セ
- 三、警察官署ニ於テ危険豫防其ノ他交通保全ノ爲必要アリト認ムルコトキハ

第五節 道路ノ許可ヲ取テ又ハ制限スルコトアルヘシ

- 一、道路一道路占用ノ許可又ハ制限ヲ得タルモノハ占用中通過容易キ場所ニ其ノ設備示スル標識設置出等之ニ限スルモノハ此ノ限リニアラス
- 二、道路占用ノ許可又ハ制限ヲ受ケ道路ヲ閉塞シ又ハ道路ニ於テ作業ヲ爲ス場合ハ左記各條ニ從フヘシ
- 三、施工區域更キニシテ場合ニ於テハ之ヲ數回ニ區分シ一區毎ニ施工シ其ノ部分ノ工事又ハ作業終リタル後ニアラサレハ他ノ部分ニ着手セザルコト
- 四、道路ヲ閉塞シ又ハ施工スル場合ハ之ヲ區分シ其ノ一半ヲ終リタル後ニ

〔山形〕

アツラシハ他ノ工事ニ着手セザルコト但シ日ムヲ得サレ場合ニ於テハ

- 一、無業其ノ他適當ナル設置ヲ爲シ交通上支障ナカラシムルコト
- 二、通行後ハ直ニ完全ナル修理ヲ爲シ交通上支障ナカラシムルコト
- 三、施工ニ依リ交通支障ヲ來ス虞アルトキ又ハ交通標識ナル場所ニ於テハ夜間作業其ノ他ノ方法ニ依リ交通上支障ナカラシムルコト
- 四、閉塞シタル土砂又ハ施工材料若ハ器具ノ類ハ特ニ道路ノ一側ニ片寄セ交通上支障ナカラシムルコト
- 五、第八條 荷車ノ構造ハ道路取締令第十二條ニ據ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ但シ十八平方尺未満ノ荷車ハ小車トシ本令ノ取締ヲ受ケルモノトス

種	荷重	車輪ノ長さ	荷重ノ長さ	荷重ノ長さ
四輪車	三三平方尺以内	五尺五寸以内	一二尺以内	八尺以内
二輪車	三平方尺以内	同	同	同
大車	八平方尺以内	四尺五寸以内	一〇尺以内	五尺以内

第八條ノ二 家用ニ供スル荷車ニ限リ牛馬ヲシテ之ヲ曳カシムルコトヲ得ルコト

第九條 牛馬車ニシテ保安上必要ト認ムルトキハ所轄警察官署長ニ於テ

- 一、申請アル長サ一尺五寸以上一尺以上ノ距離ナル標識ヲ設置スルコト

第十條 道路及其ノ沿道ニ於テハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一、竹木其ノ他ノ物ヲ於テ未端尖リタルモノヲ設置スルコト
- 二、竹木其ノ他ノ物ヲ於テ未端尖リタルモノヲ設置スルコト
- 三、竹木其ノ他ノ物ヲ於テ未端尖リタルモノヲ設置スルコト
- 四、竹木其ノ他ノ物ヲ於テ未端尖リタルモノヲ設置スルコト
- 五、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 六、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 七、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 八、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 九、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十一、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十二、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十三、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十四、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十五、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十六、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十七、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十八、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 十九、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十一、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十二、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十三、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十四、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト
- 二十五、口車人ナキ牛馬及牛馬車又ハ取者蓋ノ取ケナキ牛馬車ニ乗ラザルコト

第三編 舟車 第十四章 渡船

凡所運載貨物者... 第一條 凡所運載貨物者... 第二條 凡所運載貨物者... 第三條 凡所運載貨物者... 第四條 凡所運載貨物者... 第五條 凡所運載貨物者... 第六條 凡所運載貨物者... 第七條 凡所運載貨物者... 第八條 凡所運載貨物者... 第九條 凡所運載貨物者... 第十條 凡所運載貨物者...

〔山形縣〕

第十四章 渡船

凡所運載貨物者... 第一條 凡所運載貨物者... 第二條 凡所運載貨物者... 第三條 凡所運載貨物者... 第四條 凡所運載貨物者... 第五條 凡所運載貨物者... 第六條 凡所運載貨物者... 第七條 凡所運載貨物者... 第八條 凡所運載貨物者... 第九條 凡所運載貨物者... 第十條 凡所運載貨物者...

渡船取締規則第四條第十四條施行手續

一 規則第四條ニ依リ檢印ヲ出シ... 二 規則第十四條ニ依リ檢印ヲ出シ... 三 規則第十四條ニ依リ檢印ヲ出シ... 四 規則第十四條ニ依リ檢印ヲ出シ...

第三編 舟車 第十四章 渡船

〔山形縣〕

渡船出願ノ節取調事項

一 申請書... 二 申請書... 三 申請書... 四 申請書... 五 申請書... 六 申請書... 七 申請書... 八 申請書... 九 申請書... 十 申請書...

第三編 舟車 第十四章 渡船

●渡船出願ノ際取調事項

明治三十一年三月
保甲第五四三號ノ一
渡船出願ノ際取調事項ニ於テ檢査セラルル時ハ一箇年通行人馬車等ノ見積員
數ヲ取調檢査書ニ記入報告相成候旨此段及通候也

●賃橋取締規則

明治二十年十二月
山形縣令第九十二號

- 賃橋取締本規則定メ來ル明治二十一年二月一日ヨリ施行ス
- 第一條 賃橋トハ渡船場又ハ新道開闢ニ際シ人民私運ヲ以テ積集ヲ集積シ
其費用消却ノメテ通行者ヨリ賃金ヲ請求スル積集ヲ云フ
- 第二條 賃橋ヲ架設セントストキハ左ノ諸項ヲ詳察シ縣廳ヘ願出スル
一 架橋目録見明書
一 地名及架橋道路ノ種類
一 兩岸町村名及地名
一 積集ノ種類及積集額
一 積集ノ額及積集額ノ算出方法
一 積集ノ額及積集額ノ算出方法
一 積集ノ額及積集額ノ算出方法
- 第三條 積集額ヲ得ルモノハ積集額ヲ積集受取所ヘ揭示スヘシ但揭示
札ハ積集額ノ積集受取所ヘ請求スヘシ
- 第四條 積集受取所ハ時間ヲ費シ通行者ニ不便ヲ與フヘカラス
- 第五條 通行者ニ對シ定額外ノ賃金ヲ請求スヘカラス
- 第六條 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス
- 第七條 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス
- 第八條 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス

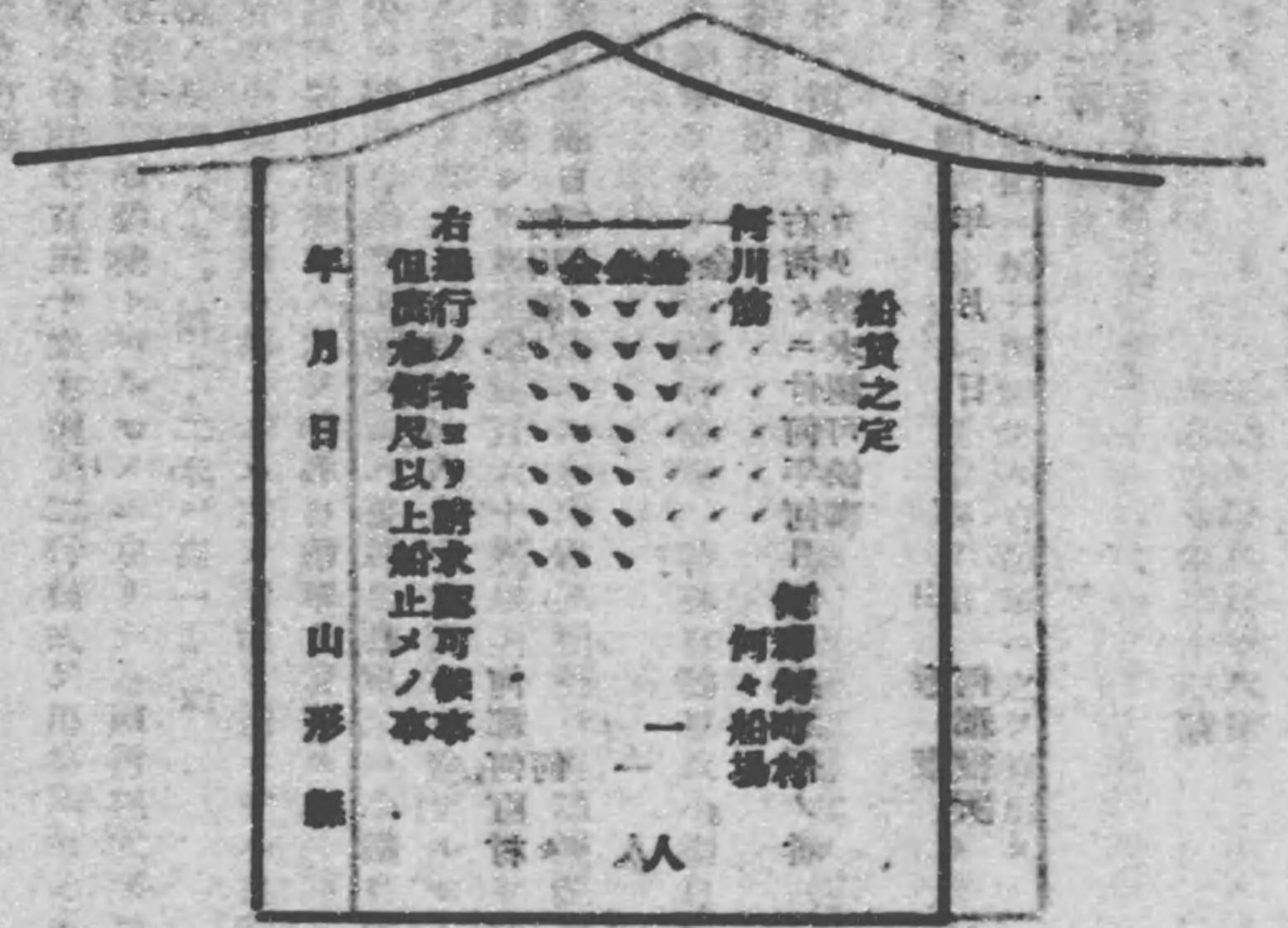
〔山形縣〕

●渡船業賃橋取扱方

明治二十一年一月
山形縣令第一號
今渡船業賃橋取締規則發布候付テハ亦取扱方左ノ通心得ヘシ但此
令ニ従フルハ渡船業賃橋取締規則ノ旨ニ依リテ
一 渡船業賃橋出願スルモノハ積集額ノ積集受取所ヘ揭示スヘシ
一 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス
一 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス
一 積集額ノ積集受取所ハ積集額ノ積集受取所ヘカラス

此規則發布以後積集額ノ積集受取所ヘ揭示スルモノハ積集額ノ積集受取所ヘカラス

第一書式



賃橋ノ積集ニハ架橋工事ニ付テノ職工ノ積集額ノ爲テ添付セシムヘシ

〔山形縣〕

第二書式



右明治何年何月ヨリ何年何月迄通
行者ヨリ請求可候事

〔山形縣〕

第四十六條ノ規定ニ依リ運轉免許又ハ便駕運轉免許ノ取消又ハ停止ヲ受ケタルトキ

第四十七條 運轉免許又ハ便駕運轉免許ノ再交付ヲ受ケタル者運轉免許所持スルトキ

第四十八條 運轉免許又ハ便駕運轉免許ノ交付ヲ受ケタル者小運轉免許所持スルトキ

第四十九條 運轉免許又ハ便駕運轉免許ノ停止期間満了シタルトキハ運轉免許又ハ便駕運轉免許ヲ本人ニ交付ス

第五十條 地方長官ハ自動車ノ運轉ニ適格ナル區域又ハ時間ニ關スル制限ヲ設ケ得ルコトヲ得

第五十一條 自動車ノ最高速度ハ左ノ制限ニ依リテ定ムルコトヲ得

第五十二條 自動車ノ重量ハ左ノ制限ニ依リテ定ムルコトヲ得

第五十三條 自動車ノ構造又ハ性能ニ關シテ地方長官ハ必要ナル検査ヲ命ジ得ルコトヲ得

第五十四條 自動車ノ運轉ニ關シテ地方長官ハ必要ナル指示ヲ命ジ得ルコトヲ得

第五十五條 自動車ノ運轉ニ關シテ地方長官ハ必要ナル取締ヲ命ジ得ルコトヲ得

〔自動車〕

第六十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十一條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十二條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十三條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十四條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十五條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十六條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十七條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十八條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十九條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第七十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十一條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十二條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十三條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十四條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十五條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十六條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十七條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十八條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十九條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第七十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

〔自動車〕

第六十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十一條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十二條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十三條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十四條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十五條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十六條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十七條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十八條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第六十九條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

第七十條 運轉中運轉者ハ右ノ事項ニ依リテ運轉スルコトヲ得

五、第四十七條第三項(重交付運輸免許證ノ返納)、第四十九條(運輸免許證ノ返納)、第五十二條(安全ナル運度ノ方法)、第五十五條(運輸)、第五十六條(運送)、第五十七條(運輸ノ進行)、第五十八條(電車側方通行)、第五十九條(運送取締)、第六十條(瓦斯、煤煙)、第六十一條第一項(點檢)、第六十二條(運送、喫煙)、第六十三條(定員、積載量等ノ遵守)、第六十四條(停車、駐車ノ制限)、第六十六條第二項(駐車場指定ノ限)、第六十七條(制限)、第六十七條第一項(停車、駐車ノ方法)、第六十八條(停止狀態保持)、第六十九條(標示、指示ノ遵守)及第七十一條第一項(車輛牽引ノ制限)ノ規定ニ違反シタル者

二、故違又ハ過失ニ因リ第五十條(道路ノ制限)及第七十二條(車輛牽引ノ特別制限)ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者又ハ第六十五條ノ規定ニ依リ地方長官ノ定メタル駐車ニ關スル時間ノ制限又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令シタル停車若ハ駐車ノ方法ニ違反シテ自動車ヲ停車シ又ハ駐車シタル者

三、故違又ハ過失ニ因リ第五十一條第一項ノ規定ニ依リ最高速度ノ制限又ハ同條第二項乃至第四項及第七十二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ定メタル最高速度ノ制限ヲ超エテ自動車ヲ運轉シタル者

四、故違又ハ過失ニ因リ第三十三條ノ規定ニ依リ檢査ヲ拒ミ又ハ檢査ヲ受ケルコトヲ怠リタル者

〔山形縣〕

五、運輸免許ヲ受ケ重キテ同種ノ運輸免許ヲ申請シタル者

第八十三條 罰則

第八十四條 自動車ノ使用主ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十五條 自動車ノ使用主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ使用主ニ關スル本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指彈ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八十六條 本令ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十七條 本令施行前ニ車輛檢査ニ合格シタル自動車ハ本令ノ規定ニ依リ車輛檢査ニ合格シタル自動車ト看做ス但シ其ノ檢査證ノ有效期間ハ之ヲ變更セズ

附 則 (昭和十三年內務省令第三十四號)

者ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ運輸免許ヲ受ケルヲ要スルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令ノ規定ニ依リ運輸免許ヲ受ケルコトヲ得

第九十二條 本令施行ノ際現ニ普通自動車ニ付運輸手免許ヲ有スル者ハ本令ノ規定ニ依リ就業免許ヲ受ケタル者ト看做ス

附 則 (昭和十三年內務省令第三十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ運輸免許ヲ有スル者ハ本令ノ規定ニ依リ運輸免許ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ從前ノ規定ニ依リ交付セラレタル運輸免許證ヲ仍引續キ使用スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ運輸免許ヲ有スル者第四十五條ノ二ノ規定ニ依リ運輸免許證ノ檢査ヲ受ケントスルトキハ其ノ期間ノ計算ニ付テハ從前ノ規定ニ依リ運輸免許ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

檢査證ニ其ノ旨記入ヲ受ケル

〔山形縣〕

第八十八條 本令施行ノ際現ニ車輛檢査ヲ要セズシテ使用スル自動車ニシテ本令ノ規定ニ依リ新ニ車輛檢査ヲ受ケルヲ要スルモノノ車輛檢査及積載制限ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第八十九條 本令施行ノ際現ニ使用スル自動車ノ構造裝置ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ一年以内ハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ拘ラズ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

第九十條 本令施行ノ際現ニ運輸手免許ヲ有スル者ハ左ノ區別ニ從ヒ本令ノ規定ニ依リ運輸免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ其ノ免許ノ有效期間ハ之ヲ變更セズ

一、甲種免許證ヲ有スル者ハ各種ノ運輸免許

二、普通自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ普通免許

三、特殊自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ當該特定種類ノ特殊自動車ニ關スル特殊免許

四、小型自動車ニ付乙種免許證ヲ有スル者ハ小型免許

前項第二號乃至第四號ニ該當スル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ主メテ運輸地ノ地方長官ニ申請シテ各種別ニ付記入ヲ受ケル

第九十一條 本令施行ノ際現ニ運輸手免許ヲ要セズシテ自動車ヲ運轉スル

(表)

車輛検査証				府 縣 廳	
種 類	自 動 車	車 名		行 程 式	行 程 式
用 途		車 輛 番 號		備 量	
車 輛 番 號		車 輛 重 量		立 方 量	
總 重 量		最 大 積 載 量		馬 力	馬 力
乘 車 定 員		氣 筒		定 格 出 力	キ ロ ワ ッ ト
長		機 關 番 號		登 録 番 號	
幅		主 要 使 用 地 / 變 更		年 月 日 發 行 局 出	
高					
備 考					

〔山形書〕

(表)

検査証交付	年 月 日
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
使 用 者	
住 所 氏 名	
前 使 用 者 / 住 所 氏 名	
格 納 車 庫 所 在 地、車 庫 ナ キ ト キ ハ 車 輛 / 當 時 / 所 在 地	
備 考	

〔山形書〕

一、種類ニハ「自動車」ノ左方ニ「普通」、「特殊」、「小型」ノ種別ヲ、右方ニ「特殊自動車」ニ限リ「何種ト記入」シ、
 二、用途ニハ「家用」、「営業用」、「乗用」、「貨物用」等ノ別ヲ記入スルコト
 三、車名ニハ「何年式」並ニ「箱型」、「幌型」、「平型」、「三方開型」等ヲ記入スルコト
 四、型式ニハ「何年式」並ニ「箱型」、「幌型」、「平型」、「三方開型」等ヲ記入スルコト
 五、用紙ハ「普通自動車」ハ浅黄色、特殊自動車ハ桃色、小型自動車ハ藤色ノモノヲ用フルコト

(頁二)

本籍	住所	住所ノ居住	記	本	府縣印
----	----	-------	---	---	-----

(頁一)

寫真

年 月 日撮影

(四) 表紙

第 號

年 月 日交付

府 縣

氏 名

年 月 日迄

(表) 表紙

自動車運轉免許證

免許

五・七

第二種表紙 (普通免許證) (手帳型)

(欄内表紙裏)

注意事項

(頁十九、八、七、六、五)

考 備

(頁四)

主	主	主	主	主	主	主	主	主	主
出	年	月	日	府	縣	印			
地	轉	讓	ル	ガ	主				
兵	年	度	役	種	長	官			
役									

(頁三)

免	許	別	種	許	免
年	月	日	府	縣	印

〔山形表紙〕

〔山形表紙〕

備考

- 一、表紙ハ黒色革製、金色文字入トシ「免許」中ニハ「普通」、「特殊」、「小型」ノ別ヲ設ケルコト
- 二、寫真ハ縦横、正面、半身像、名刺版トスルコト
- 三、用紙ハ普通トシ普通免許證ハ淺黄色、特殊免許證ハ桃色、小型免許證ハ藍色ノモノヲ用フルコト

第三種表紙 (普通免許證)

(表)

第十二

第 號

自動車運轉免許證

府 縣

注意事項

自動車取締令施行規則

昭和八年十月三十日
山形縣令第四十三號

- 第一條 自動車取締令(以下單ニ取締令ト稱ス)及本令ニ依リ知事ニ提出スル申請書及届出書ハ所轄警察署ヲ經由スベシ
- 第二條 取締令第五條但書ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ具スベシ
 - 一 長、幅及高
 - 二 使用セントスル事由
 - 三 使用セントスル道路
 - 第四條 自動車ニハ長車輪直径ノ三分ノ二以上、幅十五釐以上ニシテ汚水漏出ヲ防止セシメザル構造ヲ有スル泥除キ備フベシ但シ自動三輪車、側車附自動自転車及後車附自動自転車ハ前車輪ニ自動自転車ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 第五條 普通自動車ニハ後部鏡、前部鏡子、排氣管及室内燈ヲ備フベシ但シ乗用自動車以外ノモノニ在ラバ室内燈及車輪後面ノ後部鏡ヲ備付ケザルコトヲ得
 - 第六條 自動車ニハ履上履又ハ之ニ類似スル燈火ヲ備フルコトヲ得ズ
 - 第七條 前照燈及室内燈ハ白色ト爲スベシ

第三編 保安 第十五章 自動車

四三一

〔山形縣〕

〔山形縣〕

第三編 保安 第十五章 自動車

(表)

本令施行區域外ノ行政廳ニ於テ與ヘタル運轉免許證	
指定自動車	
備考	

年 月 日 撮影	
寫 眞	

交 付	年 月 日
有 效 期 間	
本籍又ハ國籍	
居所又ハ所在地	
氏 名	
年 齡	

- 第八條 自動車ハ白色ニ塗ルコトヲ得ズ
消防自動車、郵便自動車及自動自転車以外ノ自動車ハ赤色ニ塗ルコトヲ得ズ
- 第九條 取締令第二十條以外ノ特殊自動車ノ構造裝置ハ左ノ各號ニ從フコトヲ得
 - 一 後車附自動自転車、ロードローラー及耕作用自動車ニ在リテハ制動裝置ヲ一系統ト爲スコト
 - 二 ロードローラー、グレーダー及耕作用自動車ニ在リテハ前照燈ヲ備ヘザルコトヲ得
 - 三 後車附自動自転車及ハノマーク型自動車ニ在リテハ前照燈一箇以上ヲ備フルコトヲ得
 - 四 牽引自動車(バスタークスター除外)、ロードローラー、グレーダー及耕作用自動車ニ在リテハ速度計ヲ備ヘザルコト
 - 五 蒸氣自動車及ロードローラーニ在リテハ軟調ニ非ザル響音器ヲ備フルコト
 - 六 ロードローラー、グレーダー及耕作用自動車ニ在リテハ交通保安上支障ナキトキハ響音器ヲ備ヘザルコト
 - 六 ロードローラー、グレーダー、耕作用自動車及山間等ニ於テ使用スル牽引自動車ニ在リテハ護翼以外ノ輪帶ヲ用フルコト
 - 六 ロードローラー、グレーダー及耕作用自動車ニ在リテハ車輛番號ヲ車輪後面見易キ箇所ニ標示スルコト
 - 六 牽引自動車ニシテ特別ノ事由アルモノハ取締令第六條ノ制限ニ依ラザル構造ト爲スコトヲ得
- 第十條 取締令第二十條以外ノ小型自動車ノ構造裝置ハ左ノ各號ニ從フコトヲ得

- 一 制動装置ヲ一系統ト爲スコト
- 二 前照燈ノ高さ以上ヲ備フルコト
- 三 内照燈ヲ原動機トスルモノニ在リテハ四行程式ヲ用フルモノハ氣筒容積ノ合計四百五十立方釐、二行程式ヲ用フルモノハ氣筒容積ノ合計三百立方釐、電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ二時間定格出力三キロワットヲ超エザルモノハ速度計ヲ備ヘザルコト
- 四 第十一條 積雪又ハ雨水等ノ爲滑リノ虞アル道路ニ於テ運轉スル自動車ハ制動ヲ停止シ得ルベシ
- 五 第十二條 検査、試運轉、運送等ノ爲一時自動車ヲ運轉セントスルトキハ使用主ハ左ノ事項ヲ具シ出發地所轄警察署長ノ許可ヲ受ケルベシ
 - 一 住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ主たる事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二 運轉ノ目的
 - 三 自動車ノ種類、車名
 - 四 運轉ノ期間及距離
- 六 警察署長前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ第一號様式ノ許可證及第二號様式ノ領紙ヲ交付ス
- 七 許可證及領紙ハ運轉終了後直ニ之ヲ返納スベシ但シ運轉終了セザルトキト運轉許可期間満了シタルトキハ直ニ之ヲ返納スベシ
- 八 第十三條 前條ノ規定ニ依リ運轉スル自動車ノ使用主又ハ運轉者ハ左ノ各條ニ從フベシ
 - 一 許可證ヲ携帯シ領紙ヲ車輛ノ前面及後面見易キ箇所ニ標示スルコト
 - 二 使用主ニ代ルベキ者及自動車ニ關スル技術員ノ外乗車セシメザルコト

〔山形警〕

- 第十四條 車輛検査ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ具スベシ
 - 一 申請者ノ本籍、住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二 用途
 - イ 乗用、貨物用等ノ別
 - ロ 自家用、營業用等ノ別(營業用ナルトキハ乗合用、貸切用等ノ別ヲ記入スルコト)
 - ハ 商品ナルトキハ其ノ旨
 - 三 使用セントスル路線
 - 四 自動車ノ種類及車名
 - 五 型式(何年式並ニ箱型、幌型、平型、三方開型等ノ別ヲ記入スルコト)
 - 六 寸法(長、幅、高)
 - 七 車輛重量及軸重量
 - 八 原動機
 - イ 行程式
 - ロ 氣筒ノ内徑及行程
 - ハ 氣筒ノ數
 - ニ 氣筒容積ノ合計
 - ホ 馬力(エス、エイ、イー馬力數ヲ記入スルコト)
 - ヘ 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ二時間定格出力、電機力
 - ハ 檢査者
 - 九 制動裝置(制動車輪數、系統數及制動力ノ傳達方法)
 - 十 乘車定員、最大積載量

〔山形警〕

- 第十二條 納納車庫所在地(車庫ナキトキハ車輛ノ當時ノ所在地)
- 十三條 前使用者ノ住所氏名
- 第十四條 車輛番號ノ標示ハ第三號様式ニ依ルベシ
- 第十五條 商品トシテ車輛検査ニ合格シタル自動車ヲ使用セントスルトキハ申請書ニ第十四條第一號、第二號、第三號及第十一號ノ事項ヲ具シ車輛検査ヲ受ケルベシ
- 第十六條 自動車ノ主たる使用地又ハ使用主變更ノ届出書ニハ第十四條各款ノ事項ヲ具シ車輛検査ヲ受ケルベシ使用主ノ變更ニシテ縣内ニ限ルトキハ第十四條第一號、第二號、第三號、第十一號及第十二號ノ事項ヲ具シ車輛検査ヲ受ケルベシ
- 第十七條 取締令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル車室内車輛番號ノ標示ハ第四號様式ニ依ルベシ
- 第十八條 取締令第三十二條ノ規定ニ依ル車輛ノ變更検査ノ届出書ニハ變更シタル部分及其ノ構造ノ大要ヲ具シ車輛検査ヲ受ケルベシ
- 第十九條 車輛検査ニ際シテハ使用主又ハ之ニ代ルベキ者立會ヒ検査員ノ指示ニ從フベシ
- 第二十條 車輛検査ヲ受ケ失シ又ハ損傷シ其ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具スベシ
 - 一 本籍、住所、氏名(法人ニ在リテハ其ノ主たる事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二 自動車ノ種類、車輛番號並ニ車輛検査ノ寫
 - 三 損失ノ場合ニ在リテハ其ノ事由ヲ詳具シ車輛検査ノ寫ヲ省略スルコトヲ得

- 第二十二條 運轉免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具スベシ
 - 一 本籍、住所、氏名、生年月日
 - 二 運轉免許ノ種類(特殊免許ニ在リテハ特殊自動車ノ種類)
 - 三 兵役關係(徵集年度、役種、兵種、官等並ニ所屬部隊區名又ハ領守府名ヲ記入スルコト)
 - 四 履歴(學歷、業務、賞罰等ヲ記入スルコト)
 - 五 申請前六月以内ニ撮影シタル寫眞二葉(脱帽、正面、半身像、名刺版、無蓋紙ニシテ裏面ニ撮影年月日ヲ記入スルコト)
 - 六 醫科ノ診斷書(精神病、聽力、視力、色盲及四肢運動ノ完否ヲ記入シタルモノ)
 - 七 戶籍抄本
 - 八 取締令第四十二條第一號ノ者ニ在リテハ技術證明書、同第四號ノ者ニ在リテハ運轉免許證ノ寫、同第五號ノ者ニ在リテハ卒業證書ノ寫及在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタル者ナル旨ノ證明書
 - 九 第二十三條 取締令第四十五條ノ二ノ規定ニ依リ運轉免許證ノ検査ハ日時場所ヲ指定シテ之ヲ行フ
 - 十 前項ノ場合運轉者ハ運轉免許證ヲ携帯シ所定ノ場所ニ出頭スベシ但シ已ムラ得ザル事由ニ依リ出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ旨届出テ承認ヲ受ケルベシ
 - 十一 第二十四條 運轉免許ハ取締令第四十一條第一號、第二號及第三號ノ外左ノ各款ニ該當セザル者ニ之ヲ與フ
 - 一 色盲ニシテ倍數色(赤、橙、黃、青)ノ色別不能者ハ困難ナル者
 - 二 視力異狀ニシテ眼鏡ヲ補正シ依ルモ五米ノ距離ニ於テ高國試視力表第七號以下ノ識別不能者ハ困難ナル者

第三編 保安 第十五章 自動車

三 身體顯著シテ衰弱アリテ運転者トシテ不適當ト認ムル者
四 性質、素行甚ク不良ナル者又ハ性能ニ著シキ缺陷アリテ運転者ト
第二十五條 運轉免許ヲ試驗ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ之ヲ行フ
第二十六條 普通免許ヲ有スル者ニシテ特殊免許ヲ受ケントスル者及特殊
免許ヲ有スル者ニシテ普通免許又ハ異種ノ特殊免許ヲ受ケントスル者ハ
申請書ニ第二十二條第一號乃至第五號ノ事項ヲ具シ現ニ所持スル運轉免
許證ノ寫ヲ添付スルモ但シ特殊免許ヲ有スル者ニシテ異種ノ特殊免許ヲ
受ケントスルトキハ官費ノ添付ヲ要セズ
第二十七條 假運轉免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具スル
一 本籍又ハ國籍、居所又ハ滞在在、氏名、年齢
二 運轉期間
三 指定ヲ受ケントスル自動車ノ車名及車輛番號
四 現ニ所持スル運轉免許證ノ寫
五 申請前六月以内ニ撮影シタル寫眞二葉（脱帽、正面、半身像、名刺
版、無蓋紙ニシテ裏面ニ撮影年月日ヲ記入スルコト）
第二十八條 運轉免許ヲ受ケタル者其ノ主ナル運轉地ヲ變更シタルトキハ
同出費ニハ左ノ事項ヲ具シ運轉免許證ヲ添付スルベシ
一 本籍、住所、氏名、生年月日
二 運轉（學費、業務、賃借等）ヲ記入スルコト
三 申請前六月以内ニ撮影シタル寫眞二葉（脱帽、正面、半身像、名刺
版、無蓋紙ニシテ裏面ニ撮影年月日ヲ記入スルコト）
第二十九條 運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ遺失シ又ハ毀損シ其ノ再交付

〔山形縣〕

四三四

フ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具スルベシ
一 本籍又ハ國籍、住所又ハ居所若ハ滞在在、氏名、生年月日若ハ年齢
二 免許種類及シテ免許證寫
三 申請前六月以内ニ撮影シタル寫眞二葉（脱帽、正面、半身像、名刺
版、無蓋紙ニシテ裏面ニ撮影年月日ヲ記入スルコト）
第三十條 運轉免許ヲ受ケタル者ニシテ本籍、住所、氏名又ハ兵役關係ニ
異動ヲ生ジタルトキハ其ノ旨届出テ運轉免許證ノ訂正ヲ受ケルベシ
第五節 用法
第三十一條 自動車ハ其ノ職員ノ二倍半以上ノ總職員ヲ有スル道路ニ非ザ
レバ運行スルコトヲ得ズ但シ適當ノ間隔ニ自動車相互ニ行進セシ得ル場
所存在シ且其ノ總職員自動車ノ職員ノ一倍半以上ナル場合ハ此ノ限ニ在
ラズ
一時ノ運轉ニシテ警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ
運行スルコトヲ得
第三十二條 自動車ノ最高速度ハ人家連續ノ場所ニ於テハ左ノ制限ニ依ル
ベシ
一 取締令第五十一條第一項第一號ノ自動車ニ在リテハ毎時四十軒
二 其ノ他ノ自動車ニ在リテハ毎時三十軒
消防自動車及救急自動車ノ最高速度ハ毎時六十軒トス
自動車道ニ於テ運轉スル自動車ノ最高速度ハ其ノ自動車道毎ニ之ヲ定
第三十三條 取締令第五十一條第一項第二號ノ自動車ニ在リテハ其ノ左側
後車輪ヲ覆フフエンダーノ後部表面（フエンダーナキモノ若ハフエンダー

〔山形縣〕

一ノ後部表面ニ標示シ難キモノニ在リテハ車輛ノ後部左側見易キ箇所）
ヲ第五號様式ニ依リ表示スルベシ
第三十四條 取締令第六十三條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルト
キハ警察署長ハ第六號様式ノ許可票ヲ交付ス
前項ノ許可票ハ運轉中車輛前方見易キ箇所ニ之ヲ標示シ運轉終了後直ニ
返納スルベシ
第三十五條 汚水、泥土等ヲ飛散セシメ他人ノ交通ヲ妨ゲ物件ヲ汚損スル
ノ虞アルトキハ泥除ヲ裝置シ徐行スルベシ
第三十六條 運轉者ハ交通ニ關スル他ノ法令ノ規定ニ依ルノ外左ノ事項ヲ
遵守スルベシ
一 運轉ニ支障ナキ服裝ヲ着スルコト
二 火災現場其ノ他危險ノ場所ニ運轉セザルコト
三 通行中扉ヲ開キ乗降ヲ爲サズ又ハ荷物ヲ積卸ヲ爲サザルコト
四 積荷ハ塵芥、漏出又ハ飛散セザル様樣に束スルコト
五 牛馬ニ近ヅクトキハ道路ヲ横切リ若ハ停車ヲ爲シ之ヲ驚奔セシメザル
様注意スルコト
六 後方ヨリ視認難キ處ニ大ナル自動車ノ近ヅクトキハ避讓シテ之ヲ
通過セシムルコト
七 一般公衆ノ乗用ニ供スル自動車ニ運轉者ノ氏名ヲ車室内車輛番號
ノ標示ニ添ヘ第四號様式ニ依リ標示スルコト
第六節 罰則
第三十七條乃至第四十二條 罰則
第七節 罰則
第四十三條 第十二條第一項（一時運轉）、第十三條（一時運轉）、第十五條

第三編 保安 第十五章 自動車

四三五

（車輛番號様式）、第十八條（車室内車輛番號標示様式）、第三十條（運轉
免許證記載事項ノ異動）、第三十三條（低速自動車ノ標示）、第三十四條第
二項（許可票ノ標示）、第三十五條（泥除ノ裝置）、第三十六條（遵守事項）、
規定ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス
附則
第四十四條 本令ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
第四十五條 車輛番號ノ標示様式ハ本令施行ノ日ヨリ普通自動車ニ在リテ
ハ二年以内其ノ他ノ自動車ニ在リテハ一年以内ハ本令ノ規定ニ拘ラズ從
前ノ規定ニ依ルコトトス
第四十六條 取締令第五十二條第二項ノ規定ニ依リ申請書ニハ第三十七條
第一號及第二號ノ事項ヲ具スルベシ
第一號様式
自動車一時運轉許可證
申請者 住所 氏 名
一 運轉ノ目的
二 自動車ノ種類
三 運轉期間
四 道路
右自動車取替ニ依リ第三十二條ニ依リ自動車ノ一時運轉ヲ許可ス
年 月
警察署長 長岡

第二種様式



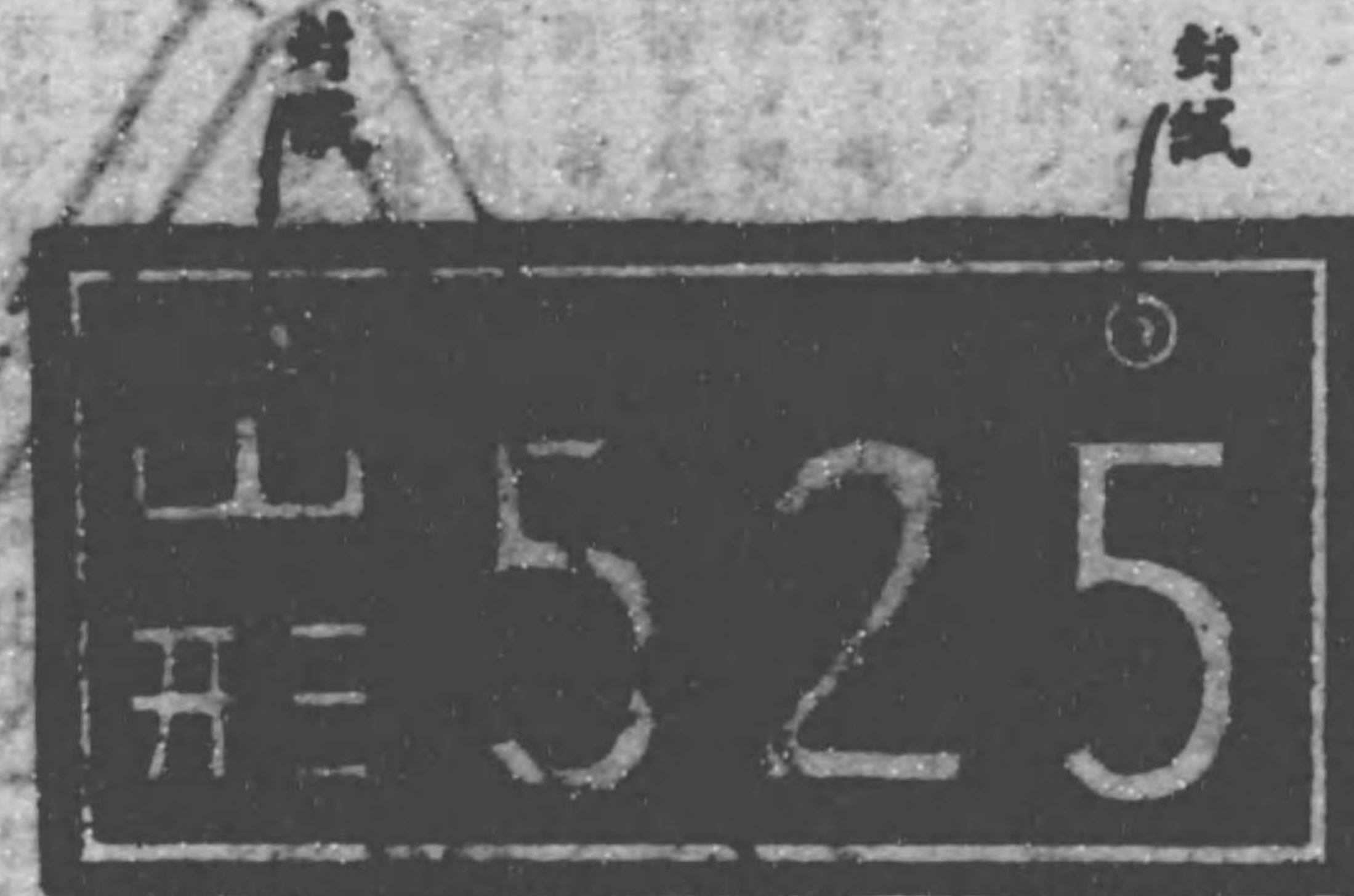
- 備考
- 一 材料ハ金屬板
 - 二 白地ニ黒文字
 - 三 斜線ハ赤色
 - 四 番號數字ハ長十種
 - 五 番號署名文字ハ長五種
 - 六 赤斜線右下ノ文字ハ番號署名ノ略名稱トス

〔山形番〕

三種様式



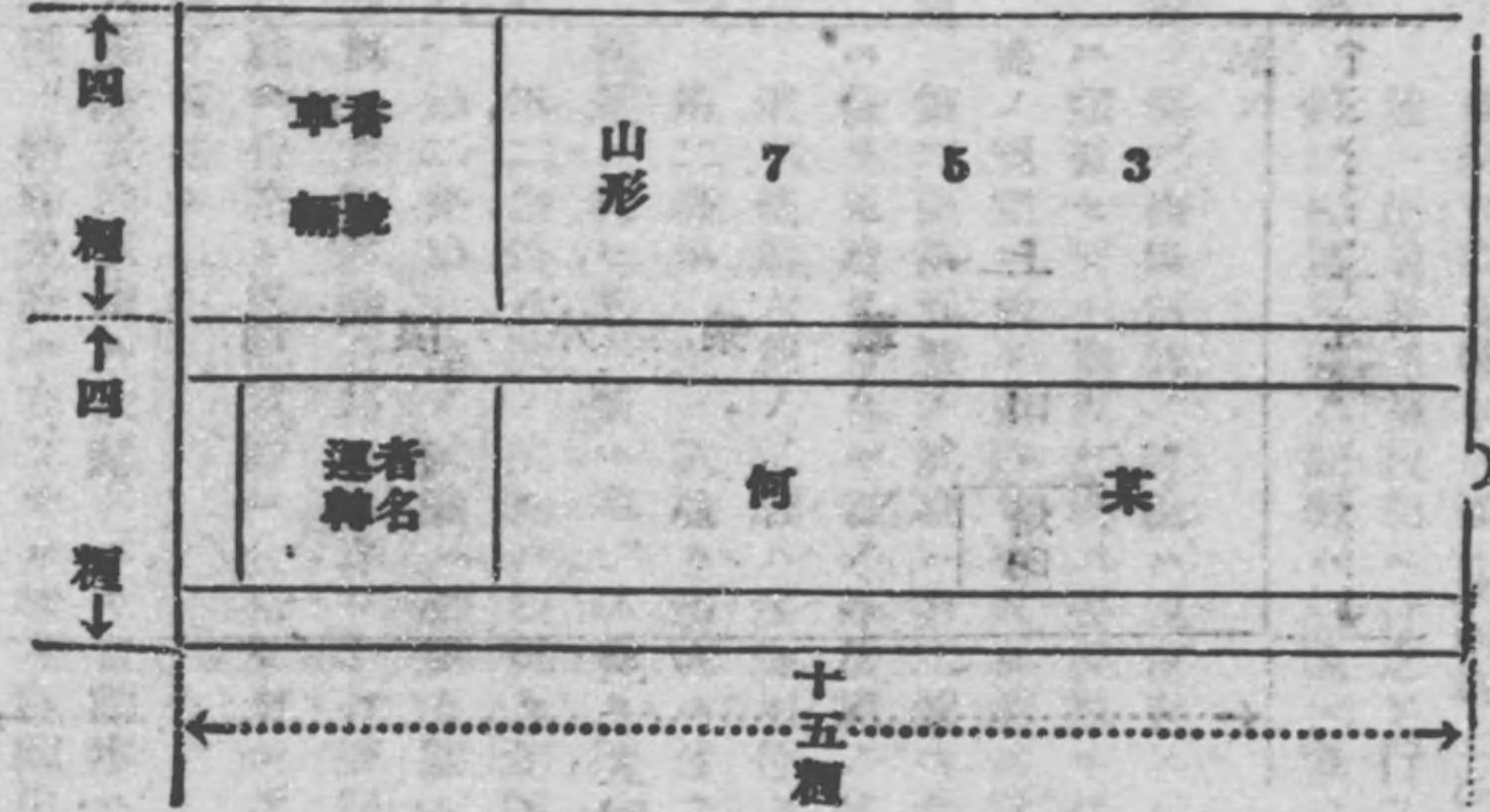
後面車輛番號標板



- 備考
- 一 材料ハ金屬板
 - 二 普通自動車ニ在リテハ黒地ニ白文字、特殊自動車ニ在リテハ青地ニ白文字、小型自動車ニ在リテハ橙黄色ニ黒文字トス
 - 三 文字ノ大サハ漢字ヲ除クノ外普通自動車ニ在リテハ長十二種、幅六種、太一・八種、間隔一・五種、特殊自動車ニ在リテハ長九種、幅五種、太一・二種、間隔一・五種、小型自動車ニ在リテハ長八種、幅四・五種、太一・一種、間隔一・五種、モノトシ千位ニハ其ノ直径ガ文字ノ太ニ等シキ「コンマ」ヲ附シ漢字ハ之ニ準ズ
 - 四 後面標板ニハ取付線子頭部ニ封鎖ヲ爲ス

〔山形番〕

第四種様式



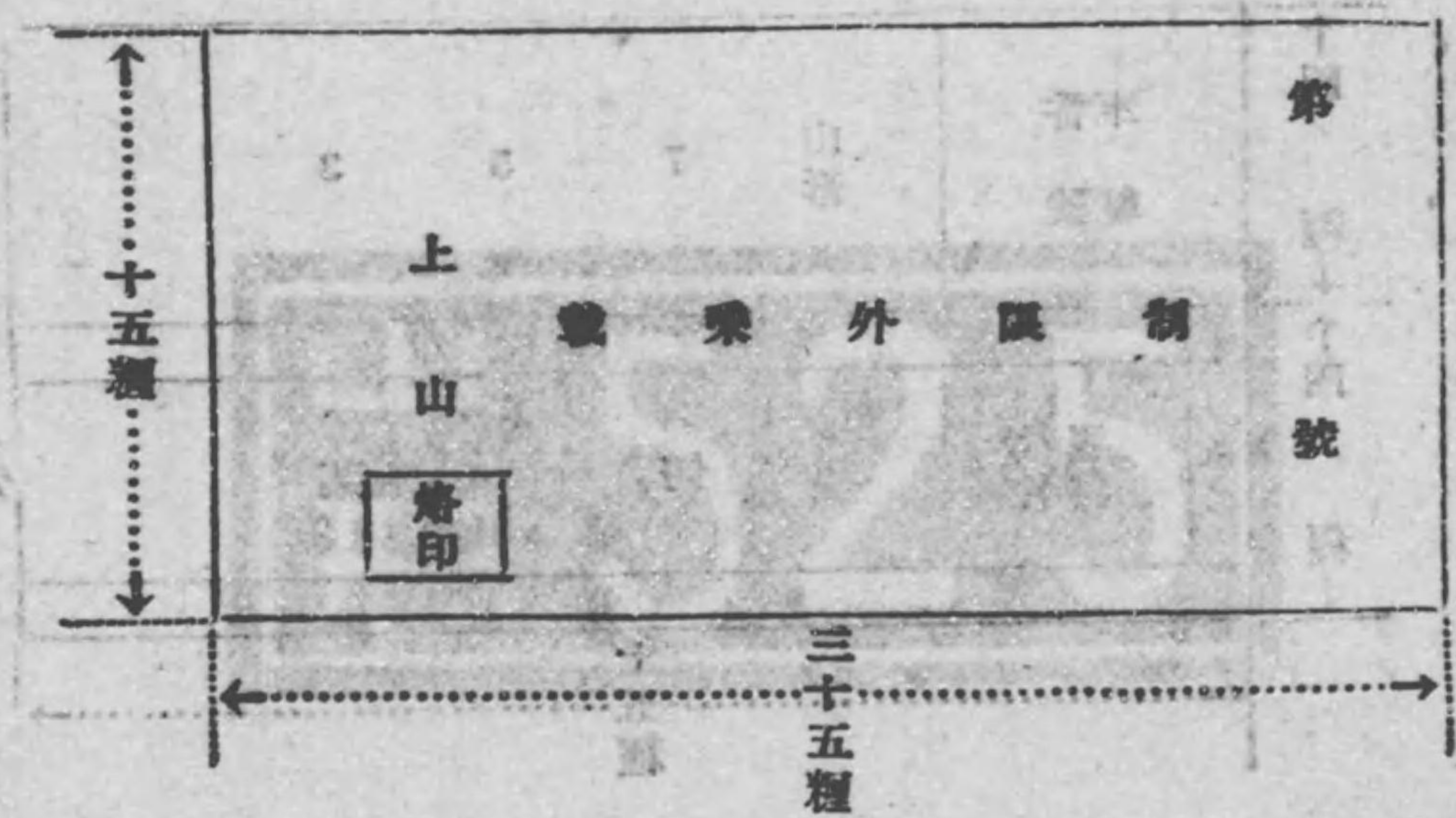
- 備考
- 一 材料ハ金屬板
 - 二 黒地ニ白文字
 - 三 運轉者名ハ簡單ニ取換ヘ得ル構造トス

第五號様式



〔山形等〕

第六號様式



備考

- 一 材料ハ木
- 二 白地ニ黒文字
- 三 左ノ文字ハ警察署ノ名稱トス
- 四 表面ニ警察署ノ烙印ヲ爲ス

●自動車運轉免許試験規則

- 第一條 運轉免許ノ試験ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 運轉免許ノ試験ハ左ノ九種トス
 - 一 普通免許ヲ受ケントスル者ノ試験
 - 二 特殊免許ヲ受ケントスル者ノ試験
 - 三 普通免許ヲ有スル者ニシテ特殊免許ヲ受ケントスル者ノ試験
 - 四 特殊免許ヲ有スル者ニシテ普通免許ヲ受ケントスル者ノ試験
 - 五 特殊免許ヲ有スル者ニシテ異種ノ特殊免許ヲ受ケントスル者ノ試験
 - 六 内務大臣ノ指定シタル者ノ發行スル技術證明書ヲ有スル者ノ試験
 - 七 自動車取締令施行區域外ノ行政廳ニ於テ受ケタル運轉免許ヲ有スル者ノ試験
 - 八 普通年取三年以上ノ工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科卒業者ニシテ在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタル者ノ試験
 - 九 其ノ他自動車ノ運轉ニ關シテ支障ナシト認めタル者ノ試験
- 第三條 自動車取法方法ノ要旨、自動車及交通ニ關スル取締法令ノ試験ハ筆記ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事由アリト認めタル者ニ付テハ口頭ヲ以テ筆記ニ代フルコトアルベシ
- 第四條 自動車ノ運轉技術ニ關スル試験ハ實地ニ付之ヲ行フ
- 第五條 運轉免許ノ試験ハ左ノ各條ニ依リ
 - 一 第二條第一號ノ試験ハ全科目ニ付之ヲ行フ
 - 二 第二條第二號ノ試験ハ左ニ依リ之ヲ行フ但シ特殊自動車第二種(口頭)ノ下ローラー、ブレーキ、新作用自動車ノ類)ニ付テハ試験ノ全部ニ付テハ行フ

〔山形等〕

- イ 特殊自動車第一種(牽引自動車)及同第三種(蒸氣自動車)ニ付テノ試験ハ全科目ニ付之ヲ行フ
- ロ 特殊自動車第四種(電氣自動車)、同第五種(ハノマーノ型自動車)ノ類、同第六種(電動自転車、側車附自動車、自働三輪車、後車附自動車ノ類)及同第七種(其ノ他ノ特殊自動車)ニ付テノ試験ハ法規及運轉技術ニ付之ヲ行フ
- 三 第二條第三號ノ試験ハ前條ニ準ジ之ヲ行フ但シ法規ノ試験ハ之ヲ省略ス
- 四 第二條第四號ノ試験ハ現在有スル特殊免許ニ依リ運轉シ得ル自動車ニ類似セザル取法方法ノ要旨及運轉技術ニ付之ヲ行フ但シ第二號但書ノ規定ニ依リ免許ヲ有スル者ニ付テハ其ノ他ノ特殊自動車ノ類ニ付テノ規定ニ依リ免許ヲ有スル者ノ外法規ノ試験ハ之ヲ省略ス
- 五 第二條第五號ノ試験ハ第二號ニ準ジ之ヲ行フ但シ第二號但書ノ規定ニ依リ免許ヲ有スル者ノ外法規ノ試験ハ之ヲ省略ス
- 六 第二條第六號ノ試験ハ法規ニ付之ヲ行フ
- 七 第二條第七號ノ試験ハ法規ニ付之ヲ行フ更ニ現在有スル運轉免許ノ性質ニ從ヒ各條ニ準ジ必要ト認めタル科目ニ付之ヲ行フ
- 八 第二條第八號ノ試験ハ法規及運轉技術ニ付之ヲ行フ
- 九 第二條第九號ノ試験ハ必要ト認めタル科目ニ付之ヲ行フ
- 第十條 實地試験合格者ニ非ズレバ筆記試験ヲ受クルコトヲ得ズ但シ實地試験ニ合格シ筆記試験ニ合格セザル者ニ付テハ次同ノ試験ニ限リ實地試験ヲ省略ス
- 第十一條 實地試験ニ使用スベキ自動車ハ普通免許ニ在リテハ普通自動車ノ一種、特殊免許ニ在リテハ特定種類中ノ一種ノ特殊自動車トス
- 第十二條 實地試験ニ於テ本規則付ノ自動車ヲ使用セントスル者ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ之ヲ行フ

第三編 保安 第十五章 自動車

- 第七節 罰則
- 第八節 例示
- 第九節 試験期日ハ其ノ都度申請者ニ通知シ合格者ノ氏名ハ本廳ニ之ヲ掲示ス
- 第十節 指定ノ期日ニ受驗セザル者ハ夏ニ申請スルニ非ザレバ受驗スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ豫メ承認ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十一節 受驗者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ其ノ受驗ヲ停止スルコトアルベシ
 - 一 試験ニ關シ不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ
 - 二 指定ノ時期ニ遅レタルトキ
 - 三 試験係員ノ指示ニ従ハザルトキ
- 第十二節 試験ニ關シ不正行爲アリタルトキハ合格ヲ取消スモノトス

附則

本令ハ昭和八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和四年四月縣令第三十五號自動車運轉免許試驗規則ハ之ヲ廢止ス

●自動車運轉免許試驗及自動車検査證交付手数料徴收規程

- 第一節 自動車運轉免許試驗ヲ受ケル者並ニ自動車運轉免許證又ハ自動車検査證ノ交付若ハ再交付ヲ受ケル者ヨリ手数料ヲ徴收ス
- 第二節 前條ノ規定ニ依リ徴收スル手数料額ハ左ノ區別ニ依ル
- 一 自動車運轉免許試驗手数料

昭和十三年十月十四日
山形縣令第四十五號

金貳圓

〔山形縣〕

附則

- 但シ運轉免許試驗ノ一部ヲ省略スル場合ハ金壹圓五拾錢トス
- 二 自動車運轉免許證再交付手数料 金五拾錢
- 三 自動車運轉免許證再交付手数料 同ニ付 金五拾錢
- 四 自動車検査證交付手数料
 - 普通自動車及特殊自動車一臺ニ付 金壹圓
 - 小型自動車一臺ニ付 金五拾錢
- 五 自動車検査證再交付手数料 同ニ付 金五拾錢
- 第三節 前條第一號、第三號及第五號ノ手数料ハ山形縣證紙ヲ申請書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ
- 前條第二號及第四號ノ手数料ハ別記様式ノ納付書ニ山形縣證紙ヲ貼付シテ之ヲ納付スベシ
- 免許證若ハ検査證ノ交付ヲ受ケル際之ヲ納付スベシ
- 第四節 手数料ハ納付後如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

附則

縣證紙

自動車運轉免許證(自動車検査證)交付手数料山形縣證紙ヲ以テ納付候也
年 月 日

山形縣知事 殿
住居 所
氏名

山形縣知事 殿
住居 所
氏名

●自動車交通事業法

昭和六年四月一日
法律第五十二號

- 第一章 自動車運轉事業
- 第一節 本法ニ於テ自動車運轉事業トハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定メ定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客又ハ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ
- 第二節 自動車運轉事業ノ路線ハ一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路ニ依ルベシ
- 第三節 主務大臣ノ命令ヲ以テ自動車運轉事業ニ付路線ニ應ジテ使用スベキ自動車ノ種數其ノ他事業ノ基準ヲ定ムルコトヲ得
- 第四節 自動車運轉事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他一關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受ケルベシ
- 主務大臣ハ前項ノ免許ヲ爲スニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ有効期間ヲ指定スルコトヲ得
- 第五節 主務大臣ハ自動車運轉事業者ガ免許ノ有効期間満了後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セントシテ申請シタルトキハ當該路線ニ依リ自動車運轉事業ノ必要其ノ他特別ノ事由ナキ限り期間更新ノ免許ヲ爲スベシ
- 第六節 自動車運轉事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ
- 第十七條 第一項ノ專用自動車道ノ開設シテ自動車運轉事業ヲ經營スル場合ハ左ノ工事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主務大臣ノ指定スル期間

第三編 保安 第十五章 自動車

四四一

〔山形縣〕

- 内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ
- 天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第七節 自動車運轉事業者事業計畫又ハ專用自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルベシ
- 第八節 自動車運轉事業ノ自動車ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受ケルコトヲ要ス
- 第九節 自動車運轉事業ノ運輸、設備及會計ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十節 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車運轉事業者ニ對シテ左ノ揚ゲル事項ヲ命ズルコトヲ得
 - 一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ專用自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト
 - 二 路線ヲ延長又ハ變更セシムルコト但シ專用自動車道ノ延長及變更ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 三 他ノ運送事業者ト連絡運輸ヲ爲サシムルコト
 - 四 全部又ハ一部ノ路線ヲ共通ニスル敷人ノ自動車運轉事業者アル場合ニ共同經營ヲ爲サシムルコト
 - 五 旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト
 - 六 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト
- 前項第三號及第四號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ取得シ若ハ負擔スベキ金額ニ付協議ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス
- 第十一條 免許、許可又ハ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得
- 前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

運輸第三項ノ規定ハ第一項ノ條件ニ於テ他ノ運送事業者ヨリ事業ノ譲渡
先ハ其時該會社ノ合併等ヲ求メタルトキハ之ニ應ズキコトヲ命ジ
ルル場合ニ於ケル實施方法及收得又ハ負擔金額ニ之ヲ準用ス
第十二條 自動車運送事業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業
ノ全部又ハ一部ヲ停止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ
第十三條 自動車運送事業ノ譲渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其
ノ效力ヲ生ゼズ
會社ノ合併ニ因リ自動車運送事業ノ承継ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可
ヲ受クルニ非ズ

第十四條 自動車運送事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承継ス
自動車運送事業者ハ會社ノ解散ノ決議又ハ他社員ノ同意ハ主務大臣ノ
許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第十五條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車運送事業經營ノ免許ノ全部
若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止シタルコトヲ得
一 法令又ハ免許ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件
ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
三 許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ欺クテ實施セザルトキ
四 事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ衰シキ不具其ノ他ノ爲事業ヲ繼續
スルニ適セズト認めタルトキ
五 公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキ
六 道路、自動車道又ハ道路ノ狀況カ自動車ノ運行ニ適セザルニ至リタ
ルトキ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ自動車運送事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
一 運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
二 運輸開始ノ認可ナキトキ
三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始ノ認可
申請期間内(路線ノ全部又ハ一部ニ付専用自動車道ヲ開設スル場合
ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内)ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザル
トキ
四 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルト
キ
五 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可ヲキトキ
六 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
七 事業ヲ會社解散シタルトキ
第十八條 自動車運送事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル規定ハ効
力ヲ及ブテ之ヲ定ム

〔山形〕

第二十四條 自動車運送事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指
定スル期間内ニ一級自動車道ノ工事ヲ着手シ之ヲ竣功セシムルコトヲ得
前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス
第二十五條 自動車運送事業者事業計畫及一級自動車道ノ工事方法ヲ變更
セザルニ非ズルニ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ズ
第二十六條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道事業者又
ハ自動車運送事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ道路ノ土地ニ立入り又ハ其
ノ土地ヲ一節材料置場トシテ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ置場又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムテ得ザル事由
タル場合ヲ除キテ外該土地ノ占有者ニ其ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス
第二十七條 規定ニ依リ立入り又ハ使用ニ關シテ産シタル損害ノ立入又ハ使用
ノ費用等ヲ事業者ニ於テ之ヲ補償スルコトヲ得
前項ノ補償ニ付該事業ハ地方長官ノ決定ス
前項ノ規定ニ依リ規定申請補償額ニ不服アル者ハ決定ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ三月内ニ他管裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二十八條 一級自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ供用
ヲ開始スルコトヲ得ズ
第二十九條 一級自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ交通ノ條
件ニ關スル規定ハ法令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十條 主務大臣ハ公道上必要アルトキハ自動車道事業者ニ
對シテ之ヲ爲スル事項ヲ命ズルコトヲ得
一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一級自動車道ノ工事方法ヲ變
更セシムルコト
二 一級自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト
第三十一條 免許ノ許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第二十二條 自動車運送事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指
定スル期間内ニ一級自動車道ノ工事ヲ着手シ之ヲ竣功セシムルコトヲ得
前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス
第二十三條 自動車運送事業者事業計畫及一級自動車道ノ工事方法ヲ變更
セザルニ非ズルニ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ズ
第二十四條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道事業者又
ハ自動車運送事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ道路ノ土地ニ立入り又ハ其
ノ土地ヲ一節材料置場トシテ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ置場又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムテ得ザル事由
タル場合ヲ除キテ外該土地ノ占有者ニ其ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス
第二十五條 規定ニ依リ立入り又ハ使用ニ關シテ産シタル損害ノ立入又ハ使用
ノ費用等ヲ事業者ニ於テ之ヲ補償スルコトヲ得
前項ノ補償ニ付該事業ハ地方長官ノ決定ス
前項ノ規定ニ依リ規定申請補償額ニ不服アル者ハ決定ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ三月内ニ他管裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第二十六條 一級自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ供用
ヲ開始スルコトヲ得ズ
第二十七條 一級自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ交通ノ條
件ニ關スル規定ハ法令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十條 主務大臣ハ公道上必要アルトキハ自動車道事業者ニ
對シテ之ヲ爲スル事項ヲ命ズルコトヲ得
一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一級自動車道ノ工事方法ヲ變
更セシムルコト
二 一級自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト
第三十一條 免許ノ許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

〔山形〕

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車運送事業經營ノ免許ノ全部
若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止シタルコトヲ得
一 法令又ハ免許ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件
ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
三 許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ欺クテ實施セザルトキ
四 事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ衰シキ不具其ノ他ノ爲事業ヲ繼續
スルニ適セズト認めタルトキ
五 公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキ
六 道路、自動車道又ハ道路ノ狀況カ自動車ノ運行ニ適セザルニ至リタ
ルトキ
第十七條 左ノ場合ニ於テハ自動車運送事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
一 運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
二 運輸開始ノ認可ナキトキ
三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始ノ認可
申請期間内(路線ノ全部又ハ一部ニ付専用自動車道ヲ開設スル場合
ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内)ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザル
トキ
四 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルト
キ
五 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可ヲキトキ
六 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
七 事業ヲ會社解散シタルトキ
第十八條 自動車運送事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル規定ハ効
力ヲ及ブテ之ヲ定ム

可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
 四 一般自動車道ノ供用ノ廢止ノ許可ヲ受ケザルトキ
 五 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ
 第三十一條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ガ自動車道ニ接續シ若ハ接
 近シ又ハ之ヲ横斷シテ一般ノ道路、自動車道、橋梁、河川、運河、溝渠、
 鐵道、軌道、索道等ヲ建設セントスルトキハ自動車道事業者又ハ自動車
 運轉事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
 前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ自動車道事
 業者又ハ自動車運轉事業者ニ對シ設備ノ共用又ハ變更ヲ命ズルコトヲ
 得
 前二項ノ場合ニ於テ其ノ實施方法及費用ノ負擔ニ付協議ハザルトキハ
 申請ニ因リ關係主務大臣之ヲ裁定ス自動車道事業者又ハ自動車運轉事
 業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ付亦同シ
 第三十二條 第五項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ之ヲ準用ス
 第三十三條 一般自動車道以外ノ自動車道ノ通行スル道路ヲ開設シテ使用料
 金ヲ徵收スル場合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三章 共通規定
 第三十三條 同一ノ一般自動車道ニ依リ自動車道事業者及自動車運轉事業ノ
 兼營ノ場合ニ於ケル免許、許可及認可ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定メ
 爲スコトヲ得
 第三十四條 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム、以
 下同シ)ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運轉事業者又ハ自動車道事
 業者ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣
 シテ事業ノ状況ヲ監査セシムルコトヲ得
 監査員ハ自動車運轉事業者若ハ自動車道事業者又ハ其ノ代表者若ハ其ノ

〔山形縣〕

他ノ業者ニ說明ヲ求メ帳簿、書類及圖面ヲ檢閲スルコトヲ得
 第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依
 リ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得
 第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務
 大臣又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得
 第三十七條 國ニ於テ經營スル自動車運轉事業者及自動車道事業者ニ付テハ第
 一條乃至第三條、第九條(會計ニ關スル規定ヲ除ク)、第十七條、第二十
 二條、第二十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用
 ス
 國ニ於テ自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ヲ經營セントスルトキハ當該
 官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ
 國ニ於テ自動車運轉事業者ヲ經營シタル爲之ト路線ヲ共通ニスル自動車運
 轉事業者ガ其ノ區間ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルトキニ至リタルトキ又
 ハ若シテ收益ヲ減少スルニ至リタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
 其ノ事業者ノ受ケタル損失ヲ補償スルコトヲ得存貯路線ノミニ付事業ヲ
 繼續スルコト能ハザルトキニ至リタルトキ亦同シ
 第四節 自動車交通事業抵當
 第三十八條 自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ヲ營ム株式会社ハ抵當權ノ
 目的ト爲ス爲自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ノ全部又ハ一部ニ付自動
 車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得
 自動車運轉事業者及自動車道事業者ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アル
 モノヲ除クノ外鐵道抵當法ヲ準用ス但シ同法第一章及第三章中登錄トア
 ルハ登記、第四十六條、第六十八條及第六十九條中監督官廳トアルハ登
 記所、第八十條乃至第八十二條、第八十八條及第九十二條中監督官廳ト
 アルハ裁判所トス

〔山形縣〕

第三十九條 自動車交通事業財團ハ左ニ掲グルモノニシテ同一自動車運轉
 事業者又ハ同一自動車道事業者ニ屬シ且其ノ事業ニ關スルモノヲ以テ之
 ヲ組成ス
 一 自動車道ノ敷地及其ノ上ニ存在スル工作物並ニ之ニ屬スル器具機械
 二 發着機、駐車機其ノ他自動車運行ノ爲必要ナル消滅土地及其ノ上ニ
 存在スル工作物並ニ之ニ屬スル器具機械
 三 自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、事務員駐
 在所其ノ他事業ノ爲必要ナル建物及其ノ敷地並ニ之ニ屬スル器具機
 械
 四 通信又ハ信號ニ要スル工作物及其ノ敷地並ニ之ニ屬スル器具機械
 五 前四號ニ掲グル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動產ノ上ニ
 存在スル地上權及第三者ニ對シ得キ賃借權並ニ前四號ニ掲グル土地
 ノ爲ニ存在スル地役權
 六 自動車運轉事業者ノ爲發着機受ケタル自動車及其ノ附屬品
 七 事業經營ノ爲必要ナル貯藏物品及器具機械
 第四十條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動產ノ何レモガ存在セザルトキ
 ハ自動車運轉事業者ノ爲ニ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ
 自動車交通事業財團ノ目的トスル抵當權ハ之ノミニ依リテ擔保セラルル
 債務ノ額ガ三萬圓以上ナラザルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ第二
 以下ノ順位ノ抵當權設定ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第四十一條 自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ノ一部ニ付自動車交通事業
 財團ヲ設定スル場合ニ於テハ自動車運轉事業者ニ在リテハ獨立ノ路線ニ
 付、自動車道事業者ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要
 ス
 第四十二條 同一事業者ガ自動車運轉事業ト自動車道事業トヲ兼營スル場

合ニ於テハ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設
 定スルコトヲ得但シ自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ノ何レカ一方ニ付
 自動車交通事業財團ノ設定アリタル後ハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ事業者ガ各事業ニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ
 ハ一般自動車道ノ敷地其ノ他專リ自動車道事業者ニ關スルモノハ自動車運
 轉事業者ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコトヲ得
 第四十三條 自動車交通事業財團ノ設定ハ自動車交通事業財團登記簿ニ所
 有權者ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス
 自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十
 九條ニ規定スルモノハ當然自動車交通事業財團ニ屬ス但シ第三者ニ對抗
 シ得キ他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的
 タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 自動車交通事業財團ノ設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦前
 項ニ同シ
 第四十四條 自動車交通事業財團ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ
 權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ
 同意ヲ得テ之ヲ自動車運轉事業者又ハ自動車道事業者ヲ營ム株式会社ニ讓渡
 スハ此ノ限ニ在ラズ
 自動車交通事業財團ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、
 差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ
 得テ之ヲ讓渡シ又ハ貸付タルハ此ノ限ニ在ラズ
 前項但書ノ規定ニ依リ自動車交通事業財團ニ屬スルモノヲ讓渡シタルト
 キハ抵當權ハ其ノモノニ付消滅ス
 第四十五條 自動車交通事業財團ノ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ補
 株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款變更ト同一方法ノ株主總會ノ決

第四十六條 自動車交通事業財團ノ登記ニ付テハ其ノ財團ノ所有者タル會社ノ本店所在地ニ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

自動車交通事業財團ノ所有者タル會社ガ本店第一登記所ノ管轄地ニ於テ他ノ登記所ノ管轄地ニ移シタル場合ニ於テハ登記手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定メ

左ノ場合ニ於テハ登記所ハ直ニ其ノ管轄主務大臣ニ通知スベシ

一 第一順位ノ擔當權ノ設定ヲ登記シタルトキ

二 自動車交通事業財團ノ用職ヲ開始シタルトキ

第四十七條 自動車交通事業財團ニ關シテハ工場抵當法第十條、第十二條、第十八條乃至第二十條、第二十二條乃至第四十四條、第四十七條及第四十八條ノ規定ヲ準用ス

本法ニ規定スルモノヲ除クノ外自動車交通事業財團ノ登記ニ關シテハ不備登記法ヲ準用ス

登記ノ申請書ニハ不備登記法第三十六條第三號乃至第八號ニ掲ゲル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 自動車交通事業財團ノ設定セラルル事業ノ表示

二 自動車交通事業ノ爲メ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル處所ノ表示

三 自動車交通事業ノ爲メ自動車交通事業財團ニ在リテハ之ニ屬スル一級ノ自動車道ノ表示

四 免許ニ有効期間ノ指定アルトキハ其ノ期間

五 免許ニ條件ヲ附セラルトキハ其ノ條件

第四十八條 第四十二條第一項ノ規定ニ依リテ自動車交通事業財團ヲ設定スル者

〔山形香〕

セタル場合ニ於テ自動車交通事業又ハ自動車道事業ノ附シカニ付事業經營ノ免許ノ失効又ハ取消アリタルトキハ抵當權者ノ一事業ニ付自動車交通事業財團ノ設定セラレタル場合ニ準シ財團ノ全部ニ對シ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

第四十九條 自動車交通事業財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ニ付テハ執行セ得ベキ一定ノ擔當者ヲ要セズ

強制管理ノ開始ハ自動車交通事業又ハ自動車道事業ニ對スル主務大臣ノ監督ヲ妨グズ

強制管理ノ管理人ノ任免ニ付テハ裁判所ハ主務大臣ノ意見を聽クコトヲ要ス

強制管理終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ管轄主務大臣ニ通知スベシ

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケズシテ自動車交通事業又ハ自動車道事業ヲ經營シタルトキ

二 認可ヲ受ケズシテ一級自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ

第五十一條 免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ自動車交通事業又ハ自動車道事業ヲ經營シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス名義ヲ利用セシメタル者亦同シ

第五十二條 自動車交通事業者又ハ自動車道事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五十條ニ規定スル場合ヲ除クノ外本法又ハ本法ニ基キテ授ケタル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 免許、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

〔山形香〕

三 本法ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

四 第八條ノ規定ニ依リ登記ヲ受ケザル自動車ヲ自動車交通事業ノ用ニ供シタルトキ又ハ自動車ニ付不實ノ事項ヲ登記シタルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ一級自動車道ヲ使用シタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ授ケタル命令ニ依リテ届出又ハ報告ヲ爲スベキ事項ニ付虚偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

七 監督員ノ監督ヲ妨グタルトキ

第五十三條 自動車交通事業者又ハ自動車道事業者ガ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業者又ハ自動車道事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

會社ノ代表者其ノ他ノ從業者會社ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ會社ニ適用ス

第五十四條 自動車道若ハ其ノ損壞ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十五條 人ノ現在又ハ自動車交通事業ノ自動車ヲ竊取シ又ハ破壊シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ノ傷致シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處シ死傷致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

●自動車交通事業法施行令

昭和八年八月二日 勅令第二百十九號

第一條 自動車交通事業法中主務大臣トアルハ自動車交通事業ニ關シテハ鐵道大臣、自動車道事業ニ關シテハ内務大臣及鐵道大臣トス

第二條 左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ鐵道大臣ハ内務大臣ニ委任スベシ

第五十六條 第五十四條ノ罪ヲ犯シ因テ自動車ノ損壞又ハ破壊ヲ致シタル者亦同條ノ例ニ同シ

第五十七條 過失ニ因リ第五十四條第一項又ハ第五十五條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ業務ニ從事スル者犯シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ四百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年勅令第二百十五號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

本法施行前自動車交通事業又ハ自動車道事業ニ該當スル事業ニ付地方長官ノ爲シタル事業經營ノ免許又ハ許可ハ之ヲ本法ニ依リ自動車交通事業又ハ自動車道事業經營ノ免許ト看做ス

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ自動車交通事業ニ付新ニ免許ノ有効期間、運輸開始ノ認可申請期間又ハ事業ノ休止期間ヲ指定スルコトヲ得

登錄稅法第三條ノ六中「又ハ漁業財團登記簿」ヲ「漁業財團登記簿又ハ自動車交通事業財團登記簿」ニ改ム

印花稅法第四條第一項第一號中「軌道財團」ノ下ニ「自動車交通事業財團」ヲ加フ

- 一 自動車交通事業法第四條ノ規定ニ依リ免許ヲ爲サントスルトキ
- 二 公共團體ニ對シ自動車交通事業法第十條、第十一條第三項、第十三條第一項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスルトキ
- 三 自動車交通事業法第三十七條第二項ノ規定ニ依リ爲サレタル自動車交通事業經營ノ協議ニ應ゼントスルトキ

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日)

●自動車交通事業法施行規則

昭和八年八月五日

内務省令

- 第一章 自動車運輸事業
- 第一條 自動車運輸事業經營ノ免許申請書ニハ事業種別(旅客運送又ハ物品運送ノ別)ヲ記載シ左ノ書類ヲ添付スベシ
 - 一 事業計畫書
 - 二 興業費概算書(總額、内譯及出資方法ヲ明示スルコト)
 - 三 運輸收支決算書
 - 四 申請者公共團體ニシテ自動車運輸事業ノ經營ニ付議會ノ決議ヲ要スルトキハ其ノ決議要領書、既設會社ナルトキハ自動車運輸事業ヲ經營

〔山形省〕

- スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ原本並ニ最近ノ貸借対照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ原本、組合ナルトキハ組合契約書ノ原本
- 免許申請書ニハ申請者(本籍、住所及營業所ヲ附記スルコト)又ハ其ノ代理人記名捺印スベシ但シ代理人ニ於テ記名捺印スルトキハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添付スベシ
- 前二項ノ規定ニ依リ免許申請書ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

- 第二條 事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 路線(路線圖ヲ添付スルコト)
 - イ 起點終點ノ地名地番(通稱アルトキハ之ヲ附記スルコト)
 - ロ 延長
 - ハ 主ナル經過地
 - ニ 専用自動車道ヲ開設スルモノニ在リテハ其ノ區間
 - イ 幅數 常用車ト兼備車トニ分チ且旅客定員別(立席及座席別)又ハ物品積載定員別ニ記載スルコト
 - ロ 車輛ノ寸法及重量 長、幅及高ノ最大寸法並ニ車輛重量ヲ記載スルコト
 - ハ 車蓋 車名、形式及年式ヲ記載シ且同一ノ車名、形式及年式ニ以上ノ設計アルトキハ其ノ區別ヲ明示スルコト
 - 特別設計ノモノヲ使用スルトキハ其ノ概要ヲ記載スルコト
 - ニ 車輛 製造者ノ定ムル標準形ヲ使用スルトキハ其ノ形式ヲ記載シ其ノ他ノモノヲ使用スルトキハ左ノ事項ヲ明示スルコト
 - 五 旅客自動車ニ在リテハ座席ノ配列、幅員、兎レ前方ノ餘地、通

〔山形省〕

- 路ノ幅員、長及後車輪後方ノ車體要出(平面圖ニ依リ明示スルコト)並ニ箱型機等ノ別、客室高及車體重量
- 一 貨物自動車ニ在リテハ有蓋無蓋等ノ別及車體重量
- 免許申請ノ際「ハ」及「ニ」ニ掲グル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ之ヲ記載ナラズルトコトヲ得此ノ場合ニ於テ免許迄ニ之ヲ追申セザルトキハ其ノ事項ニ付別ニ認可ヲ申請スベシ
- 三 運輸系統(系統複雜ナルトキハ系統圖ヲ添付スルコト)並ニ各系統ニ於ケル行程、配置車輛數、始發及終着ノ時刻、運行間數、最小運輸時分及運輸間隔ノ大要
- 四 運賃及運送ニ關スル料金
 - 一 運賃(均一制ニ在リテハ均一運賃、區間制ニ在リテハ各區間ノ運賃及新程、新制ニ在リテハ對新運賃及各停留所間ノ新程、物品ノ種類ニ依リテ其ノ運賃ニ區別アルトキハ其ノ別等)
 - 二 運送ニ關スル料金(保管料金、集配料金等)
- 五 物品ノ集配ヲ爲ストキハ其ノ方法及區域ノ大要
- 六 一年ヲ過シ繼續シテ運輸ヲ爲スモノニ非ザルトキハ運輸ヲ爲ス期間七 主ナル事務所ノ設置地
- 七 路線延長ノ免許申請スル場合ニ於テ既免許路線ノ事業計畫中前項第二號乃至第四號及第六號ニ該當スル事項ニ變更ヲ生ズルトキハ其ノ關係ヲ明示シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得
- 自動車運輸事業基準規程ニ適合セザル事業計畫ヲ定メタルトキハ其ノ事由ヲ詳記スベシ
- 第三條 前條ノ路線圖ハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖トシテノ事項ヲ記載シ縮尺方丈ヲ示スベシ

- 二 停留所ノ位置、名稱及特ニ待避所ヲ設ケルトキハ其ノ位置
- 三 車庫ノ位置(構造ノ大要ヲ示ス圖面ヲ添付スルコト)
- 四 一般ノ道路(種類ヲ明示スルコト)、自動車道及一般通行ノ用ニ供スル道路ノ別並ニ其ノ種別毎ノ行程及有蓋幅員、往路及復路ノ別アルトキハ其ノ區間及方向
- 五 沿線ニ於ケル名所、舊蹟等
- 第四條 地方長官免許申請書ヲ受附ケタルトキハ一般ノ道路及一般通行ノ用ニ供スル道路ノ管理者ニ對シ答申ノ期限ヲ指定シテ其ノ管理上ノ意見ヲ徵スベシ
- 第五條 地方長官ハ免許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ免許ノ許否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ送達スベシ
 - 一 申請者ノ資力及信用程度
 - 二 事業ノ成否及放用
 - 三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路ノ適否(管理若シテ意見書ノ寫ヲ添付シ期限内ニ答申ナキトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト)
 - 四 自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等(未開業ノモノヲ含ム)ニ及ボス影響
 - 五 附近ニ於ケル自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等ノ出願アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等
 - 六 其ノ他必要ト認ムル事項
- 地方長官第一條第三項ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スベキ免許申請書ノ副本ヲ受附ケタルトキハ前項ノ規定ニ依リ書類ノ寫ヲ添ヘ内務大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第六條 事業計畫書が自動車運輸事業基準規程ニ適合セザルトキハ免許ニ五

年以内の有効期間ヲ指定ス

第七條 臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限リ自動車運轉事業ヲ經營セ
ントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ第二條第一項第一號乃至第四號ノ
規定ニ準ジテ作成シタル事業計畫書ノミヲ添附スベシ

第八條 事業計畫書及圖面ヲ添附スル事項及事由ヲ記載
シテ新設ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スル
專用自動車運轉ノ工事方法變更ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ事業計畫ノ變
更ヲ行フモノナルトキハ該認可ヲ以テ事業計畫變更ノ認可ヲ受ケタルモノ
ト看做ス

第九條 事業計畫ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事由及實施ノ年月日
ヲ記載シ新設ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附シ運轉ナク之ヲ届出ヅベ
シ

一 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路ノ工事等ニ關
リ停頓所ノ位置ヲ一時變更スルトキ

二 待避所ヲ新設シ、廢止シ又ハ位置ヲ變更スルトキ

三 往來及復路ノ別アル場合ニ於テ其ノ區間及方向ヲ變更スルトキ

四 物品集配ノ方法又ハ區域ヲ變更スルトキ

五 主ナル事務所ノ設置地ヲ變更スルトキ

第十條 自動車運轉事業者ハ祭典、休日、記念日等ノ場合ニ於テ片道運賃
及往復運賃ニ異リ運賃ヲ受ケズシテ之ヲ五分以内割引スルコトヲ得但シ
割引運賃ニ依リ乗車期間ガ一回二週間、一年ヲ過シテ六十日ヲ超エザル
場合ニ限ル

〔山形書〕

第十一條 專用自動車運轉ノ工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スル
ベシ

一 工事方法書

二 工事費算書(第一號表式)

三 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄
本

第十二條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載シ圖面ヲ添附スルベシ

一 工事ヲ執行スル區間ノ起點終點ノ地名地番及延長

二 鋪裝及路面ノ構造並ニ橋脚ノ構造圖配

三 橋梁、溝橋、陸道其ノ他ノ工作物ノ構造(主要ナルモノニ在リテハ
斷力計算書ヲ添附スルコト)

四 排水設備

五 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若ハ
交又ノ方法並ニ鐵道、軌道等トノ交又方法(交又ニ關スル協定ノ要領
ヲ記載スルコト)

第十三條 費算書ハ左ノ三種トス

一 平面圖

二 起點終點ノ地名地番並ニ通過市町村名及其ノ境界線

三 設計圖ハ縮尺ヲ一釐圖ニ在リテハ二百分ノ一以上、詳細圖ニ在リテハ五
十分ノ一以上(鋼筋ニ在リテハ十五分ノ一以上)トスベシ但シ簡易ナル工
作物ニ在リテハ定規圖ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 費算書ハ左ノ三種トス

一 平面圖

二 起點終點ノ地名地番並ニ通過市町村名及其ノ境界線

三 設計圖ハ縮尺ヲ一釐圖ニ在リテハ二百分ノ一以上、詳細圖ニ在リテハ五
十分ノ一以上(鋼筋ニ在リテハ十五分ノ一以上)トスベシ但シ簡易ナル工
作物ニ在リテハ定規圖ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

〔山形書〕

中心線ヨリ左右各二十米以上ニ至ル區域内ノ地形地物

二十米毎(地形ニ依リ短縮スルコトヲ得)ノ測點及百米毎ノ追加
點ヲ示シタル中心線

起點終點、半径及交角

地籍員線、敷地境界線及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界

橋梁、陸道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱

一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若
ハ交又ノ位置及名稱並ニ鐵道、軌道等トノ交又ノ位置及名稱

待避所、待避所等ノ位置及名稱

市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「チ」ニ掲
グル事項ヲ記載シ圖面ヲ添附スルベシ

二 縱斷面圖

縮尺ハ横ヲ平面圖、縱ヲ縱斷面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ記載スルベシ

測點番號、測點間距離及追加距離

測點毎ノ中心線ノ地面、施工基面及橋土ノ高、傾土ノ深

勾配及其ノ延長

橋梁、溝橋、陸道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱(橋梁及溝橋ニ在
リテハ其ノ種類及材質、徑間ノ長及敷、陸道ニ在リテハ其ノ長ヲ明
示スルコト)

一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若
ハ交又ノ位置及名稱並ニ鐵道、軌道等トノ交又ノ位置及名稱

待避所、待避所等ノ位置及名稱

七 路線ノ半徑ヲ長カラシメ又ハ百米迄短縮スルトキ
八 路面ノ傾斜ニ於ケル緩和區間ヲ長カラシムルトキ
九 路面上ノ有段高ヲ大ナラシメ又ハ百米迄短縮スルトキ
十 橋梁又ハ溝橋ノ桁ノ下端ト最高水位トノ間隔ヲ大ナラシムルトキ
十一 既設可ノ設計ト同一設計ニ依リ橋梁、溝橋又ハ護道ヲ新設スルトキ

第十八條 運輸開始ノ認可申請書ニハ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ原本(當該區間ニ專用自動車道ヲ開設スル場合ヲ除ク)ヲ添附スベシ

當該區間ニ專用自動車道ヲ開設スル場合ニ於テ道路、橋梁、河川、運河等ニ關スル工事竣功セザルトキハ運輸開始ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ズ但シ其ノ工事ニ付所管行政廳ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ運輸開始シタルトキハ運輸ナク之ヲ届出ヅベシ

第十九條 自動車運輸事業譲渡ノ許可申請書ニハ當事者連署シ(譲受人ニ付テハ本籍、住所及營業所ヲ附記スルコト)左ノ書類ヲ添附スベシ
一 譲渡ノ範圍及事由ヲ記載シタル書面(路線圖ヲ添附スルコト)
二 譲渡契約書ノ原本及譲渡價額説明書
三 譲渡ニ付公共團體ノ議會、株主總會、無限責任社員、總社員又ハ組合員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ決議書又ハ同意書ノ原本
四 譲受人ニ付第一條第一項第四號ニ準ズル書類
五 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ヲ同意書ノ原本

自動車運輸事業ノ一部ヲ譲渡スル場合ニ於テハ譲渡及現存部分ニ付第二條第一項ノ規定ニ準ジ作成シタル各別ノ事業計畫書ヲ提出シ事業計畫變更ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

〔山形特〕

第二條第二項ノ規定ハ譲受人が譲受タル路線ト既免許路線トヲ通ジテ事業計畫ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス
公共團體ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ
第二十條 會社ノ合併ニ因リ自動車運輸事業承継ノ許可申請書ニハ當事者連署シ左ノ書類ヲ添附スベシ
一 合併契約書ノ原本
二 合併ニ關スル株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ原本
三 事業ヲ承継スル會社ニ付第一條第一項第四號ニ準ズル書類
前條第三項ノ規定ハ合併後存続スル會社が既免許路線ヲ有スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條 自動車運輸事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承継シタル相續人ハ戶籍簿本ヲ添附シ運輸ナク之ヲ届出ヅベシ
第二十二條 自動車運輸事業休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル路線、事業種別、期間及事由ヲ記載スベシ
許可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ運輸ナク之ヲ届出ヅベシ

第二十三條 自動車運輸事業廢止ノ許可申請書ニハ廢止セントスル路線、事業種別及事由ヲ記載シ第十九條第一項第三號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ
第十九條第二項ノ規定ハ事業ノ一部ヲ廢止ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ原本ヲ添附スベシ

〔山形特〕

〔山形特〕

第二十五條 他ノ運輸事業者(鐵道省ヲ除ク)ト運輸運輸ヲ爲ストキハ左ノ事項ヲ記載シ運輸開始ノ通知ヲ爲ストキ亦同シ
一 相手方ノ名稱及運送機關
二 運輸運輸ノ區域及取扱ノ範圍
三 運費ノ制式方法
四 運輸運輸開始ノ年月日

第二十六條 自動車運輸事業ノ共同經營ヲ爲ストキハ左ノ事項ヲ記載シ關係事業者連署ノ上運輸ナク之ヲ届出ヅベシ
一 共同經營ノ爲スル區間
二 共同經營ノ範圍及方法
三 收入ノ制式及支出ノ分擔方法
四 共同經營ノ爲スル期間
五 共同經營開始ノ年月日
六 其ノ他參考トナルベキ事項

第二十七條 自動車運輸事業經營ノ免許失致シタルトキハ運輸ナク免許狀ヲ返納スベシ
第二十八條 自動車運輸事業者ハ每營業年度ノ經過後二月以内ニ營業報告書及統計報告書ヲ製シ鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ提出スベシ
第二十九條 自動車運輸事業者ハ左ノ場合ニ於テハ運輸ナク之ヲ届出ヅベシ
一 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人又ハ組合員ナル場合ニ於テ發起人又ハ組合員が加入シ又ハ脱退シタルトキ
二 自動車運輸事業ヲ承継シタルトキ
三 認可ヲ受ケタル路線、運費又ハ運輸系統ノ變更ヲ實施シタルトキ

四 路線ノ起點終點ノ地名地番又ハ經過市町村名ニ變更アリタルトキ
五 停留所ノ名稱ヲ變更シタルトキ
第二章 自動車道事業
第三十條 自動車道事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ
一 事業計畫書
二 事業費概算書(第二號様式)
三 収支概算書
四 一般自動車道線圖
五 申請者公共團體ナルトキハ自動車道事業ノ經營ニ關スル議會ノ決議要領書、既設會社ナルトキハ自動車道事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ原本並ニ最近ノ貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ原本、組合ナルトキハ組合契約書ノ原本、既設會社ノ免許申請書ニハ申請者又ハ其ノ代理人記名捺印スベシ但シ代理人ニ於テ記名捺印スルトキハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第三十一條 事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 一般自動車道ノ起點終點ノ地名及經過市町村名
二 一般自動車道ノ延長及一般ノ有段幅員
三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡關係
四 一般自動車道ノ使用料金及使用方法
五 事業費ノ總額及出資方法
六 主たる事務所ノ設置地

第三十二條 一般自動車道線圖ハ縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖トシ一般自動車道ノ起點終點、中心線、一杆毎ノ透加距離、經過市町村名及地形地物ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ

第三十五條 使用料金を納用自動車、貨物自動車其ノ他ノ自動車ニ區別シ
第一制ニ依リテハ均一使用料金を、區別制ニ在リテハ各區間ノ使用料金を、
折割ニ在リテハ折割使用料金を之ヲ記載スベシ
自動車ノ重量、構造等ニ依リ使用料金を差等シテ算スルモノニ在リテハ
其ノ料金を記載スベシ

第三十六條 地方長官ハ免許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ免許
ノ時ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ送達スベシ
一 申請書ノ真偽及信用程度
二 事業ノ成否及費用
三 道路ニ於ケル一般ノ道路又ハ自動車道ノ現況及其ノ交通状態並ニ一
般ノ道路ノ新設改修計畫
四 自動車道事業、自動車運送事業、鐵道、軌道、索道等（未開業ノモ
トモ含ム）ニ及ボス影響
五 附近ニ於ケル自動車事業、自動車運送事業、鐵道、軌道、索道等
ノ開闢アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等

第三十七條 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人又ハ組合員ナル場合ニ於テハ
發起人又ハ組合員ヲ加入シ又ハ脱退セントスルトキハ認可ヲ受ケベシ
第三十八條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ
記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ
主ナル事務所ノ設置地ヲ變更シタルトキハ選擇ナク之ヲ届出ゾベシ
工事進行ノ認可ヲ受ケタル後事業計畫ヲ變更セントスル場合ニ於テ其ノ
變更セントスル事項が工事方法ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ工事方法變
更ノ認可ヲ以テ事業計畫變更ノ認可アリタルモノト看做ス

第三十九條 申請書ニ關スル事項
一 申請書ノ記載事項
二 申請書ノ提出時期
三 申請書ノ提出場所
四 申請書ノ提出方法
五 申請書ノ提出時期
六 申請書ノ提出場所
七 申請書ノ提出方法

第四十條 申請書ノ記載事項
一 申請書ノ記載事項
二 申請書ノ提出時期
三 申請書ノ提出場所
四 申請書ノ提出方法
五 申請書ノ提出時期
六 申請書ノ提出場所
七 申請書ノ提出方法

第四十一條 申請書ノ提出時期
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十二條 申請書ノ提出場所
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十三條 申請書ノ提出方法
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十四條 申請書ノ提出時期
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十五條 申請書ノ提出場所
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十六條 申請書ノ提出方法
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十七條 申請書ノ提出時期
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十八條 申請書ノ提出場所
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第四十九條 申請書ノ提出方法
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第五十條 申請書ノ提出時期
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

第五十一條 申請書ノ提出場所
一 申請書ノ提出時期
二 申請書ノ提出場所
三 申請書ノ提出方法
四 申請書ノ提出時期
五 申請書ノ提出場所
六 申請書ノ提出方法

〔山形書〕

第三十七條 工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ
一 實測圖
二 工事方法書
三 工事費算書（第三號表式）
四 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄
本
第三十八條 實測圖ハ左ノ三種トス
一 平面圖
二 縮尺ハ二千五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベ
シ
イ 起點終點ノ地名番地ニ經過市町村名及其ノ境界線
ロ 中心線ヨリ左右各二十米以上ニ至ル區域内ノ地形地物
ハ 二十米毎（地形ニ依リ短縮スルコトヲ得）ノ測點及百米毎ノ追加取
點ヲ示シタル中心線
ニ 曲線ノ起點終點、半徑及交角
ホ 橋梁、鐵道、敷地境界線及自動車道ノ爲必要ナル消滅土地ノ境界
線
ヘ 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若
ハ 交又ノ位置及名稱並ニ鐵道、軌道等トノ交又ノ位置及名稱
チ 停車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
リ 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置
市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲ゲ
ル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スベシ
二 縱斷圖

〔山形書〕

第五 視距
六 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
七 市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲
ゲル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スベシ
八 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
九 停車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
十 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置
十一 工作物ノ構造（橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ニ在リテハ耐
力計算書及地質調査圖書ヲ添附スルコト）
十二 排水設備
十三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若
ハ 交又ノ方法並ニ鐵道、軌道等トノ交又方法（交又ニ關スル協定ノ要
求價額ヲ記載スルコト）
十四 停車場ノ位置、面積及構造
十五 通信、信號、標識、保安又ハ照明ノ設備
十六 給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
十七 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ構造（橋梁、鐵道其ノ他ノ主要
ナル工作物ニ在リテハ耐力計算書及地質調査圖書ヲ添附スルコト）
十八 排水設備
十九 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若
ハ 交又ノ位置及名稱並ニ鐵道、軌道等トノ交又ノ位置及名稱
二十 停車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
二十一 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置
二十二 市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲
ゲル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スルコト
二十三 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
二十四 停車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
二十五 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置
二十六 市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲
ゲル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スルコト
二十七 橋梁、鐵道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
二十八 停車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置
二十九 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置
三十 市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲
ゲル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スルコト

第四十一條 自動車交通事業法第十九條第二項及第二十條第二項ノ期間仲
長ノ申請書ハ申長ノ期間及事由ヲ記載スベシ
第四十二條 工事方法變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ
記載シ新舊ノ詳細シタル書類及測量ヲ添付スベシ
第四十三條 工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事由ヲ記載シ新
舊ノ詳細シタル書類及測量ヲ添付シ得テ之ヲ届出スベシ
一 従前何處ヲ使テラシメ又ハ二十分ノ一迄急ナラシムルトキ
二 従前何處ヲ變更スルトキ
三 施工基面高ノ變更ニシテ路端ノ高ヲ增加スルトキ(洪水氾濫區域ヲ
除ク)又ハ水流水面ノ最高水位上三十釐迄低下スルトキ
四 鋼軌ヲ長カラシメ又ハ百三十米迄短縮スルトキ
五 盛土切土ノ斜面ノ勾配ヲ變テラシムルトキ
六 橋脚ノ傾斜ヲ變更スルトキ
七 曲線ノ半径ヲ長カラシメ又ハ三百米迄短縮スルトキ
八 同曲線ノ兩端ニ於ケル緩和區間ヲ長カラシムルトキ
九 路面上ノ有敷高ヲ大ナラシメ又ハ同米迄短縮スルトキ
十 溝渠又ハ橋脚ノ桁ノ下端ノ最高水位トノ間隔ヲ大ナラシムルトキ
十一 既設可シ設計ト同一設計ニ依リ橋脚、溝渠又ハ鐵道ヲ新設スルト
キ
十二 橋脚、溝渠、鐵道、保安又ハ照明ノ設備ノ改良又ハ減少ナル變更
ヲ爲ス等時、申請書
十三 新橋脚、使用料金徵收所、事務員駐在所等ヲ新設シ又ハ其ノ位置
ヲ變更スル等時、申請書
第四十四條 自動車交通事業法第二十條申請書ニハ當事者連署シ左ノ書類ヲ
添付スベシ

〔山形縣〕

一 假設契約書ノ原本
二 假設ニ關スル公共團體ノ議會ノ決議書、假設ニ付株主總會、無
限責任社員、取締役又ハ組合員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ決
議書又ハ同意書ノ原本
三 假設ニ付第三十條第一項第五號ニ準ズル書類
四 自動車交通事業法附則ノ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者
ノ同意書ノ原本
第四十五條 會社ノ合併ニ因ル自動車交通事業承継ノ許可申請書ニハ當事者
連署シ左ノ書類ヲ添付スベシ
一 合併契約書ノ原本
二 合併ニ關スル株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ結
社員ノ同意書ノ原本
三 事業承継ニ關スル會社ニ付第三十條第一項第五號ニ準ズル書類
第四十六條 自動車交通事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承継シタル相續
人ハ戶籍簿本ヲ添付シ得テ之ヲ届出スベシ
第四十七條 一號自動車道ノ供用休止ノ許可申請書ニハ休止セんとスル區
間、期間及事由ヲ記載スベシ
許可ヲ受ケタル期間中ニ供用ヲ再開シタルトキハ運轉ナク之ヲ届出ヅベ
シ
第四十八條 一號自動車道ノ供用休止ノ許可申請書ニハ休止セんとスル區
間及事由ヲ記載シ第四十四條第二號ニ準ズル書類ヲ添付スベシ
第四十九條 自動車交通事業法會社ノ解散ノ決議又ハ無責任社員ノ同意ノ認
可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限
責任社員又ハ無責任社員ノ同意書ノ原本ヲ添付スベシ
第三章 雜則

第五十條 自動車交通事業法及本令ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書其ノ他
ノ書類ハ自動車交通事業法ニ在リテハ路端ノ所在地、自動車交通事業ニ在リ
テハ一號自動車道ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ二府縣
以上ノ管轄モノニ在リテハ條件カ二府縣以上ニ關スル場合ニ限リ其ノ起
點ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ
前項ニ於テ管轄ノ受附ケタル地方長官ハ關係地方長官ニ商
議スベシ

〔山形縣〕

第五十一條 本令中地方長官トアルハ自動車交通事業ニ關スル限り東京府
ニ在リテハ警視總監トス但シ當該路線ノ全部又ハ一部ニ專用自動車道
合ムモノニ在リテハ警視總監及東京府知事トス
附則
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日)
本令施行前ニ爲シタル手續其ノ他ノ行為ハ本令中ニ相背スル規定アル場
合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

項目	目	数量	平均 單價	金額	合計
土地	用地	7.00	1000	7000	7000
	土地	1.00	1000	1000	1000
工事	土木	100.00	1000	100000	100000
	電気	100.00	1000	100000	100000
材料	石	1000.00	1000	1000000	1000000
	砂	1000.00	1000	1000000	1000000
其他	測量	100.00	1000	100000	100000
	設計	100.00	1000	100000	100000
合計					3000000

第三編 第四十五條 四五六

●自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件

昭和八年八月五日
内務省令

- 第一條 自動車交通事業法第四條、第五條、第十條、第十三條第一項第二項及第十四條ノ規定ニ依リ、許可其ノ他ノ處分ハ左ニ掲グル自動車交通事業ニ關スルモノヲ指シ、地方長官ニ委任ス
- 一 路線ノ全部又ハ一部ヲ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ノ道路光線ヨリ二十軒ノ範圍内ニ在ルモノ
 - 二 路線ノ全部又ハ一部ヲ自動車交通ニ依ルモノ
 - 三 官設路線ヨリ五軒ノ範圍内ニ在ルモノ
 - 四 其ノ他鐵道、軌道、索道、自動車交通事業又ハ他ノ自動車交通事業（未開業及出願中ノモノヲ含ム）ト競争ノ虞アルモノ
- 第二條 自動車交通事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 一 事業計畫ノ變更及シテ各該事業ノ一ニ該當スル自動車交通事業ニ關シ左ニ掲グルモノヲ指シ
 - イ 路線ノ起點終點ノ變更及シテ經過地ノ重要ナル變更
 - ロ 運賃ノ變更
 - 二 旅客座席定員又ハ顧客ノ減少ニシテ自動車交通事業基準規程ニ適合セザルニ至ルモノ

二 運輸開始

（山形縣）

- 三 專用自動車道ノ工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更
 - ロ 有敷幅員ノ些少ナル擴張
 - ハ 橋梁及路床ノ構造ノ改良又ハ之ニ基ク路面ノ横斷勾配ノ變更
 - ニ 溝溝、排水設備、高五米以下ノ支障其ノ他簡易ナル工作物ノ構造及位置ノ變更
 - ホ 橋梁、隧道其ノ他主要ナル工作物ノ構造及位置ノ些少ナル變更
 - ヘ 六米以内ノ橋梁、溝溝又ハ百米以内ノ隧道ノ廢止
 - ト 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル道路トノ連絡若ハ交又ノ位置又ハ構造、軌道等トノ交又ノ位置ノ變更
 - 四 運輸開始ノ許可申請期間ノ伸長
 - 五 事業ノ休止
 - 六 事業ノ廢止（起點終點ノ變更ニ因ル一部廢止ヲ含ム）
 - 七 會社ノ解散ノ決議又ハ社員ノ同意
- 第三條 臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限り經營スル自動車交通事業ノ許可、認可其ノ他ノ處分ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 第四條 自動車交通事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス
- 一 工事發動期間ノ伸長
 - 二 工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更
 - ロ 有敷幅員ノ些少ナル擴張

●自動車運輸事業基準規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第四號

- 第一條 自動車運輸事業ニ關シテ供スル旅客自動車ハ路線ノ幅員ニ應ジ左ノ區別ニ依リ旅客座席定員ヲ有スルモノナルコトヲ要ス
- 一 東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ノ市内ノミニ交通ヲ目的トスル自動車運輸事業ニシテ主トシテ十五米以上ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ十六人以上
 - 二 前條ノ場合ヲ除キ主トシテ九米以上ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ十二人以上
 - 三 主トシテ九米未満五米以上ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ八人以上
 - 四 主トシテ五米未満ノ幅員ヲ有スル路線ニ在リテハ六人以上
- 前項ノ路線ノ幅員ハ當該路線（路線ノ同一ノ免許ヲ保ルト否トハ問ハズ）ニ於テ同一ノ運輸系統トシテ同一ノ區間ニ付テ之ヲ認定ス
- 路線ノ幅員又ハ第一條第一號ニ掲グル市街地ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更前ヨリ其ノ路線ニ使用スル自動車ニ關シ第一條ノ規定ニ拘ラズ引續キ之ヲ使用スルコトヲ得
- 第二條 事業者ハ同一ノ運輸系統トシテ同一ノ區間ニ對シテ其ノ運輸系統及新線ニ關シ相當數ノ自動車ヲ備フルコトヲ要ス
- 事業者ハ修繕其ノ他ノ場合ニ使用スル相當數ノ備用車ヲ備フルコトヲ要ス
- 第三條 臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限り經營スル自動車運輸事業ニ關シ前二條ノ規定ヲ適用セズ
- 本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和八年十月一日）

本令施行ノ際自動車運送事業ノ用ニ供スル自動車ハ第一條ノ規定ニ適合セザルモノトシテ之ヲ使用スルコトヲ得
本令施行ノ際自動車運送事業ノ用ニ供スル自動車ノ數ニシテ本令施行後二年ヲ経過スルモノ第二條ノ規定ニ適合セザルトキハ免許ニ有期間ヲ指定スルコトヲ得

●自動車交通事業法第八條ノ規定 ニ依ル自動車登録規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第五號

第一條 自動車運送事業ヲ營ム株式会社ニ屬スル自動車ヲ當該事業ノ用ニ供セントストキハ本令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受ケルベシ
第二條 自動車ノ登録ハ當該自動車ノ主ナル使用地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トシ、以下同シ)之ヲ管轄ス
第三條 事業者ハ別記様式ニ依リ一車毎ニ作成シタル登録申請書正副二通ヲ提出スルベシ
第四條 地方長官登録申請書ヲ受附ケタルトキハ之ニ登録番號及登録年月日ヲ記入シ正本ハ之ヲ自動車登録簿ニ編入シ副本ハ之ヲ官印ヲ押捺シ正本ト裏印シテ之ヲ申請者ニ還付スルベシ
第五條 登録ヲ受ケタル後登録事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ事業者ハ舊申請書ノ副本ヲ添テ別記様式ニ準ジ作成シタル變更登録申請書正副二通ヲ送附スルベシ
地方長官前項ノ申請書ヲ受附ケタル場合ニ於ケル手續ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用スルモ車名、形式及年式以外ノ登録事項ニ變更ヲ生ジタル場合

〔山形縣〕

ニ於ケル登録番號ハ舊ニ依リ日本自動車登録簿ヨリ取外シ副本ト共ニ之ヲ保管スベシ
第六條 左ノ場合ニ於テハ事業者ハ舊申請書ノ副本ヲ添テ送附ナク登録簿ヲ申請スルベシ
一 登録ヲ受ケタル自動車ヲ事業ノ用ニ供セザルニ至リタルトキ又ハ其ノ所有權ヲ失ヒタルトキ
二 主ナル使用地ガ他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スルニ至リタルトキ
地方長官前項ノ申請書ヲ受附ケタルトキハ舊申請書ノ正本ヲ自動車登録簿ヨリ取外シ副本ト共ニ之ヲ保管スベシ
第七條 前二條ノ場合ニ於テ舊申請書ノ副本ノ紛失等ニ因リ之ヲ送附スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ申請書ニ附記スベシ
第八條 何人ト雖モ自動車登録簿ノ記載事項ヲ記載シタル書面ヲ地方長官ニ提出シ其ノ相違ナキ旨ノ記述ヲ申請スルコトヲ得

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月二日)
自動車運送事業ヲ營ム株式会社ニ屬スル自動車ニシテ本令施行ノ際事業ノ用ニ供スルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ガ登録ヲ受ケルベシ
臨時ノ必要ニ因リ三月以内ノ期間ヲ限リ經營スル自動車運送事業ニハ本令ヲ適用セズ
第一條 自動車登録申請書ニ付テハ、
地方長官宛
自動車運送事業者名
年月日
自動車登録申請書

地方長官宛

自動車運送事業者名

一	車名、形式及年式
二	機器番號
三	車重番號
四	積載定員及物品積載定員
五	積載種類又ハ有蓋無蓋ノ別
六	運行路線

登録番號
昭和八年八月五日
鐵道省令第六號
地方長官宛

〔山形縣〕

●自動車運輸規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第六號

第一條 自動車運送事業ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トシ、以下同シ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依リザルコトヲ得

第三編 保安 第十五章 自動車

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ運送ナク鐵道大區ニ之ヲ報告スルベシ
鐵道大區ハ自動車運送事業ノ狀況ニ依リ本令ニ依リザル運輸ヲ命ズルコトヲ得
第二條 運賃、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ實施スルコトヲ得ズ
第三條 車輛ノ運行ヲ休止シ又ハ變更セントストキハ實施前之ヲ公告スルコトヲ要ス
第四條 運輸手、車掌其ノ他旅客及公眾ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ胸章、徽章ニ依リ係員タルコトヲ明示スルベシ
第五條 旅客及荷主ハ係員ノ職務上ノ指圖ニ従フベシ
第六條 車輛ノ外側ニハ見易キ箇所ニ行先及事業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示スルベシ
第七條 車輛モハ整備ヨイキ及應急修理ニ必要ナル器具ヲ備フベシ但シ急遽ニ之ヲ供給スベキ施設アリタルトキ又ハ他ノ車輛ニ依リ容易ニ運送ヲ繼續シ得ルトキハ之ヲ要セズ
第八條 車輛ノ毎日其ノ運行開始前其ノ要部ヲ點檢スベシ
第九條 車輛ノ使用ノ狀況ニ依リ六月ヲ超エザル期間毎ニ檢査裝置、輪軸調整、照明裝置、車輛、車軸其ノ他ノ要部ヲ細密ニ檢査スベシ
第十條 車輛ハ其ノ走行回萬五千轉(新造車輛ノ第一回解體檢査ニ在リテハ七萬轉)迄毎ニ解體檢査ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十一條 第二條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ其ノ概要、費用、年月日其ノ他必要ナル事項ヲ車庫簿ニ記入スベシ重要ナル修繕又ハ改造ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十二條 専用自動車道ハ常に車輛ヲ安全且正確ニ運轉スルコトヲ得ベキ状態ニ之ヲ保持スベシ

第三章 旅客運送

第十三條 旅客運送ノ場合ハ其ノ乗客ノ停留所名及事業者ノ名稱又ハ機車ヲ表示シ且主要旅客停留所ニハ車輛ノ主ナル行先、運賃及發車時刻ヲ揭示スベシ

第十四條 運賃ノ計算ニ在リテハ始發及終點ノ時刻並ニ運轉間隔ノ大要ヲ以テ算出ノ發車時刻ニ代フルコトヲ得

第十五條 旅客ノ乗車ニ付未滿ノ小兒ニシテ座席ヲ塞ガザルモノハ無算トシテ之ヲ運送スベシ

第十六條 在リ得アル者ノ乗車ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得

一 附添人ナキ重病者及精神病者

二 酒酔者又ハ不潔ナル服装ヲ爲ス者

三 其ノ他他ノ乗客ニ迷惑ヲ及ボス虞アル者

第十七條 旅客ハ左ノ行爲ヲ爲スベカラズ

一 乗客運送ニ手ヲ加ヘルコト

二 進行中乗降スルコト

三 進行中運轉手ニ話シ掛ケ、乗降口ノ扉ヲ開キ又ハ設備ヲ車外ニ出スコト

四 物品ヲ車外ニ投棄スルコト

五 他ノ旅客ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スコト

〔山形縣〕

一 乗員ノ許諾ヲ受ケズシテ車内自動車道内ニ立入りタルトキ

二 車輛ニ瓦石類ヲ投擲シタルトキ

三 乗員ノ乗務ノ執行ヲ妨害シタルトキ

〔山形縣〕

●旅客自動車設備規程

昭和八年八月五日 鐵道省令第七號

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和八年十月一日）

本令施行ノ附屬六條、第七條及第十三條ノ規定ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ適合セシムベシ

第一條 自動車運送事業ノ用ニ供スル旅客自動車ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依リシテ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トシ、以下同シ）ノ許可ヲ受テ本令ニ依ラザルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ運轉ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ

第二條 車庫ハ左ノ各條ニ依ルベシ

一 車庫上面ノ高ハ車體ヲ取附ケタル狀態ニ於テ乗降口ノ中央ニテ測リ六百十センチ以下（低床式構造）トスルコト

二 車輪ハ空気入りゴムタイヤヲ使用スルコト

第三條 車輛ハ排出瓦斯ノ車室内ニ侵入スルコトヲ防止スル構造ト爲スベシ

車輛ハ必要ニ應ジ室内照明装置及換氣装置ヲ爲スベシ

前項ニ掲グル行爲ヲ爲ス者係員ノ制止ヲ背セザルトキハ之ヲ降車セシムルコトヲ得

第十七條 旅客ハ検査ノ爲乗車券ノ呈示又ハ取集ノ爲其ノ交付ヲ要求スルベシ

第十八條 旅客ハ左ノ乗客運送ノ事項ニ於テ遵守スルコトヲ得

一 大其ノ他ノ乗客ニシテ他ノ乗客ノ迷惑トナル虞アルモノ

二 品貨、特等車ニ因リ他ノ旅客ノ迷惑トナル虞アルモノ

三 火藥類（少量ノ銃用火藥類又ハ殺傷火藥ヲ除ク）其ノ他危害ヲ他ノ乗客ニ及ボス虞アルモノ

第十九條 旅客運送事業ノ免許ヲ受ケタル事業者ノ旅客ノ運送ヲ目的トスル車輛ニ乗車シ得ルモノニ限リ郵便物、新聞紙其ノ他少量ノ物品ノ運送ヲ爲スコトヲ得

第二十條 左ノ場合ニ於テハ物品ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得

一 運送ニ適スル設備ナキトキ

二 運送ノ爲メ運送中ニ於ケル運送品看守ノ爲特ニ必要ナル人員ノ外乗車セシムルコトヲ得ズ

第二十一條 貨物自動車ニハ運送中ニ於ケル運送品看守ノ爲特ニ必要ナル人員ノ外乗車セシムルコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 客室高ハ車輛ノ乘中心線ニ於テ測リ床面ヨリ千三百七十センチ（立席ヲ有スルモノニ在リテハ千七百三十センチ）以上ト爲スベシ

第五條 旅客座席ハ左ノ各條ニ依ルベシ

一 幅員ハ一人ニ付四百センチ以上トスルコト

二 元レ前方ノ座席ハ六百センチ以上トスルコト

第六條 立席ハ通路ノ幅員三百センチ以上ニシテ旅客座席定員十二人以上ノモノニ非ザレバ之ヲ設ケルコトヲ得ズ

立席定員ハ通路ノ面積〇・一二平方米ニ付一人ノ割合ヲ越エルコトヲ得ズ

第七條 二項ノ通路ノ幅員及面積ハ通路ニ向ヒ座席ノ設ケル場合ニ於テハ元レノ前方六百センチ以上トシテ之ヲ計算ス

第八條 立席ノ場合ニハ手、吊り革其ノ他適當ナル施設ヲ爲スベシ

第九條 車輛ニハ運轉ノ狀況ニ應ジ適當ナル物品ノ設置設備ヲ爲スベシ

第十條 旅客座席定員八人以下ノ車輛ニハ第四條及第五條ノ規定ヲ適用セズ

〔山形縣〕

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和八年十月一日）

本令施行ノ附屬六條、第七條及第十三條ノ規定ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ適合セシムベシ

第一條 自動車運送事業ノ用ニ供スル旅客自動車ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依リシテ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トシ、以下同シ）ノ許可ヲ受テ本令ニ依ラザルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ運轉ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ

●自動車運輸事業會計規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第九號

- 第一條 自動車運輸事業會計ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル會計ヲ命ズルコトヲ得
- 第二條 營業年度ハ一年又ハ六月トス
- 第三條 自動車運輸事業ノ開始ニ必要ナル自動車、専用自動車道等ノ取得又ハ建設ノ爲支出シタル金額ハ之ヲ興業費トス、運輸開始後若シテ他ノ改良ヲ加ヘタル場合ニ於ケル費用ハ之ヲ興業費トス但シ新工事ニ因リ撤去セラレタル部分ノ舊工事費ハ新工事費ニ相當シタル額ヲ限度トシ興業費ヨリ之ヲ控除スベシ
- 第四條 興業費ノ算入額ハ、(一) 興業費ニ決算スルコトノ限リ之ヲ興業費ニ決算スルコトヲ得
- 第五條 興業費、専用自動車道其ノ他興業費ニ決算シタルモノノ保存復舊ノ費用、前條第二項ノ場合ニ於テ興業費ヨリ控除スベキ金額、諸稅其ノ他運輸營業上ノ費用ハ之ヲ興業費トス
- 第六條 興業費第一項ノ規定ニ依ル自動車ノ償却金及之ニ類似スル消却金ハ之ヲ興業費トス
- 第七條 旅客收入、物品收入及其ノ他運輸營業上ノ諸收入(運輸雜收)ハ之ヲ運輸收入トシ運輸收入及雜收入ハ之ヲ營業收入トス
- 第八條 財產目錄記載スル有價證券以外ノ財產ノ價額ハ實費決算額ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第九條 財產價額ヲ消却シタルトキハ其ノ殘額ヲ以テ實費決算額トス

〔山形管〕

- 第七條 自動車ノ價額ハ使用ノ狀況ニ應ジ毎營業年度ニ之ヲ消却スベシ興業費ニ決算シタル借入金ノ利子、商法第九十六條ノ規定ニ依リ利息配當金、他ノ自動車營業承継ノ爲支出シタル金額等ニシテ之ニ對應スル有形財產ヲ有セザルモノハ相當之ヲ消却スベシ
- 第八條 興業費及營業ニ關聯スル費用ハ當該營業年度ニ於ケル興業費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スベシ但シ全部ノ營業費ニ算入スルコトヲ妨グズ
- 第九條 自動車運輸事業者ガ他ノ事業ヲ營ム場合ニ於テ自動車運輸事業及他ノ事業ニ關聯スル興業費、營業費又ハ營業收入ハ當該營業年度ニ於ケル關係各事業ノ興業費、營業費又ハ營業收入ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スベシ
- 第十條 自動車運輸事業者ガ他ノ事業ヲ營ム場合ニ於テ自動車運輸事業及他ノ事業ノ興業費及營業ニ關聯スル費用ハ當該營業年度ニ於ケル關係各事業ノ興業費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スベシ但シ全部ノ營業費ニ算入スルコトヲ妨グズ
- 第十一條 第八條ノ規定ハ自動車運輸事業者ガ他ノ事業ヲ營ム場合ニ於ケル他ノ事業ノ興業費及營業ニ關聯スル費用ニ之ヲ準用ス
- 第十二條 區間ヲ分チテ興業費ヲ整理スル場合ニ於テ二區間以上ニ關聯スル興業費ハ當該營業年度ニ於ケル關係各區間ノ興業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スベシ

附則
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法施行ノ日ノ屬スル營業年度末ニ至ル迄ハ本令ニ依ラザルコトヲ得(昭和八年十月一日)

〔山形管〕

●自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル件

昭和八年八月二日
勅令第二百二十號

- 第一條 鐵道大臣自動車交通事業ノ統制其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ノ經營ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 第二條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關シ必要ナル事項ハ鐵道大臣之ヲ定ム
- 第三條 附則
本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日)

●自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

昭和八年八月五日
鐵道省令第十號

- 第一條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ヲ經營セントスル者ハ左ノ各款ノ一ニ該當スルモノヲ除キ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス)以下同シノ免許ヲ受ケルベシ
- 第二條 第一條ニ於テ又ハ同ヨリ運送ノ委託ヲ受ケテ經營スルモノ、
第三條 自己ノ專用ニ供スルモノ(運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノ)及特定ノ學校、工場等ガ有價ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他第三條ノ規定ヲ運送スルモノヲ除ク
- 第四條 物品運送業者等ガ其ノ顧客ノ委託ヲ受ケ物品ヲ無價ニテ集配スルモノ

ノ(物品運送業者ガ運送ノ委託ヲ受ケル場合ヲ除ク)

- 第一條 貨物自動車ヲ使用シテ小運送業ヲ營ムコトヲ免許又ハ小運送業法施行規則第九條ニ依リ貨物自動車ヲ使用スルコトヲ認可ヲ受ケタル者ハ第一條ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第二條 路線ヲ定メ定期ニ非ズシテ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ハ左ニ稱ゲルモノヲ除キ之ヲ經營スルコトヲ得ズ
一 名所遊覽等ノ遊覽客ノ運送スルモノ
二 特定ノ場所ニ出入スル公共ヲ無價ニテ運送スルモノ
三 自己ノ専用ニ供スルモノ(運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノヲ除ク)
- 第四條 特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ
- 第五條 免許申請書ハ左ノ事項ヲ記載シ申請者之ニ記名捺印スベシ
一 申請者ノ本籍、住所及營業所
二 路線ヲ定メザルモノニ在リテハ主ナル事業地
三 事業ノ種類(旅客運送又ハ物品運送ノ別)並ニ貨物自動車、不定期遊覽業合自動車、不定期貨物自動車等ノ別ニ分チ事業ノ大要ヲ記載シ尚路線ヲ定ムルモノニ在リテハ停留所ヲ明示シタル路線圖ヲ添付スルコト
- 第六條 運賃
一 使用車輛ノ車名及輛數(旅客定員別又ハ物品積載定員別)
二 大車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要(圖面ヲ添付スルコト)
- 第七條 免許ヲ受ケタル者營業所、主ナル事業地、事業ノ種類、路線、運賃、使用車輛ノ輛數、旅客定員(八人以上ニ増加スル場合ニ限リ)又ハ車庫ノ位置ヲ變更セントスルトキ若ハ車庫ヲ増設セントスルトキハ地方長

省ノ許可ヲ受ケルベシ
 住居ノ事項ノ事務、並ニ定員及ハ物品積載定置ノ變更ハ送附ナク地方長官ニ之ヲ提出スベシ
 第四條 自動車ノ使用シテ小運送業ヲ營ム者ハ警務所、並ニ所轄地ニ運送業ヲ變更シトスル場合ニ於テ小運送業法第三條、小運送業法施行規則第八條及ハ第九條ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ事項ニ付前條第一項ノ認可ヲ受ケタルモノトシテ行ハス
 第五條 免許又ハ認可ナル者ハ該業ヲ繼續セシムルニ付テハ該業ノ要領ヲ明瞭シテ該業ノ上地方長官ノ許可ヲ受ケベシ會社ノ合併ニ因ル事業ノ承認ニ付亦同シ
 免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相続人ハ其ノ事業ヲ承認スルコトヲ得

第五條ノ注 貨物自動車ヲ使用スル小運送業ヲ繼續セシムル場合ニ於テ小運送業法第七條ノ認可ヲ受ケタルトキハ前條ノ許可ヲ受ケタルモノトシテ行ハス
 第六條 自動車交通事業法第十一條ノ規定ハ本令ノ規定ニ依リ免許、許可及ハ認可ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ地方長官トス
 第七條 運輸ヲ定メズシテ旅客ヲ運送スル事業ヲ經營スル者ハ別項ニ運賃ヲ受ケ他ノ旅客ヲ同乗セシメ其ノ他自動車運輸事業ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得
 第八條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ運送事業ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ該業ノ状況ヲ監査セシムルコトヲ得
 地方長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃ノ變更其ノ他事業ノ改善ヲ命ズルコトヲ得

〔山形縣〕

第九條 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他法令ヲ違フ行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消シ又ハ該業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得
 第十條 本令ニ於テハ該業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
 一 免許ヲ受ケタル後該業ヲ開始セザルトキ
 二 事業ヲ停止シタルトキ
 三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ
 第十一條 左ノ場合ニ於テハ運輸ナク地方長官ニ之ヲ提出スベシ
 一 事業ヲ開始シタルトキ
 二 事業ヲ承認シタルトキ
 三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ
 四 事業ヲ停止シタルトキ
 五 事業ヲ復舊シタルトキ
 第十二條 旅客自動車運輸規則及自動車運輸規則第一章乃至第三章ノ規定ハ第二條第一號ノ事業ニ之ヲ準用ス
 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該業スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス
 一 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタルトキ
 二 免許ヲ受ケタル者其ノ名義ヲ他人ニ利用セシメタルトキ
 三 第七條ノ規定ニ違反シタルトキ
 第十四條 自動車運輸事業法第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第十五條 本令ノ規定ニ依リ申請書其ノ他ノ書類ハ主務大臣ニ提出スルハ地方長官ニ之ヲ提出スルニ準用ス但シ運輸法ニ於テ二府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ申請書二府縣以上ニ提出スル場合ニ準用ス但シ運輸法ニ於テハ地方長官ニ之ヲ提出スルニ準用ス貨物自動車ヲ使用スル小運送業ニ於テハ小運送業法施行規則第二十九條ノ規定ニ依リ行ハス

〔山形縣〕

第十五條 地方長官本令ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二府縣以上ニ跨ルモノトキハ關係地方長官ニ商議ノ上署名ニテ之ヲ爲スベシ
 第十六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

●自動車交通事業法ノ施行ニ關シ

取扱方 昭和八年九月二十五日 總務省令第一號

第一條 昭和八年運輸省令第二號、一二年第一號
 第一條 自動車運輸事業ノ路線ノ運輸系統ノ變更ニシテ路線ノ全部又ハ一部ガ六大都市内ニ在リ且他ノ路線ニ影響ヲ及ボス虞アルモノヲ認可セシトスルトキハ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 第二條 路線ノ一部ヲ共通ニシ又ハ路線ガ接續スル二以上ノ自動車運輸事業ガ相互ニ又ハ一方的ニ他ノ路線ニ自動車ヲ乘入レ直通運輸ヲ爲サントスル事業計畫ノ變更ヲ認可セントスルトキハ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 第三條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ運送事業ニシテ左ノ各號ノ一

第三編 保安 第十五章 自動車

ニ該業スル事業ノ經營ヲ爲サントスルモノトキハ事業種別ヲ變更シテ左ノ各號ノ一ニ該業スル事業ヲ經營セントスルモノヲ認可セントスルトキ又ハ左ノ各號ノ一ニ該業スル事業ニ付路線ノ重要ナル變更ヲ認可セントスルトキ若ハ事業ノ承認ヲ許可セントスルトキハ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 一 路線ヲ定メ定期ニ非ズシテ物品又ハ名所、舊蹟等ノ遊覽者ヲ運送スルモノ
 二 路線ヲ定メ有償ニテ特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒、職工其他ノ特定人ヲ運送スルモノ
 第三條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ運送事業ニ付旅客定員八人以上ノ車輛ヲ使用セシメントスルトキハ免許其他ノ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 第四條 貨物自動車ヲ使用スル小運送業者ニ對シ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ運送事業規則第八條第二項又ハ第九條ニ依リ處分ヲ爲サントスルトキハ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 第五條 小運送業者ニ對シ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ貨物運輸事業ノ經營ヲ免許セントスルトキ又ハ該事業ノ變更又ハ會社合併ニ因ル該事業ノ承認ノ當否者ガ小運送業者ナル場合ニ於テ之ヲ許可セントスルトキハ處分前總務大臣ニ稟例スベシ
 第六條 前各條ノ規定ニ依リ稟例ヲ經タルモノヲ處分シタルトキハ其程度總務大臣ニ之ヲ報告スベシ
 第七條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依リ運送事業規則第十六條ニ依リ同規則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ付隨省令ヲ制定セントスル場合ハ其ノ案ヲ具シ總務大臣ニ稟例スベシ

昭和八年八月五日
鐵道省告示第三百五十九號
自動車交通事業法施行規則第二十八條營業報告書様式
地方長官(警視總監)宛
年(下)期自 年 月 日 營業報告書

●自動車交通事業法施行規則第二十八條營業報告書様式

一 概況 本項ノ事業ノ概要ヲ示スル目的トシ當該期間ニ於テ自動車交通事業ニ關シ行政廳ニ申請シタル事項及其ノ指令ノ要領、商業登記、新設其ノ他ノ重要ナル庶務事項、又會社ニ在リテハ前記各事項ノ外兼業ノ開始又ハ廢止及株主總會ニ關スル事項ヲ記載スベシ
二 設備 本項ノ設備ノ狀況ヲ示スル目的トシ當該期間ニ於ケル車輛ノ増減、車庫ノ新設又ハ廢止及自動車道等ニ關スル工事ノ大要、用地ノ増減等ヲ記載スベシ
三 運轉 本項ノ運轉ノ狀況ヲ示スル目的トシ當該期間ニ於ケル營業日數、旅客及物品ノ輸送數量收入總額、營業費總額等ヲ前期及前々期ニ比較シ増減ノ主因ヲ説明スベシ
四 會計 本項ノ會計ノ狀況ヲ示スル目的トシ當該期間ニ於ケル株金、社債金、借入金其ノ他ノ資金ノ増減、車輛其ノ他ノ財産ノ償價消却等會計ニ關スル事項ヲ記載スベシ
五 營業報告書ニハ別表ニ準シ作成シタル諸表ヲ添附スベシ但シ會社ニ非ザル事業者ニシテ事業ノ興業費三萬圓未満ノモノニ在リテハ第二表及第四表以外ノ諸表ヲ省略スルコトヲ得

〔右表欄〕

第一表
年 月 日 現在 名 圓
〔原形〕

貸	借	貸	借
現金	現金	現金	現金
債權	債務	債權	債務
其他	其他	其他	其他
計	計	計	計

一 個人又ハ組合組織ノ場合ニ於テ自動車交通事業ニ關スルモノノミヲ記載シテトキハ他ノ事業ニ關スルモノト併セテ記載スルモノヲ得
以下各表ニ付亦同シ
二 未済資本金ニ付テハ其ノ株式數及各株式ノ未済金額ヲ欄外ニ記載スベシ
三 未済資本金ハ未済ノ種類毎ニ閉鎖トシ區別記載シテ別紙に記入スベシ
四 貸出金、未収入金、有價證券、未納金、借入金ニ付テハ其ノ主ナルモノノ内課外又ハ別紙ニ記載スベシ
五 株式ニ普通株、優先株、後配株及當株、新株等ノ區別ヲレトキハ別紙に株式數及金額ヲ欄外ニ記載スベシ

〔原形〕

第二表

業 務 報 告

第 一 年 月 日 至 第 二 年 月 日

名 稱

収 入	支 出	損 益
目 金 額	目 金 額	
<p>収入入収入 業収入 業収入 業収入 業収入</p>	<p>支出 支出 支出 支出 支出</p>	
計	計	

1 手荷物運送金
2 手荷物運送金
3 手荷物運送金
4 手荷物運送金

〔三業報〕

第三表

自 年 月 日 至 年 月 日

名 稱

収 入	支 出	損 益
目 金 額	目 金 額	
<p>前 期 繰 越 金 金 金</p>	<p>金 金</p>	
計	計	

1 優先株又ハ後戻株ニ就テアトキハ各種額毎ニ配當金ヲ配當スベシ
2 年度ノ中間ニ於テ株金ノ拂込アリタルトキハ其ノ期日及金額ヲ補外ニ配當スベシ

●自動車交通事業法施行規則第二十八條統計報告書様式

年月日
鐵道省監督局長宛
地方長官(警視總監)宛

第七六
自動車運輸事業者名

昭和八年八月五日
鐵道省告示第三百六十號
自動車交通事業法施行規則第二十八條統計報告書様式

年(下)期自 年 月 日 統計報告書

第一表

種別	區	區	程		停留所數	備	要
			幹線及通路	一般自動車道及專用自動車道			
旅客	何	々	何	何			
貨物							
旅客及貨物							
計							
計							

〔三乘車〕

〔三乘車〕

種別	物品	種別	區	區	區	計	計
貨物	客運	及					
計							
計							

- 1 旅客運送ト物品運送トノ種別ハ見許ヲ受ケル本業ノ種別ニ依リ記載スベシ
- 2 區間ハ見許、運輸系統ノ如何ニ拘ラズ重複セザル様記載スベシ
- 3 停留所ハ小數點以下二位ヲ四捨五入シ一位ニ止メテ計上スベシ
- 4 停留所數ハ開業路線ニ係ルモノノミヲ記載スベシ
- 5 本表ハ營業年度末日現在ヲ以テ作成記載スベシ

第二表

種別	車名	輛數	旅客		計	積載定置	備
			座席	立席			
旅客自動車							
計							

鐵道省 鐵道 第十屆 鐵道

鐵道省

貨物自動車											
計											
新											
引											
計											
計											
計											

〔運輸部〕

〔運輸部〕

防											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
計											
計											

備考

- 1 本表ハ所有者ノ如何ニ拘ラズ現ニ車庫ノ用ニ供スル車輛ニ付之ヲ作成スルベシ
- 2 車名及細致ハ旅客定員又ハ積載定重量ニ記載スルベシ
- 3 瓦斯機以外ノ動力ヲ使用スルモノニ在リテハ之ノ區別ヲ摘要欄ニ記載スルベシ

第三表

運輸部 運輸部 運輸部
自 年 月 日 至 年 月 日

名 稱

種	別	管	理	日	數	車	行	輛	數	送	物	量	運	輸	輸	輸	輸	入	納	要
放	客	運	送	日	數	走	行	輛	數	貨	物	量	送	輸	輸	輸	輸	入	納	要
物	品	運	送	日	數	走	行	輛	數	貨	物	量	送	輸	輸	輸	輸	入	納	要

- 1 運輸部ノ運輸日數ハ其ノ運輸日數ニ區分記載スルニ依テ記載スル運輸ト車ノ區間ヲ分子並進スルトキ亦同シ
- 2 運輸部ノ運輸日數ハ其ノ運輸日數ニ區分記載スルニ依テ記載スル運輸ト車ノ區間ヲ分子並進スルトキ亦同シ

- 3 使用済日本車及車輛走行部ハ自己責任ニ於テ營業上使用シタル車輛ニ付調査記載スベシ
- 4 輸送旅客人員ノ計算ノ次ノ方法ニ依ルベシ
 - イ 片道乗車ハ一券ヲ以テ二人トス
 - ロ 往復乗車及週遊乗車ハ一券ヲ以テ二人トス
 - ハ 定期乗車ハ有効日数ニシテ乗シタルモノノ
 回数及有効乗車ノ運賃計算人員
 - ニ 回数乗車ハ乗車シ得ベキ其ノ回数但シ區間別ニシテ乗車區數ニ隨テ乗車券ヲ使用シ得ルモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ旅客人員
 ノ推定算出シ其ノ方法ヲ説明スベシ此ノ場合普通乗車ニ於テ各區券ヲ渡買スルベキハ次ノ如キ算出方法ヲ用
 普通乗車總區數ニ一人平均乗車區數
 - 普 通 乗 車 人 員

例

$$\frac{100枚 \times 1 + 80枚 \times 2 + 70枚 \times 3}{100人 + 80人 + 70人} = 1.88$$
 一人平均乗車區數

回数乗車
 總區數 13,000

普通乗車
 總區數 95,000

推定旅客人員
 $13,000 \times 1.88 = 24,440$

〔計〕

$50区券 \times 100冊 + 100区券 \times 80冊 = 13,000$

$1.88 \dots \dots \dots$ 推定旅客人員

1 回数乗車ニ依リ得ルモノノ乗車區數ニ隨テ乗車券ヲ使用シ得ルモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ旅客人員ノ推定算出シ其ノ方法ヲ説明スベシ此ノ場合普通乗車ニ於テ各區券ヲ渡買スルベキハ次ノ如キ算出方法ヲ用
 普通乗車總區數ニ一人平均乗車區數

〔運輸部〕

第四表

昭和二十一年 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

死傷別	件 数		旅 客		職 員		公 衆		計	
	死傷ヲ生ジタル場合	死傷ヲ生セザル場合	死 人	傷 人	死 人	傷 人	死 人	傷 人	死 人	傷 人
落										
墮										
衝										
風										
暴										
火										
雷										
毒										
疫										
疾病										
不明										
計										

- 1 種別ノ都合ニシテキハ主要ナルモノニ付記入スベシ
- 2 衝突ノ汽車、電車、家屋、電柱等ニ衝突シタルモノヲ含ム

第十條 公有林、公有林又は私有林ニ付地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ...

第十一條 土砂ノ崩落、流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ...

第十二條 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ...

第十三條 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ...

第十四條 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ...

第十五條 水害、風害、潮害ノ防備ノ爲必要ナルトキ...

第十六條 保安林ノ編入解除ハ其ノ森林所在ノ府縣市町村又ハ之ニ準スヘ...

第十七條 保安林ノ編入解除ニ付不編入又ハ不解除ノ處分アリタルトキ...

第十八條 保安林ノ編入解除ヲ爲サントスルトキ又ハ地方長官其ノ申請ヲ...

受理シタルトキハ地方長官ニ於テ其ノ旨ヲ森林所有者、土地所有者其ノ...

第十九條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十一條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十二條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十三條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十四條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十五條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

第二十六條 地方長官ハ保安林ノ編入解除ニ關スル地方長官ノ決議書其...

〔山形縣〕

〔山形縣〕

第十九條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十一條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十二條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十三條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十四條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十五條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十六條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十七條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十八條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第二十九條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十一條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十二條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十三條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十四條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十五條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十六條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十七條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十八條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第三十九條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

第四十條 保安林ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ木竹ノ伐...

〔山形縣〕

〔山形縣〕

地方長官ハ森林ノ許可ヲ與ヘ又ハ撤回シタルトキハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スル
 第一項ニ依リテ土地ヲ使用セタル者ハ其ノ森林ノ復元ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スルハ爲メ土地所有者及關係人ニ協議スル
 第十一條 前條第二項ノ通知後一箇年以内ニ同條第三項ノ協議ヲ爲サザルコトハ同條第一項ノ許可及撤回ハ其ノ效力ヲ失ハ第五十五條第一項ニ依リ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第十二條 土地ノ使用三箇年以上ニ亙ルトキハ土地ノ形質ヲ變更スルコトハ所有者ノ同意ヲ得ルニ付スルコトヲ得
 第十三條 土地ノ一部ヲ使用スルニ因リテ地價ノ騰貴ヲ來スル目的ニ供スルコトハハサルトキハ土地所有者ハ其ノ金積ノ費用ヲ請求スルコトヲ得
 第十四條 土地ヲ使用又ハ使用スルトキハ土地所有者及關係人ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得
 第十五條 土地ノ一部ヲ使用又ハ使用スルニ因リテ地價ノ騰貴ヲ來シ其ノ他ノ地價ノ騰貴ヲ生ズルニ付シテハ其ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得
 第十六條 土地ヲ使用又ハ使用スルニ因リテ道路、溝渠、地積其ノ他ノ工作物ヲ新築、改良、修繕又ハ修繕ヲ爲スル必要ヲ生ズルトキハ其ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得
 第十七條 第四十條第二項ノ通知後土地ノ形質ヲ變更シ、工作物ヲ新築、改良、修繕又ハ修繕ヲ爲スルニ付シテハ其ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得
 第十八條 第四十條第二項ノ通知後同條第一項ノ目的ニ土地ヲ使用スルニ付シテ停止シタルハ土地所有者及關係人ノ同意ヲ得テ其ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

〔山形篇〕

第十九條 土地所有者及關係人ハ土地ノ使用者若ハ收用者ヲシテ補償金ヲ付保シ、補償金ヲ付保セザルコトヲ得保シ土地ノ使用者若ハ收用者ハ其ノ補償金ヲ付保シ、府縣市政府及之ニ準スルヘキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第二十條 第五十五條第一項ノ決定アリタルトキハ土地ノ使用者又ハ收用者ハ其ノ補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ提供シ、府縣市政府及之ニ準スルヘキモノナルトキハ補償金ノ供託及擔保ノ提供ヲ要セス
 第二十一條 前條ニ依リ補償金ノ擔保若ハ供託ヲ爲サズ又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用ウルコトヲ得ムコトヲ得
 第二十二條 土地ヲ使用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ收用者之ヲ取得スルコトヲ得
 第二十三條 土地ノ使用又ハ使用スルニ因リテ生ズル損失ニ對シ補償金ヲ請求シテ之ヲ返還スルコトヲ得
 第二十四條 第三十條ノ規定ハ本章ノ補償金ニ之ヲ準用ス
 第二十五條 土地ノ使用若ハ收用、補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第二十六條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第二十七條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第二十八條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第二十九條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十一條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十二條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十三條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十四條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十五條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十六條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十七條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十八條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第三十九條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
 第四十條 地方長官ハ其ノ補償金又ハ擔保ニ付保關關ハサルトキハ地方長官ニ請求スルコトヲ得

五十六條 土地收用法第六十四條、第六十六條及第六十七條ノ規定ハ本章ニ依リテ使用又ハ使用セラレタル土地ニ之ヲ準用ス
 五十七條 土地ノ使用、收用ニ關スル規定ハ水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ使用又ハ收用ニ之ヲ準用ス
 五十八條 森林ヨリ其ノ產物ヲ運搬スル爲メ又ハ運搬ニ關スル設備ノ爲メ要スルトキハ地方長官ノ許可ヲ得テ水流ニ於ケル他人ノ工作物ヲ使用シ、變更シ又ハ撤去スルコトヲ得但シ御料局又ハ政府力之ヲ行フトキハ地方長官ニ協議スルコトヲ得
 前項ノ工作物ノ使用、變更又ハ撤去ニ因リテ損害ヲ生スヘキトキハ補償金ヲ請求スルコトヲ得
 第四十條第二項第三項、第四十一條、第四十六條乃至第五十一條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第五十九條 苗木竹ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ沿岸ノ土地ニ立入ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ損害アリタルトキハ賠償ヲ爲スルコトヲ得
 第六十條 前條ノ外苗木竹ニ付土地又ハ水ノ使用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第六十一條 森林又ハ森林ノ事業ニ關シ實地調査ノ爲メ必要ナルトキハ地方長官ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り、目録ヲ設置シ又ハ支障苗木竹ヲ伐採スルコトヲ得但シ御料局又ハ政府ニ於テハ地方長官ニ通知シテ之ヲ行フコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ損害アリタルトキハ賠償ヲ爲スルコトヲ得
 第六十二條 森林組合ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル場合ニ於テ必要ナル事業

〔山形篇〕

一 國土保安ノ爲メ又ハ森林ノ荒廢ヲ防止シ若ハ荒廢セル森林ヲ回復スル爲メ必要ナルトキ
 二 森林所有者若ハ異ニシ協同シテ施設ヲ爲スニ非サルハ其ノ利用ノ目的ヲ達スルニ困難ナルトキ
 三 森林產物ノ運搬ニ必要ナル工事ヲ爲シ又ハ之ヲ維持スル爲メ關係者ノ協同ヲ必要トスルコトキ
 四 森林ノ危害防止ニ付關係者ノ協同ヲ必要トスルコトキ
 第六十三條 森林組合ハ營利ノ目的トセザル社團法人トス
 第六十四條 森林組合ヲ設立スルニハ定款ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケルニ付シテ必要トスルコトキ
 第六十五條 森林組合ノ組合員ハ其ノ地區内ニ於ケル森林ノ所有者ニ限ル
 第六十六條 森林組合ヲ設立スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
 一 組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコト
 二 前條同章者ノ所有スル森林ノ面積ハ地區内ニ於ケル森林ノ總面積ノ三分ノ二以上ナルコト
 第六十七條 森林組合成立シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員トス但シ命令又ハ定款ニ於テ加入ノ義務カシト定メタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 第六十八條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 目的及事業
 二 地區
 三 名稱
 四 事務所
 五 出資又ハ費用分擔ノ方法
 六 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

前項ノ外定款ニ定ムルコトヲ要スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス
 第六十九條 森林組合ノ設立ハ其ノ主たる事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ受
 ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
 第七十條 組合員ハ組合ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ新ニ地區内ノ森林又ハ森
 林産物ニ付組合ノ事業ヲ妨ケルコトヲ得ス
 第七十一條 森林組合ハ主務大臣及地方長官之ヲ監督ス
 監督官職ハ何時ニテモ組合ノ事業ニ關スル報告ヲ徴シ、事業ニ付認可ヲ
 受ケシメ、事業及財産ノ状況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ
 又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
 第七十二條 總會ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法令、監督官職ノ命令若ハ
 定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ監督官
 職ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 一 決議ノ取消
 二 役員ノ解職
 三 組合ノ解散
 第七十三條 森林組合ニ於テ本章又ハ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反
 シタルトキハ其ノ役員ヲ二箇以上百圓以下ノ過料ニ處ス
 前項ノ過料ニ付テハ非違事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ
 準用ス
 第七十四條 造林ノ用ニ供スル土地ハ本章ノ適用上之ヲ森林ト看做ス
 第七十五條 本法ニ規定スルモノノ外森林組合ノ設立、管理、解散、清算
 其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第六節 森林警察
 第七十六條 地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ左ノ命令ヲ發シ若ハ
 處分ヲ爲スコトヲ得
 一 森林産物ニ使用スル記號又ハ印章ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テシメ

〔山形警〕

森林産物ノ届出前之ヲ使用セシムルコト
 前項ニ依リ届出テタル記號印章ト同一又ハ類似ノ記號若ハ印章ノ使
 用ヲ禁止スルコト
 二 前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シ森林産物ノ運搬ヲ停止スルコト
 三 森林産物ニ關スル營業者ヲシテ帳簿ヲ設ケ其ノ産物ノ出所、種類、
 數量及任向先ヲ記載セシムルコト
 五 前各條ノ外森林ノ危害防止ニ關スルコト
 第七十七條 森林官吏、警察官吏又ハ犯罪捜査ニ付職務ヲ有スル官吏、公
 吏其ノ職務ヲ行フ爲ニ必要アリト認ムルトキハ森林産物又ハ森林産物ニ關
 スル營業者ノ手帳、帳簿及器具ニ付検査ヲ行フコトヲ得
 第七十八條 森林、原野、山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト
 認メ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除クノ外火入ヲ爲スコトヲ
 得ス
 前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシ
 テ森林ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官
 吏ノ許可ヲ受ケルヘシ
 第七十九條 前條ノ火入ヲ爲サムトスルトキハ豫メ防火ノ設備ヲ爲シ且接
 近セル森林ノ所有者又ハ管理者ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
 第八十條 森林害虫發生シ又ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ害虫發生シ又ハ發
 生ノ虞アル森林ノ所有者之ヲ驅除豫防スヘシ
 前項ノ場合ニ於テ必要アリトキハ森林所有者ハ警察官署ノ許可ヲ得テ他
 人ノ土地ニ立入り森林害虫ノ驅除豫防ヲ爲スコトヲ得
 第八十一條 森林害虫蔓延シ又ハ蔓延ノ虞アル場合ニ於テ地方長官ハ森林
 害虫ノ驅除又ハ豫防ノ爲ニ必要ナル處置ヲ利益關係アル森林ノ所有者ニ命
 シ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得處置以外ノ産物又ハ畜産ヲ驅除豫防スルニ
 付主務大臣ノ認可ヲ得タル場合亦同シ

〔山形警〕

前項驅除豫防ノ費用ハ其ノ利害關係アル土地ノ面積又ハ地價ヲ準率ト爲
 シ森林所有者ノ負擔トス但シ地方長官自ラ驅除豫防ヲ行ヒタル場合ヲ除
 クノ外費用ノ負擔者ニ於テ別段ノ定メシタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 地方長官第一項ニ依リ自ラ驅除豫防ヲ行ヒタル場合ニ於ケル費用ノ徵收
 ニ付テハ行政執行法第六條ノ規定ヲ準用ス
 第八十二條 害虫驅除豫防法第七條及第八條ノ規定ハ前二條ニ依リ驅除豫
 防ニ之ヲ準用ス
 第七節 罰則
 第八十三條 森林ニ於テ其ノ産物ヲ採取シタル者ハ森林窃盜トシ三年以下
 ノ「重禁錮」又ハ罰金以上罰金二倍以下ノ罰金ニ處ス其ノ産物ニシテ人工
 ナ加ヘタルモノニ係ルトキ亦同シ
 第八十四條 森林窃盜ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二月以上三年
 以下ノ「重禁錮」及罰金以上罰金二倍以下ノ罰金ニ處ス
 一 根株ヲ根柢、毀壞、燒燬若ハ隱蔽シ其ノ他罰則ノ運減ヲ圖ルノ行爲
 アリタルトキ
 二 産物ノ原料トシテ木炭、樟腦、樺茸、松根油其ノ他ノ物品ヲ製シタ
 ルトキ
 三 産物ヲ燃料トシテ鐵物ノ採取、精製若ハ石炭、煉瓦石、瓦其ノ他ノ
 物品ノ製造ニ使用シタルトキ
 四 産物ヲ運搬スル爲馬、牛、船舶、車輛若ハ機ヲ使用シ又ハ運搬、造
 材ノ設備ヲ爲シタルトキ
 五 保安林ニ於テ記シタルトキ
 六 森林産物採取ノ權利ヲ行使スルニ際シ記シタルトキ
 七 二人以上共同シ又ハ他人ヲ雇使シテ記シタルトキ
 八 森林保護ノ義務ヲ有スル者記シタルトキ
 九 盜押ノ産物ヲ隠匿、賣却、滅却又ハ放棄シタルトキ

十 夜間記シタルトキ
 第八十五條 前條第二號ニ依リ製シタル物品ハ之ヲ森林窃盜ノ産物ト看做ス
 第八十六條 民法第九十六條ノ規定ハ森林窃盜ノ産物ノ回復ニ之ヲ適用
 セス但シ善意ノ取得者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第八十七條 森林窃盜ノ産物ナルコトヲ知りテ之ヲ受ケ又ハ寄附故買シ若
 ハ牙保ヲ爲シタル者ハ一月以上三年以下ノ「重禁錮」及罰金以上罰金二倍
 以下ノ罰金ニ處ス
 第八十八條 第八十三條、第八十四條及前條ノ罰則ノ二倍カ二箇ニ滿タサ
 ルトキト雖其ノ罰金ハ二箇以下ニ下スコトヲ得ス
 第八十九條 他人ノ森林ニ放火シタル者ハ「重懲役」ニ處ス因テ生産物ヲ燒
 燬シタル者ハ「重懲役」ニ處ス
 自己ノ森林ニ放火シタル者ハ二月以上二年以下ノ「重禁錮」又ハ二百圓以
 下ノ罰金ニ處ス因テ他人ノ森林ノ主産物ヲ燒燬シタル者ハ五年以下ノ
 「重禁錮」ニ處ス
 第九十條 第八十三條、第八十四條及前條第二項ノ罪ヲ犯サムトシテ未タ
 遂クサレ者ハ刑法「未遂犯」ノ例ニ照シテ處断ス
 第九十一條 森林ノ爲設ケタル標識ヲ移轉、汚損シ又ハ毀壞シタル者ハ三
 十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法「第四百二十條」ノ適用ヲ妨ケス
 第九十二條 立木竹、木材又ハ根株ニ附シタル他人ノ記號印章ヲ變更又ハ
 消除シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十三條 他人ノ森林内ニ工作物ヲ設ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處
 ス
 他人ノ森林ヲ開墾シタル者亦同シ
 前項ノ犯罪ニシテ保安林、開墾禁止ノ森林ニ係ルトキハ六月以下ノ「重
 禁錮」及二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十四條 他人ノ森林内ニ於テ放牧シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十五條 第十三條ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十六條 第二十条ニ違反シ又ハ第二十五条第一項ノ停止ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十七條 第二十六條ニ違反シ又ハ第三十二条ノ制限若ハ禁止ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十八條 第二十七條ノ制限、禁止又ハ指定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十九條 前二條ノ場合ニ於テ木竹ヲ伐採又ハ傷害シタル者ニ對スル罰金ハ其ノ伐採又ハ傷害シタル木竹ノ價格ノ二倍ニ達セシムルコトヲ得
 第一百條 第七十六條第二號又ハ第三號ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
 第一百一條 第七十七條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル
 第一百二條 第七十八條又ハ第七十九條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス又ハ他人ノ森林ヲ毀損シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス他人ノ森林内ニ於テ火ヲ爲シタル者亦同シ
 第一百三條 第七十六條第一號第四號若ハ第五號又ハ第八十一條第一項ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 第三十六條ニ依ル土地ハ本章ノ適用上之ヲ森林ト看做ス
 第八章 附則
 第四十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十年十二月勅令第三百四十六號ヲ以テ四十二年一月一日ヨリ施行)
 第四十六條 北海道、沖縄縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ付テハ本法中

〔山形縣〕

●森林法第三十七條ノ一二ニ依り地方長官ニ委任ノ件

明治四十四年七月十一日 農商務省令第二十六號

森林法第三十七條ノ一二ニ依リ左ニ掲グル事項ハ之ヲ地方長官ニ委任シ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 一 保安林編入又ハ不編入ノ處分但シ御料地又ハ國有地ニ保ルモノ、森林法第二十一條ニ依ル意見書ノ提出アリタルモノ及地方森林會ノ決議ト地方長官ノ意見ト一致セサルモノニ關スル處分ハ此ノ限ニ在ラス
 二 保安林ニ關スル森林法第二十七條ノ處分但シ御料地及國有ノ保安林ニ關スル處分ハ此ノ限ニ在ラス
 三 閉鎖ノ制限及禁止並其ノ解除ノ處分但シ御料地又ハ國有地ニ保ルモノハ此ノ限ニ在ラス
 前項ニ依リ委任シタル事項中既經地ノ保安林ノ編入ノ處分及森林法第二十七條ニ依ル木竹ノ伐採禁止ノ處分ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケルベシ

●森林法施行規則

明治四十年十二月二十六日 農商務省令第二十一號

第一章 總則
 第一條 明治四十年農商務省令第二十七號、昭和六年農林省令第二十四號、第二十七號、國立公園及農林大臣ノ指定スル公園ハ森林法第七條ノ公園ヨリ之ヲ除ク
 農林大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第三編 保安 第十六章 森林

保安林ニ關スル規定ニ依リ之ヲ施行ス
 前項ノ外本法ノ規定ヲ施行スルノ必要アルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム前二項ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得
 第七條 本法施行前造林アリシモノニシテ本法施行以前ヨリ荒廢ニ屬シタルモノハ地方長官ニ於テ造林ヲ命スルコトヲ得
 前項ニ依リ造林ノ命令ヲ受ケタル者カ造林ヲ怠リタル場合ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス
 第八條 舊法第三十條ニ依リ保安林ト爲シタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ保安林タルモノハ之ヲ保安林トス
 第九條 公有林又ハ社寺有林ニ付テハ本法施行前地方長官ノ認可ヲ受ケ又ハ地方長官ニ届出タル施業案又ハ施業要領ハ第九條ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第十條 舊法又ハ舊法ニ基キテ發シタル命令ノ規程ニ依リテ爲シタル處分、議決、申請、請求、手續其ノ他ノ行爲ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第十一條 舊法ニ依リ本法施行前ニ進行ヲ始メタル期間カ本法中之ニ相當スル期間ヨリ長キトキハ舊法ノ規定ニ從フ但シ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法中之ニ相當スル期間ヨリ長キトキハ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法ノ規定ヲ適用ス
 第十二條 舊法第二十六條ニ依ル補償ノ請求ハ本法施行ノ日ヨリ一箇年ヲ経過スルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

〔山形縣〕

第十條ノ二 公共團體又ハ社寺カ森林ヲ得喪シ又ハ廢止シタルトキハ其ノ代表者ハ選擇ナク第一號様式ニ準シテ圖書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出ス
 公共團體又ハ社寺ニ屬スル土地カ森林タルニ至リシトキハ其ノ代表者ハ選擇ナク第二號様式ニ準シテ圖書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出ス
 第二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ牧野法第二條ノ規定ニ依ル管理方法ノ定アル牧野ヲ除クノ外其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル原野、山嶽、荒蕪地又ハ森林タルモノニシテ現ニ荒蕪セルモノニ付森林トシテ管理スルモノトシテ之ヲ區分シ第三號様式ニ準シテ區分書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ提出シ認可ヲ受ケルベシ
 地方長官ハ區分ヲ更正シテ前項ノ認可ヲ與フルコトヲ得
 前二項ニ依リ認可ヲ受ケタル區分ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケルベシ
 第三條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル森林又ハ森林トシテ管理スルヘキ土地ニ付第四號又ハ第五號様式ニ準シテ管理ノ方法ヲ記載シタル圖書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ但シ保安林及地方長官ニ於テ森林法第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 前項ニ依リ届出タル方法ヲ變更シタルトキハ公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ選擇ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出スヘシ
 第四條 第十條ノ規定ハ森林法第十條ノ規定ニ依リ施業方法ヲ指定シ若ハ造林ヲ命シタル者ニ之ヲ準用ス

第五條 森林法第十一條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ
 第六條 森林法第十三條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ハ慣行ノ公布式ヲ以テ之ヲ告示シ且之ヲ森林所有者ニ通知スヘシ

第三編 保安 第十六章 森林

第七條 保安林ノ解除ノ申請書ハ第六條様式ニ準シテ之ヲ作り第七條又ハ第八條様式ニ準シテ作りタル圖面ヲ添附スヘシ但シ全部ノ解除ニ付テハ圖面ノ添附ヲ要セス

第八條 森林法第十七條ノ規定ニ依リ申請書ヲ却下スル場合ニ於テハ理由ヲ附シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第九條 保安林ノ編入解除ニ關スル處分ノ告示アリタルトキハ地方長官ハ選擇ナク森林法第二十三條ノ通知及揭示ヲ爲スヘシ但シ其ノ處分カ一筆中ノ一部ニ保ルトキハ通知書ニ其ノ區域ヲ明示シタル圖面ヲ添附スヘシ

第十條 保安林ニ關シ左ノ各款ノニ該當スル事項發生シタルトキハ其ノ所有者ハ其ノ都廳之地方長官ニ届出ツヘシ森林法第十八條ノ規定ニ依リ告示アリタル森林ニ關シテモ亦同シ

一 森林所有者ノ變更

二 地帯ノ分合

三 地帯又ハ林相ノ異動但シ輕微ナルモノヲ除ク

前項第一號ノ届出ハ新ニ所有者トナリシ者ニ於テ之ヲ爲シ屆書ニ其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第十一條 農商務大臣ニ於テ森林法第二十七條ノ規定ニ依リ制限、禁止又ハ指定ヲ爲ス場合ニ於テハ地方長官ヲシテ之ヲ保安林所有者ニ通知セシムヘシ

第十二條 森林法第二十八條ノ規定ニ依リ補償ハ農商務大臣ノ認可ヲ得テ地方長官之ヲ行フヘシ

第十三條 森林法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損害ハ其ノ伐採禁止ノ當時存在スル森林立木竹ノ普通保安林ノ立木竹トシテ價額ヲ見積リ其ノ價額ノ年利五厘ニ相當スル金額ヲ以テ毎年ノ直接損害額ト看做シ之ヲ算定スヘシ

〔山形縣〕

四九二

前項損害ノ算定ニ付テハ其ノ既ニ伐期ニ達シタル森林ニ在リテハ伐採禁止ノ當時其ノ未タ伐期ニ達セサル森林ニ在リテハ其ノ伐期ニ達シタル當時ノ立木竹ノ時價ヨリ三割ヲ減ジタルモノヲ以テ普通保安林ノ立木竹ノ價額ト看做ス但シ地方長官ニ於テ必要ト認メタルトキハ時價ニ對スル割引ノ歩合ヲ増減スルコトヲ得

第十四條 伐期ニ達セサル森林ニ付テハ摘採、作業別及地方ノ慣行等ヲ斟酌シテ定メタル伐期ニ達シタル年ヨリ前條ノ補償ヲ爲スモノトス

第十五條 森林法第二十八條第二項ノ規定ニ依リ損害額ハ森林ニ要シタル實費額ニ依リモノトス

第十六條 森林法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ損害ノ補償請求期間ハ其ノ既ニ伐期ニ達シタル森林ニ在リテハ伐採禁止ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ九十日、其ノ未タ伐期ニ達セサル森林ニ在リテハ第十四條第二項ノ規定ニ依リ定メタル伐期ニ達シタル年ノ初日ヨリ末日迄トス

森林法第二十八條第二項ノ規定ニ依リ損害ノ補償請求期間ハ各年分ニ付翌年三月三十一日迄トス

第十七條 森林法第二十八條ノ規定ニ依リ補償ヲ請求セムトスル者ハ請求書ニ損害算定書ヲ添附シテ地方長官ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ニシテ立木竹ノミノ所有者ナルトキハ其ノ所有ヲ證スヘキ書面ヲ請求書ニ添附スヘシ

第十八條 森林法第二十八條第三項但書ノ規定ニ依リ負擔ノ要否及其ノ金額ハ農商務大臣ノ認可ヲ得テ地方長官之ヲ決定スヘシ

前項ノ負擔金額ハ地方長官ニ於テ之ヲ價額ス

第十九條 森林法第三十二條ノ處分アリタルトキハ地方長官ハ地方慣行ノ人ニ通知スヘシ

第二十四條 森林法第五十五條ノ規定ニ依リ地方森林會ノ議決ヲ求ムトスル者ハ左ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル申請書ヲ差出スヘシ

一 申請人及相手方ノ氏名、名稱、住所

二 使用又ハ取用スヘキ土地ノ所有者及關係人ノ氏名、名稱、住所

三 申請ノ目的及理由

四 立證方法

第二十五條 森林法第五十六條ノ規定ニ依リ土地收用法第六十七條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テ爲ス公告ハ其ノ地方ノ新聞紙ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十六條 第二十五條乃至第二十五條ノ規定ハ森林法第五十七條ノ規定ニ依リ水ノ使用ニ關スル權利、其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ使用又ハ取用ニ之ヲ準用ス

第二十七條 森林法第五十八條ノ規定ニ依リ工作物ノ使用、變更又ハ除却ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ事業計畫書及必要ノ圖面ヲ添附シテ地方長官ニ差出スヘシ

前項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 使用、變更又ハ除却スヘキ工作物ノ種類、所在、位置等

二 使用、變更又ハ除却スヘキ工作物ノ所有者及關係人ノ氏名、名稱、住所

三 使用、變更又ハ除却ノ時期及期間

四 使用、變更又ハ除却ノ目的

五 其ノ他工作物ノ使用、變更又ハ除却ニ關スル重要ノ事項

第二十八條 前條ノ規定ハ森林法第五十八條第一項但書ノ規定ニ依リ爲スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 第二十三條ノ規定ハ工作物ヲ使用シ、變更シ又ハ除却スルコ

〔山形縣〕

公方式ヲ以テ之ヲ告示シ且土地所在ノ市町村役場ニ揭示スヘシ

前項ノ指定シテ前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ前項ノ手續ヲ爲スノ外其ノ留テ土地所有者ニ通知スヘシ

第二十條 森林法第四十條ノ規定ニ依リ土地使用ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ事業計畫書及圖面ヲ添附シテ地方長官ニ差出スヘシ

前項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 使用スヘキ土地ノ所在、地帯、種目、所有者及關係人ノ氏名、名稱、住所

二 使用ノ時期及期間

三 使用ノ目的

四 使用ノ目的

第二十一條 使用スヘキ土地内ニ左ニ掲ケタル土地アルトキハ其ノ土地ニ關スル圖面及圖面ヲ前條ノ申請書ニ添附スヘシ

一 肥料基地及肥料地

二 圃有地

三 圃ニ公用ニ供スル土地

四 圃ニ此等境内地ニ關スル事項

五 名所、舊跡及古墳墓

第二十二條 前二條ノ規定ハ森林法第四十條第一項但書ノ規定ニ依リ爲スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 森林法第四十條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ得又ハ協議圖ヒキル後同條同項ノ目的ニ土地ヲ使用スルコトヲ廢止セザル者ハ選擇ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ但シ普通保安林野管理局又ハ政府ニ在リテハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ

地方長官前項ノ屆書又ハ通知書ヲ受ケタルトキハ之ヲ土地所有者及關係

第三編 保安 第十六章 森林

四九三

第三十條 森林法第六十七條但書ノ規定ニ基キ森林組合ニ加入ノ義務ナシト定ムル者ノ員數及其ノ所有ニ係ル森林面積ハ之ヲ同法第六十六條各款ノ計算ニ加ヘス
第三十一條 森林法第六十一條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ニ立入り、目録ヲ設置シ又ハ支障木竹ヲ伐採セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ得テ得ルヲ要ス

〔山形縣〕

第三十七條 森林法第九條、第十條、第二十七條又ハ第七十七條ノ規定ニ依リ處分ヲ受ケタル森林カ森林組合ノ經營ニ屬シタル場合ニ於テ其ノ處分ノ變更又ハ解除ヲ要スルモノアルトキハ森林組合ハ其ノ處分ヲ繼承シ得ルモノトシ其ノ變更、解除ヲ申請スルコトヲ得
第三十八條 森林組合ニ於テ森林ノ施業案若ハ施業要領、造林計劃、林道若ハ河川ニ關スル工事、其ノ他事業ノ計劃設計ヲ定ムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケルヲ要ス

第四十三條 森林法第七十八條第二項ノ規定ニ依リ火入ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ市町村野野管理局所管地ニ付テハ同前森林官吏、林區署所管地ニ付テハ同前森林官吏、其ノ他ノ土地ニ付テハ警察官吏ニ申請スヘシ
第四十四條 火入ニ付テハ其ノ他危險ノ虞アルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ハ何時ニテモ火入ノ禁止又ハ火入ノ方法若ハ期日ノ變更其ノ他相當ノ處置ヲ命スルコトヲ得
第四十六條 火入ヲ爲シタル者ハ火氣稍減シタル後ハ非サレバ其ノ場所ヲ立去ルコトヲ得

第五十一條 地方長官前條ノ届出ヲ受理シタル場合ニ於テ其ノ保安林カ森林法ノ規定ニ基キ土地所有者ニ對シ施業法要領ヲ通知シタルモノナルトキハ遲滞ナク更ニ森林所有者ニ對シ之ヲ通知スヘシ其ノ届出前條ノ保安林所有者アルコトヲ知リタルトキ亦同シ
第五十二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ本則施行ノ際現ニ存在スル公有林又ハ社寺有林ニ付第十條様式ニ準シテ届書ヲ作リ本則施行後遲滞ナク之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
第五十三條 本則施行前條三條若ハ前條ノ届出ニ相當スル届出ヲ爲シ又ハ第二條ノ認可ニ相當スル認可ヲ受ケタルモノアルトキハ其ノ届出又ハ認可ハ本則ニ依リタルモノト看做ス
第五十四條 本則ハ森林法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

Table with 4 columns: 町村大字 (Town/Village/大字), 字 (字), 地目 (Land Use), 備考 (Remarks). The table is mostly empty with some text in the '備考' column.

第三編 保安 第十六章 森林

右取得(買渡又ハ地上權消滅)(田畑ニ開墾)(何々)供ニ付此段及御届候也
 何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)
 年月日 (氏子、檀徒又ハ信徒總代) 何 某

地方長官宛

注 意
 一 公共團體又ハ社寺カ森林法第二條ニ依ル森林ノ所有者ト爲リタル場
 合ニ於テハ備考欄ニ其ノ權利ノ種類及期間ヲ記載スヘキモノトス以
 下第二號及第十號様式亦同シ
 一 森林法第二條ニ依ル森林所有者ノ權利消滅シタル爲公共團體又ハ社
 寺カ森林所有者タルニ至レルトキハ取得届ヲ爲スヘキモノトス
 一 地番ノ全部カ森林ニアラサルトキハ何番ノ内ト記載スヘシ第二號、
 第四號、第五號、第十號様式亦同シ
 一 面積欄ニハ實測又ハ見込面積ヲ記載シ其ノ段別ノ上ニ實測又ハ見込
 ノ文字ヲ附記スヘシ第二號、第三號、第四號、第五號、第六號、第
 十號様式亦同シ
 第二號様式
 公有林(社寺有林)成立届

所	在	地目	面積	所有者	備考
町村大字	字	地番	面積	所有者	備考

〔山形縣〕

第九六

計					

右ハ今般森林ト相成候ニ付此段及御届候也
 何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)
 (何々森林組合理事)
 年月日 (氏子、檀徒又ハ信徒總代) 何 某

地方長官宛

第三號様式
 管理區分書

計	町村大字	字	地番	地目	面積	所有者	事由

備考

右御認可相成度此段申請候也

何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)
 年月日 (氏子、檀徒又ハ信徒總代) 何 某

〔山形縣〕

右及御届候也

何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)
 (何々森林組合理事)
 年月日 (氏子、檀徒又ハ信徒總代) 何 某

地方長官宛
 第五號様式
 管理方法届

備考	所在及地目	面積	現況	管理方法	備考
	町村、大字、字、地番「内」		荒蕪地(草生地)	人工植栽(天然生ヲ補育ス)	
				主ナル樹種 桐(杉)(扁柑)	
				植栽ノ時期 明治何年ヨリ同何年ニ至ル何箇年間	

注 意

一 總テノ箇所ヲ森林トシテ管理シ森林以外ニ供スル箇所ナキ場合ニ於
 テハ「森林」トシテ管理セサルモノノ欄ヲ空欄トシ斜線ヲ劃スルモノ
 トス
 一 事由欄ニハ森林トシテ管理セサル箇所ニ付其ノ事由ヲ詳記スルモノ
 トス
 第四號様式
 管理方法届

地方長官宛

所	在	地目	面積	所有者	備考
町村、大字、字、地番「内」					

備考
 雑木林(杉、松ヲ主トセル混成林ニシテ大凡三
 十年生乃至五十年生ノ杉二分十五年生乃至三十
 年生ノ松七分其ノ他ノ樹木一分)
 地方ノ慣行ニ依リ三十年前後ヲ以テ皆伐ス(大
 凡十五年間ニ輪伐ヲ爲ス)
 天然生ヲ養育ス(杉ヲ植栽ス)

第三編 保安 第十六章 森林

第九七

何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)

(何々森林組合理事)

(氏子、檀徒又ハ信託總代)

第六號様式

保安林編入(解除)申請書

年月日

某

地方長官宛

四九八

國	郡	町村	大字	字	地番	地目	全		要	所
							面積	積		
、	、	、	、	、	、	五	一〇〇〇〇〇	六町	〇〇〇〇〇	國郡町(村)大字
、	、	、	、	、	、	五	一〇〇〇〇〇	六町	〇〇〇〇〇	國郡町(村)大字何管理者
、	、	、	、	、	、	五	一〇〇〇〇〇	六町	〇〇〇〇〇	何町(村)長
、	、	、	、	、	、	五	一〇〇〇〇〇	六町	〇〇〇〇〇	何町(村)長

以上編入ノ例

、	、	、	、	、	、	九	一〇〇〇〇〇	五	〇〇〇〇〇	國郡町(村)大字何管理者
、	、	、	、	、	、	七	一〇〇〇〇〇	五	〇〇〇〇〇	何町(村)長
、	、	、	、	、	、	七	一〇〇〇〇〇	五	〇〇〇〇〇	何町(村)長
、	、	、	、	、	、	九	一〇〇〇〇〇	五	〇〇〇〇〇	何町(村)長

以上解除ノ例

右ノ何々(保安林編入又ハ解除ヲ要スル事由ヲ詳記スヘシ)ニ付保安林編入(解除)相成度(別紙圖面及何々添附)此段申請候也

年 月 日

農商務大臣宛

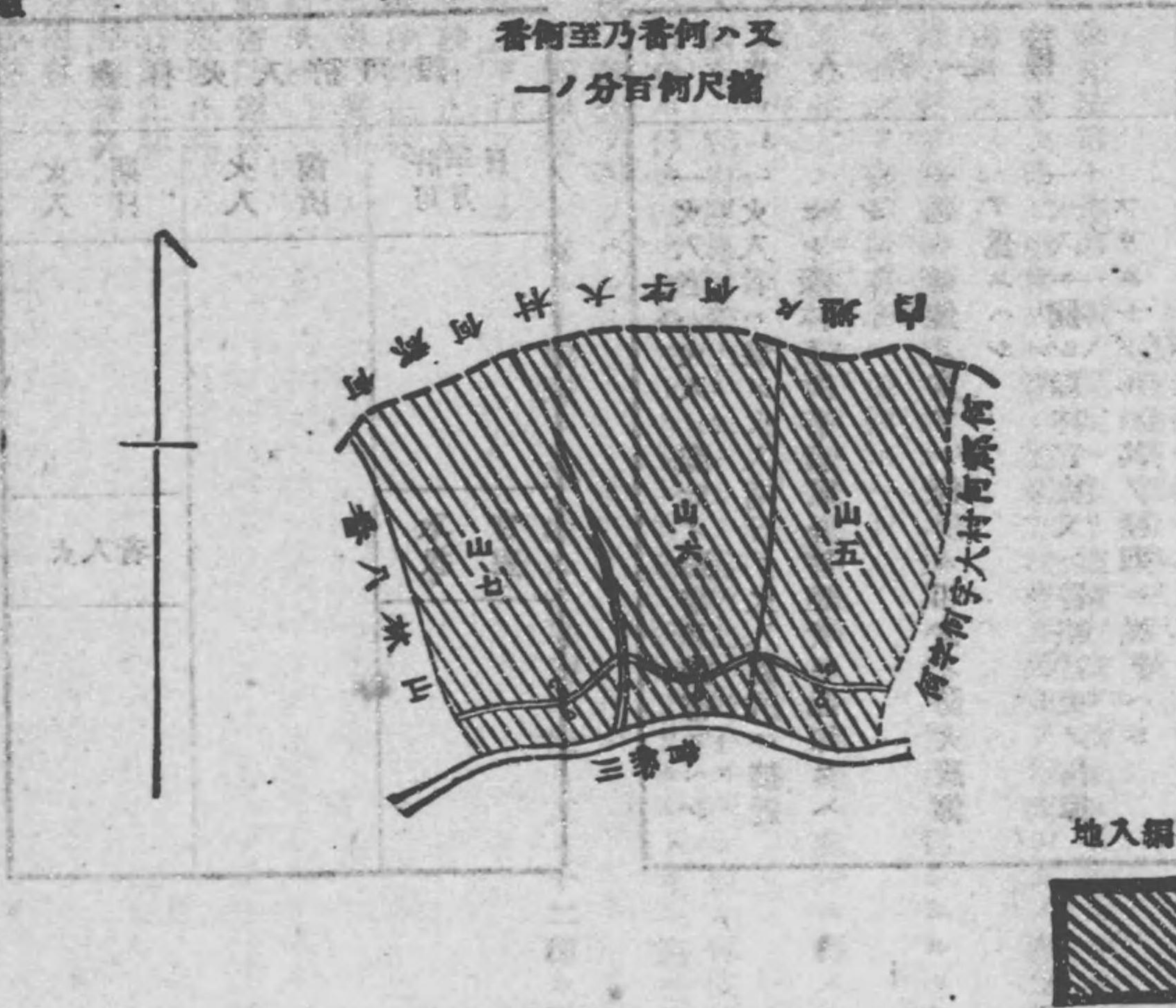
住所

申請者 氏名(何々森林組合理事氏名)

〔山形縣〕

第七號様式

保安林編入圖
何國何郡何町(村)大字何字何番何
又ハ何字何番何至何

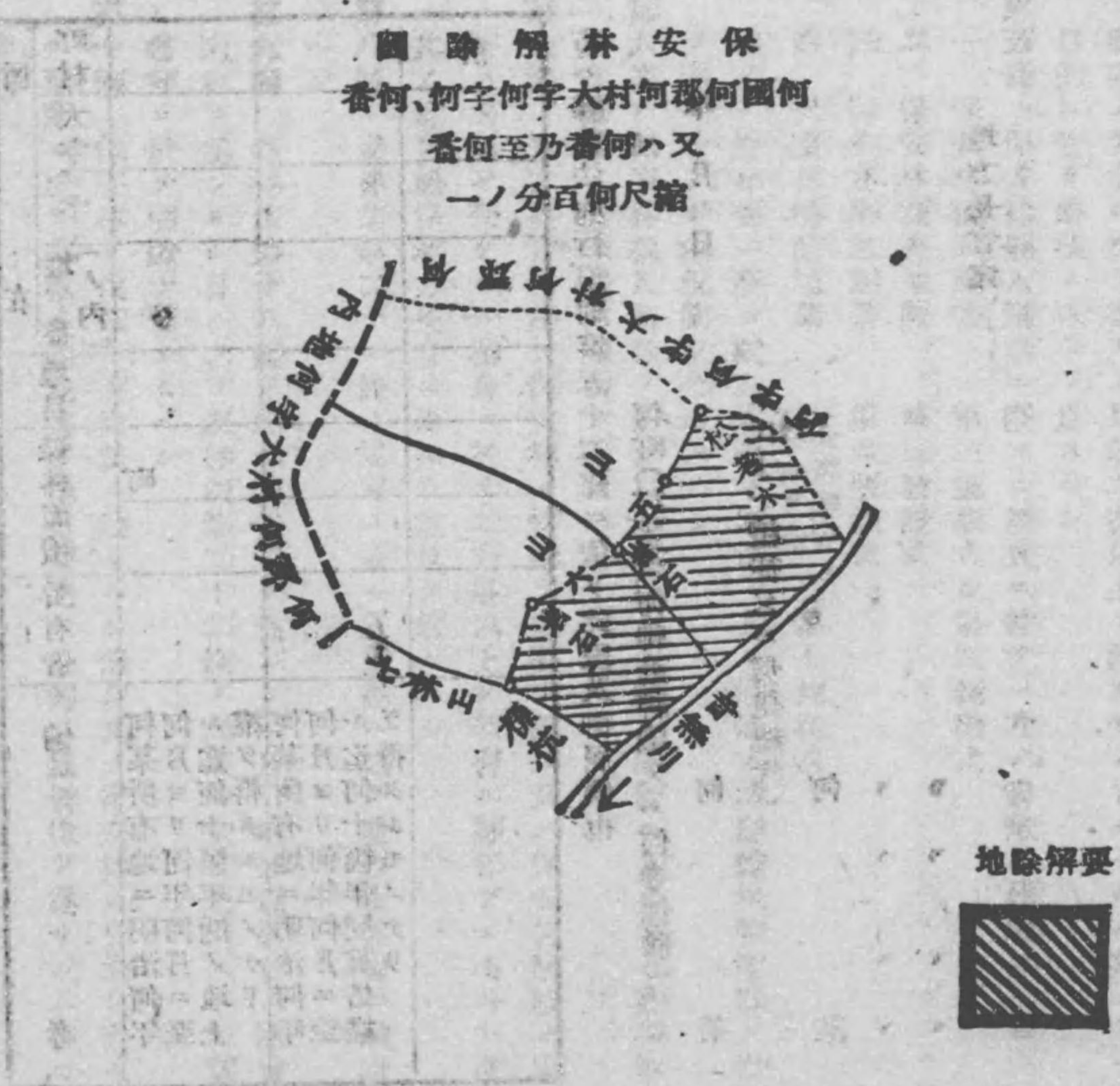


地入編要

〔山形縣〕

第八號様式

保安林解除圖
何國何郡何町(村)大字何字何番何
又ハ何字何番何至何



地除解要

注意
地番ノ一部ニ保ルトキハ編入スヘキ區域ノ境界ヲ判明ナラシムヘシ
第三編 保安 第十六章 森林

注意
解除スヘキ區域ノ境界ヲ判明ナラシムヘシ
四九九

森林火入許可證

年 月 日	許 可 箇 所	火入	
		期 日	火入 者
			者火入

火入者心得

一 火入者ハ火入ノ際此ノ證書ヲ携帶スヘシ
 一 火入者ハ兼メ火入期日ヲ火入箇所ニ接近
 セル森林ノ所有者若ハ管理者ニ通知スヘシ
 一 他ヘ延焼ノ虞アル箇所ハ相當ノ防火設備
 ヲ爲スヘシ
 一 火入ニ關シ森林官吏又ハ警察官吏ノ指
 アリタルトキハ其ノ指揮ニ從フヘシ

計	町	大字	字	地目	面積	所有者	備	考
				町			何 某 所有地ニ 明治何年 何月ニ至 ル 何 某 所有地ニ 明治何年 何月ニ至 ル 何 某 所有地ニ 明治何年 何月ニ至 ル 何 某 所有地ニ 明治何年 何月ニ至 ル	

右ハ森林法施行規則第五十二條ニ依リ此段及御届候也

何町(村)長(何神社神職又ハ何寺住職)

年 月 日

(氏子、檀徒又ハ信徒總代)

地方長官宛

〔山形書〕

●森林法施行手續

明治四十年十二月二十六日
農商務省訓令第三十號

〔山形書〕

- 第一條 森林法第十條第一項ノ規定ニ依リ施業方法ヲ指定セムトスルトキハ第一號様式及第二號様式ニ準シ施業方法及面積ヲ作成シ其ノ處分書ニ之ヲ添附スヘシ
- 第二條 地方長官兼森林法施行規則第六條ノ規定ニ依リ告示ヲ爲シタルトキハ選擇ナクテ森林所有者ニ通知スヘシ
- 第三條 地方長官ハ保安林ノ編入解除及森林法第三十二條ノ處分ニ關スル調査ヲ行フヘシ
前項ノ調査ハ利害關係顯著ナルモノヨリ急次之ニ着手スヘシ但シ保安林ノ編入解除ニ付申請アリタルトキ又ハ官廳ノ通知アリタルトキハ速ニ其ノ箇所ノ調査ヲ行フヘシ
- 第四條 保安林編入ニ關スル調査ハ其ノ編入ノ目的ニ依リ左ノ十二種ニ區分シテ之ヲ行フヘシ
 - 一 土砂坍止林
 - 二 飛砂防止林
 - 三 水害防備林
 - 四 防風林
 - 五 澗谷防備林
 - 六 類雪防止林
 - 七 崖石防止林
 - 八 水源涵養林
 - 九 魚附林
 - 十 目標林
 - 十一 衛生林

十二 風致林

- 一 前項ノ場合ニ於テ編入ノ目的二種以上ニ涉ルモノアルトキハ其ノ主ナル目的ニ依リ前項ノ區分ヲ爲スヘシ
- 第五條 保安林編入解除ニ關スル調査ニ付テハ左ノ書類ヲ作成スヘシ
 - 一 保安林編入調査書 第三號様式及第四號様式
 - 二 保安林調査地圖 第五號様式
 - 三 保安林解除調査書 第六號様式
 - 四 保安林解除地圖 (全部解除ノ場合ヲ除ク) 第七號様式
- 第六條 保安林編入解除ニ關シ二府縣以上ニ跨ル場合ニ在リテハ關係地方長官會議ノ上保安林調査ヲ爲スヘシ
- 第七條 地方長官ニ於テ保安林ノ解除ヲ必要ト認メ又ハ保安林解除ノ申請若ハ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ二府縣以上ノ利害ニ關係アルトキハ速ニ其ノ旨ヲ關係地方長官ニ通知シ意見ヲ求ムヘシ
- 第八條 森林法第二十一條ノ規定ニ依リ意見書ハ之ヲ地方森林會ニ送附スヘシ
- 第九條 森林法第十八條ノ通知及告示ヲ爲シタル日、地方森林會ノ開會及閉會ヲ爲シタル日ハ之ヲ森林法第二十二條ノ規定ニ依リ差出スヘキ關係書類ニ於テ明瞭ナラシムヘシ
- 第十條 保安林ノ伐採ハ擇伐法ニ依ルヘシ但シ其ノ保安林ノ目的ヲ害セサル程度ニ於テ林種ノ改良其ノ他必要ナル目的ノ爲シテ伐採ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第十一條 保安林ハ一箇所(編入調査ノ一筆)毎ニ施業ヲ爲サシムヘシ但シ其ノ保安林ノ目的ヲ害セスト認ムルトキハ二箇所以上ヲ併合シテ一施業

ヲ爲シシムルコトヲ得

第十二條 保安林一箇年間の伐採面積ハ輪伐制ヲ以テ立木地全面積ヲ除シ
キル商以内トシ隔年作業ニ在リテハ其ノ商ニ隔年ノ年數ヲ乗シタル積ヨ
リ大ナラシムルヲ得ス但シ伐採區域ハ擇伐ニ在リテハ伐採面積三倍以上
ナルヲ要ス

保青ノ爲メス木竹ノ伐採又ハ枯木竹、損木竹、危険木竹、若ハ支障木竹
ノ伐採ハ木竹伐採ノ禁止又ハ施行方法ノ指定ニ拘ラス之ヲ行ハシムルコ
トヲ得但シ其ノ保安林ノ目的ヲ害スル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 散生地、無立木地又ハ荒廢地タル保安林ハ可成速ニ造林セシム
ヘシ

第十四條 農商務大臣ニ於テ森林法第二十七條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタ
ルトキハ地方長官ニ之ヲ通知スヘシ

第十五條 森林法施行規則第十二條ニ依リ認可ノ申請書ニハ損害算定書ヲ
添附シ同規則第十八條ニ依リ認可申請書ニハ森林法第二十八條第三項但
書ノ規定ニ依リ負擔ノ要否及其ノ金額ヲ意見ヲ具スヘシ

第十六條 地方長官ハ保安林ニ付附設許可ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ
附屬ノ爲森林タルヲ失ハサルモノ、外之ヲ許可スルヲ得ス

第十七條 森林法第三十二條ノ規定ニ依リ處分ニ關スル調査ニ付テハ左ノ
書類ヲ作成スヘシ

- 一 附設制限(禁止)圖書
- 二 附設制限(禁止)地圖
- 三 附設制限(禁止)解除圖書
- 四 附設制限(禁止)解除地圖

第十八條 第六條及第七條ノ規定ハ森林法第三十二條ノ規定ニ依リ處分ニ
之ヲ準用ス

〔山形〕

附スルシテ

第二十七條 森林法第七條ノ規定ニ依リ命スル造林ノ完了年限ハ可成速
成シ見込ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 森林法第八條ニ於テ保安林ノ明治四十三年度末迄ニ之
ヲ調査シ森林法第三十二條第一項ニ於テ保安林ニシテ之ヲ農商務大臣ニ具申
スヘシ

第二十九條 左ノ各條ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ農商務大臣ニ具申
スヘシ

- 一 森林法第二十七條ノ規定ニ依リ制限、禁止若ハ指定ヲ爲スノ必要アリ
- 二 森林法第三十二條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ爲スノ必要アリト認
ムル場合ニ於テハ第三條第三款及第四條第三款ニ準シテ作成シタル圖
書ヲ添附スルコトヲ得
- 三 同法第三十二條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ爲スノ必要アリト認
ムル場合ニ於テハ第八條第三款及第九條第三款ニ準シテ作成シタル圖
書及第十條第三款ニ準シテ作成シタル圖書ヲ添附スルコトヲ得
- 四 第一條及第二條ノ制限禁止又ハ指定ヲ變更、解除スルノ必要アリト
認ムル場合ニ於テハ

第三十條 地方長官ニ於テ森林法第十條第一項、第三十四條又ハ第七
條第二項ノ規定ニ依リ造林ヲ行ハストキハ其ノ理由及左ニ掲タル
事項ヲ具シテ農商務大臣ニ報告スルコトヲ得

- 一 造林費ノ徵收ノ困難ニ由リ造林ノ困難ナルコト
- 二 造林費ノ徴收ノ困難ニ由リ造林ノ困難ナルコト
- 三 同法第十條第五項又ハ第七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ使用、變更
又ハ除却ノ許可ヲ與ヘ又ハ撤去ニ應ジタルトキ

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ其ノ理由ヲ具シ農商務大臣ニ報告スヘシ

- 一 森林法第七條第一項ノ規定ニ依リ府縣令ヲ發シタルトキ

第三編 保安 第十六章 森林

第十九條 森林法施行規則第十九條ノ告示アリタルトキハ地方長官ハ之ヲ
利害關係者ニ知ラシムル爲便宜ノ方法ヲ執ルヘシ

第二十條 森林法第四十條、第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ許可
ヲ與ヘ又ハ協議ニ應ジタルトキハ其ノ場合ニ於テ官廳ノ管理ニ關スル物件又ハ
現ニ公用ニ供スル物件ニ係ルモノアルトキハ其ノ物件ヲ管理スル官
廳又ハ管理者ニ協議ヲ爲スヘシ

第二十一條 森林法第七十二條ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ組合ノ解散ヲ
命セムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受タヘシ

第二十二條 森林法第七十六條ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ依リ警察官
等ニ於テ森林產物ニ使用スル記號又ハ印章ノ届出ヲ受理シタルトキハ之
ヲ所轄區域内又ハ其ノ附近ニ在ル小林区等又ハ帝室林野管理局支店出張
所ニ通知セシムヘシ其ノ届出ニ係ル記號、印章ノ變更又ハ其ノ使用禁止
ノ届出ヲ受理シタルトキ亦同シ

第二十三條 森林法第八十一條第一項ノ規定ニ依リ農類以外ノ動物又ハ農
畜ノ駆除豫防ニ關シ認可申請スル場合ニ於テハ申請書ニ左ノ各款ノ事
項ヲ記載シタル圖書ヲ添附スヘシ

- 一 動物又ハ農畜ノ名稱、其ノ方量
- 二 主ナル被害產物ノ種類並被害ノ状況
- 三 驅除豫防ノ方法

第二十四條 森林畜養等ノ蔓延隣接府縣ニ及ハムトスルノ虞アルトキハ其
ノ旨ヲ關係府縣ニ急報スヘシ

第二十五條 二府縣以上ニ涉リ畜養等蔓延シタルトキハ關係地方長官協定
シテ驅除豫防ヲ行フヘシ

第二十六條 森林法第七條ノ規定ニ依リ造林ヲ命セムトスルトキハ第十
五條第三款及第十六條第三款ニ準シ造林方法書及圖面ヲ作成シ其ノ處分書ニ

二 森林法施行規則第六條ノ規定ニ依リ告示ヲ爲シタルトキ

三 森林法第六十條ノ規定ニ基キテ府縣令ヲ發シタルトキ

四 同法第七十一條第二項ノ規定ニ基キテ府縣令ヲ發シタルトキ

五 同法第七十六條ノ規定ニ基キテ府縣令ヲ發シタルトキ

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ニ報告スヘシ

- 一 森林法第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ與ヘ又ハ變更ヲ命シタルトキ
- 二 此ノ場合ニ於テ該當スルストキハ其ノ施設案ヲ添附スヘシ
- 三 同法第十條第一項ノ規定ニ依リ施設ノ方法ヲ指定シタルトキ
- 四 此ノ場合ニ於テハ指定ヲ要スル理由ヲ具シ施設方法書ヲ添附スヘシ
- 五 同法第十條第二項、第三十三條又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ命
令ヲ發シタルトキ
- 六 此ノ場合ニ於テハ森林法第七條ノ規定ニ依リ造林命令ニ關スル
圖書ヲ添附スルコトヲ得
- 七 同法第十一條第一項、第三十四條又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ
執行シタル造林ヲ終了セルトキ

此ノ場合ニ於テハ造林費ノ徵收ニ關スル事項ヲ具シ第十八條第三款
ニ準シテ作成シタル造林事業實行書ヲ添附スヘシ

五 第三條又ハ第三條ノ指定又ハ命令ヲ變更解除シタルトキ

六 森林法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキ

七 同法第四十條、第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ使用、變更
又ハ除却ノ許可ヲ與ヘ又ハ撤去ニ應ジタルトキ

此ノ場合ニ於テハ其ノ理由、變更又ハ除却スヘキ物件、期間、時間、
目的ノ方法等ニ關スル重要ナル事項ヲ具シ且必要ニ應ジ事業計劃

一、前條ニ依リ許可ヲ受ケタル後其ノ目的事業方法其ノ他申請書ニ記
 載ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳示シテ許可ヲ受ケル
 第六條 保安林所有者ハ十年以内ノ期間ニ於テハ保安林ノ範圍ヲ受ケル
 第七條 保安林ノ範圍ヲ受ケル者ハ保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ
 第八條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第九條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十一條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十二條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十三條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十四條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十五條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十六條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ

(山形管)

●森林法施行規則

明治四十四年八月三十一日
山形縣令第五十二號

一、前條ニ規定スル保安林者等ノ保護防衛及命ヲ救フ自ラ之ヲ行ヒ
 此ノ場合ニ於テハ保安林ノ名稱、方言、主ナル被産物ノ種類、被
 産物ノ状況、保護防衛ノ方法ニ關スル事項ヲ具スルハ保安林ノ
 保安林法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (明治四十一年一月一日ヨリ施行)
 (兼式略ス)

第一章 森林管理
 第一條 森林法施行規則第二條第一項ノ認可申請期間ハ認可ヲ受ケル
 實發生ノ日ヨリ二箇月以内トス
 第二條 森林法施行規則第三條第一項ノ届出期間ハ届出ヲ爲スル
 生ノ日ヨリ三箇月以内トス
 第三條 森林法第九條第一項ニ依リ施業案若ハ施業要領ノ認可ヲ受ケル
 コトヲ命ゼラレタル者ハ其ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ六箇月以内ニ第一號
 若ハ第二號様式ニ依リ申請ヲ爲スルハ同條第二項ニ依リ其ノ變更ヲ命
 ラレタル者亦同シ
 第四條 森林法第二十條但書、第二十五條第二項又ハ第二十六條ノ規定ニ
 依リ木竹ノ伐採其ノ他作業ノ許可ヲ得ムトスル者ハ第三號若ハ第四號様
 式ニ依リ着手三箇月以前ニ申請ヲ爲スルハ但シ認可ヲ受ケタル施業案ニ
 依リ木竹ノ伐採ハ此ノ限リニ在ラス
 森林法第二十七條ニ依リ施業方法ヲ指定セラレタル者其ノ施業ヲ爲サム
 トスルハ本條ニ依リ許可ヲ受ケルハシ

(山形管)

第五條 前條ニ依リ許可ヲ受ケタル後其ノ目的事業方法其ノ他申請書ニ記
 載ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳示シテ許可ヲ受ケル
 第六條 保安林所有者ハ十年以内ノ期間ニ於テハ保安林ノ範圍ヲ受ケル
 第七條 保安林ノ範圍ヲ受ケル者ハ保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ
 第八條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第九條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十一條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十二條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十三條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十四條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十五條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 第十六條 保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ

一、本籍、住所、氏名、年齢
 二、記載、印章ノ形状又ハ印影
 前項第一號ノ事項ニ異同ヲ生シ又ハ記載印章ノ使用ヲ廢止シ若ハ使用者
 死亡シタルトキハ十日以内ニ之ヲ第一項ニ掲ケタル警察官署ニ届出ヘシ
 但シ死亡ノ場合ニ在リテハ戸籍法ニ依リ届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ
 前項印章ノ使用ヲ廢止シタル者ハ遺棄ノ事ヲ證明シタル後ニ之ヲ警察官
 署ニ届出ヘシ
 第十二條 他人ノ届出タル記載印章同一又ハ類似ノ記載印章ハ之ヲ使用
 スルコトヲ禁止ス
 第十三條 前項禁止ノ處分ニ從ハサル者及第十條第十一條第一項ニ違背
 シタル者ニ對シ木竹材ノ運搬ヲ停止スルコトヲ得
 第十四條 第十條ノ警察官署ハ第七條、第八條様式ノ帳簿ヲ設ケ木竹材取引
 ノ都度届出ノ場所、種類、數量及仕向先ヲ記載スヘシ
 第十五條 保安林、原野、山岳、荒廢地又ハ之ニ接近セル土地ニ於テ火
 火ヲ爲シ炬火ヲ携帶シ其ノ他火氣ヲ弄スルコトヲ得ス
 第十六條 保安法第七十八條第一項ニ依リ火入ヲ爲スコトヲ得ルハ左ノ場
 合ニ限ル
 一、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 二、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 三、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 四、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 五、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 六、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 七、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 八、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 九、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十一、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十二、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十三、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十四、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十五、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ
 十六、保安林ノ範圍外ニ於テハ保安林ノ範圍内ニ於テハ保安林ノ

五、防火救護設備ノ方法及其ノ備置ハハ
 六、森林救護隊及救護器具ノ備置ハハ
 七、森林救護隊ノ訓練ハハ
 八、防火救護隊ノ出動ハハ
 九、防火救護隊ノ任務ハハ
 十、防火救護隊ノ組織ハハ
 十一、防火救護隊ノ人員ハハ
 十二、防火救護隊ノ器材ハハ
 十三、防火救護隊ノ費用ハハ
 十四、防火救護隊ノ監督ハハ
 十五、防火救護隊ノ懲罰ハハ
 十六、防火救護隊ノ獎勵ハハ
 十七、防火救護隊ノ職權ハハ
 十八、防火救護隊ノ責任ハハ
 十九、防火救護隊ノ地位ハハ
 二十、防火救護隊ノ名稱ハハ

四、救護隊員ノ請求ヲ爲スルハハ
 二十一、森林組合ヨリ差出ス書面ハ市長ヲ經由スヘシ
 二十二、本則又ハ本則ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキハ其ノ許
 可ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
 二十三、第一條乃至第五條、第七條、第十條、第十一條第一項、同條
 第二項、第十二條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第三項第四項、
 第十六條乃至第十八條ニ違反シタル者並第十二條第二項及前條停止ノ命
 令ニ従ハサル者ハ森林法ニ依リ處罰セラルヘキ者ヲ除ク外拘留又ハ科料
 一處ニ依リ處罰セラルヘシ
 二十四、森林所有者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他
 ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指掌ニ出テサルノ故ヲ以
 テ處罰セラルコトヲ得ス
 二十五、本則ニ依リ差出す書面ニ添付スヘキ圖面ハ特ニ規定シタルニ
 ノ外第九條ニ依リ之ヲ圖製スヘシ
 二十六、本則ハ明治四十四年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
 第一條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二條 (市)町(村)大字、字、地番、地目
 第三條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第四條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第五條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第六條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第七條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第八條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第九條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十一條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十二條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十三條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十四條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十五條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十六條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十七條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十八條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第十九條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十一條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十二條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十三條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十四條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十五條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十六條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十七條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十八條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第二十九條 公有(社寺有)林地農業認可申請
 第三十條 公有(社寺有)林地農業認可申請

明治何年何月調査

所 在	字 號	面積		樹種及混生割合	平均年輪	材積	備 考
		立木地	未立木地				
何野村大字何	第一	一五、六五〇〇	二、五六〇〇		五五	一五、六五〇〇	
		計	二、五六〇〇			計	
同上	第二	一五、六五〇〇	二、五六〇〇			一五、六五〇〇	
		計	二、五六〇〇			計	
						一五、六五〇〇	
						二五、九八〇〇	
						四一、六三〇〇	
		合				計	

〔山形縣〕

乙種格式

何那何村有林施業基案

甲用材林
乙薪炭林
丙竹中林
林

調査員 何 某

明治何年何月調査										
方法	要領	明治三十四年		明治三十五年		伐採	平均年	材積	林地面積	備考
		材積	歩合	材積	歩合					
							五五	一五、六五〇〇	アカマツ	
							九五	七、八六〇〇	ヒノキ	
								二、三、五一〇〇		
								三、四、一五〇〇		
							一五	一七、〇七五		
								一七、〇七五		
								四、七三〇		
								四、七三〇		
								五七、六六〇〇		
								四一、三八五		
								計		

〔山形書〕

丙種様式

何那何村有林施業基案 甲 立木地 (乙未立木地)

〔山形書〕

明治何年何月調査										
方法	要領	明治三十四年		明治三十五年		伐採	平均年	材積	林地面積	備考
		材積	歩合	材積	歩合					
							五五	一五、六五〇〇	アカマツ	
							九五	七、八六〇〇	ヒノキ	
								二、三、五一〇〇		
								三、四、一五〇〇		
							一五	一七、〇七五		
								一七、〇七五		
								四、七三〇		
								四、七三〇		
								五七、六六〇〇		
								四一、三八五		
								計		

甲種様式
一、面積一ハ立木地、未立木地及除地ニ區別シテ各其ノ面積ヲ記載ス
二、樹種及直径歩合欄ニハ樹種名ヲ併記シ直径歩合ハ十分率ヲ以テ記載ス
三、平均年齢欄ニハ平均年齢ヲ記載ス

乙種様式
一、面積一ハ立木地、未立木地及除地ニ區別シテ各其ノ面積ヲ記載ス
二、樹種及直径歩合欄ニハ樹種名ヲ併記シ直径歩合ハ十分率ヲ以テ記載ス
三、平均年齢欄ニハ平均年齢ヲ記載ス
四、材積欄ニハ材積ノ即チ十二立方尺ノ積ヲ以テ計算記載ス
五、樹種欄ニハ樹種、土性、土質及林況又ハ材積調査方法等ヲ記載ス
六、將來施業要略欄ニハ輪伐制、作業種類、作業方法其ノ他一切ノ施業ニ關スル事項ヲ記載ス

乙 第一號式

- 一、伐採種類ニハ皆伐又ハ擇伐等伐採ノ種類ヲ記載スヘシ
- 二、伐採時期ニハ其ノ森林ノ伐採年數ヲ記載スヘシ
- 三、伐採歩合額ニハ全林木ニ對スル伐採木ノ歩合ヲ百分率ニテ記載スヘシ
- 四、補植額ニハ一箇年分及十箇年ノ伐採面積及伐採材積等ヲ記載スヘシ
- 五、施業方法額ニハ伐採種類、伐採方法作業上制限事項等ヲ記載スヘシ

丙 第二號式

- 一、面積額ニハ人工新植ニ依リ造林及天然下種萌芽ニ依リ造林ニ區別シテ實際造林シタル面積ヲ記載スヘシ
- 二、本敷額ニハ人工造林ニ依リ爲シタル新植、補植ノ本敷ヲ記載スヘシ
- 三、手入れ額ニハ植養後保護、管理ヲ行フヘキ面積ヲ記載スヘシ
- 四、備考欄ニハ造林種類、方法及保護管理方法等ヲ記載スヘシ

第一號及第五號式附圖



〔山形書〕

第二號式

- 一、公有(社寺有)林施業要領可申請ノ林地
- 何縣何郡何村大字何字何番地何町何段歩何ノ面積額及何種ノ林木ニシテ實地ハ何箇箇地ニ分ルモ相待テ施業ヲナスヘキ見込ナリ本林地ハ未ダ實測ヲ了セサルニ依リ面積ハ土地直積又ハ見込ニ依リ之ヲ揚メ云々
- 二、施業地面積
- 何百何十町歩(別紙圖書色ノ箇所)
- 但シ全面積何百何十町何段歩ノ内何町何段歩ハ岩石ニシテ事業ヲ行フコト能ハス又何十町何段歩ハ株草叢等ノ採取地トシテ樹木ヲ成立セシムル事能ハス其ノ他何町何段歩ハ何々ニシテ採取地トナルニヨリ實際施業シ得可キ面積ハ本文ヲ過リ
- 三、現在ノ地況
- 本林地ハ何々村ヲ屬シ約何里何町何段歩至便ニシテ其ノ地勢概シテ峻ナラス(峻險或ハ一部絶險其ノ他云々)其ノ地盤ハ多ク南方ニ傾キ稍々乾燥ノ虞アリ土性ハ花崗質ノ壤土ニシテ深ク砂及腐相又ハ何々ノ造林ニ適ス其ノ他ハ云々
- 四、現在ノ林況及樹種
- 施業地中約二十町歩ハ山毛櫨、楡ノ混生林ニシテ其ノ林齡五十年ナルモ明治何年何月水源涵養ノ目的ヲ以テ保安林ニ編入セラレ何十町歩ハ數年前ノ伐採跡地ニシテ現時樹種、果樹ノ雜樹叢生シ其ノ間ニ杉ノ天然生老幹ヲ散立ス幾何十町歩ハ云々
- 五、舊來ノ慣行

〔山形書〕

本林地ハ株草下草ノ採取其ノ他何々ノ慣行アルカ故ニ全林地ニ對シ樹林ノ成立セルコト能ハス或ハ何々ノ何々ヲナスコト能ハサル等施業上重大ノ關係ヲ及ボスヘキ慣行事項ヲ記載スヘシ

六、舊來ノ慣行

(一)現在保安林何町何段歩指定ノ命令條件ニ基キ植栽ヲ行フ見込ナ

(二)保安林以外ノ土地何町何段歩ニ對シテハ明治何年ヨリ明治何年ニ至ル間何種ノ樹木ヲ植栽シテ何町何段歩ニ對シテ其ノ立木ヲ伐採分シ其ノ跡地ニ杉及ヒ桐ノ樹林ヲ仕立タル見込ナリ或ハ施業地ノ内何々及何々ニ於ケル面積何町何段歩ハ將來赤松ノ單植造林ヲ仕立タル見込ナリ以テ明治何年ヨリ何箇箇年間ノ期シ毎年引續キ何町何段歩新植ヲナス見込ナリ或ハ何々ノ内山林何町何段歩ニ對シテ面積何町何段歩ハ輪伐跡何十年ノ蓄林作業ヲ行フ見込ニシテ明治何年ヨリ毎年面積何町何段歩伐採シテ其ノ跡地ニ樺或ハ榿ノ樹林ヲ植栽シテ改良ヲ行フ見込ナリ或ハ何々ノ何々ニ對シテ面積何町何段歩ハ現在ノ山毛櫨ノ混生林作業ヲ行フ見込ニシテ輪伐跡何十年トシ毎年(又ハ隔年)面積何町何段歩伐採シ其ノ跡地ハ天然更新法ニ依リ樺或ヒ榿ヲナス見込ナリ其ノ他云々

(三)本施業實施方法ニ基テハ別ニ條例又ハ規程ヲ設ケ(或ハ別條例例又ハ規程ニ依ルモノトス)

七、保護上ノ施設

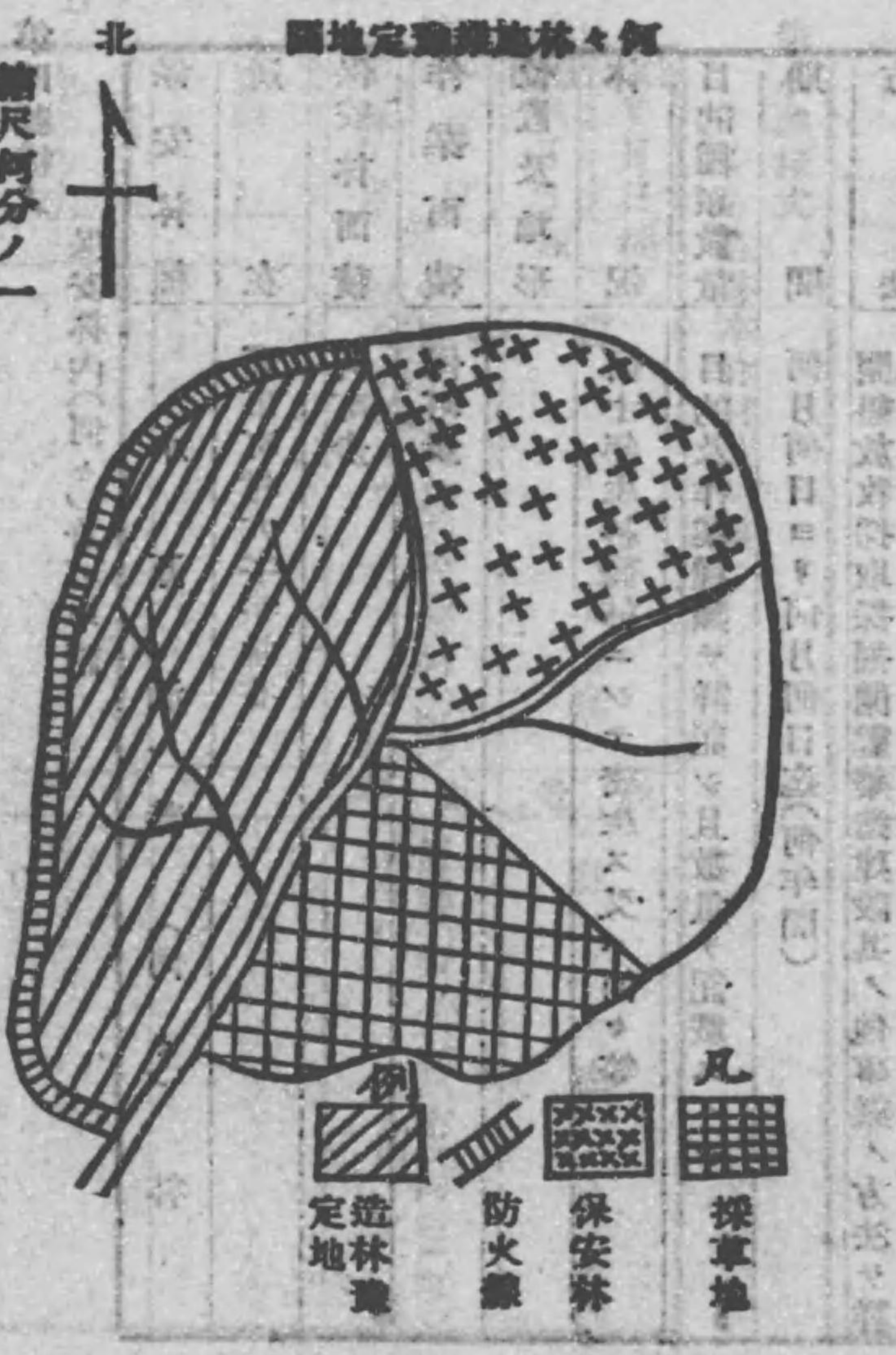
東北原野ニ對スル境界ニハ幅何尺深何尺ノ溝ヲ掘下其ノ内方ニ幅何尺高何尺ノ土堤ヲ造リ防火ノ設備ヲ爲ス又ハ森林看守人何人ヲ置キ取締ヲサセヨシ見込ナリ其ノ他云々

讀者之施業要領編成致候間御覽可相成度此段申請候也

何々林土地明細書

町村	大字	字	地番	地目	面積	所有者
計						
合計						

住所 氏名 名印



第三編 保安 第十六章 森林

第三號樣式

保安林伐木許可申請書

種別	土砂打止林 (何々)
所在地	那市町村大字地番
伐木面積	何町歩
立木地全面積	何町歩
伐採方法	點狀採伐 (別紙採伐、手入間伐、被覆木伐採、一部採伐) 何段歩 (薪炭林ニ在リテハ採伐區域ノ記載ヲ要セズ)
伐採區域	何段歩ニシテ其ノ區域ハ別紙圖面ノ通
伐採面積	何町歩
樹種樹齡	アカマツ (何十年何本) シリ (何十年) 何十年乃至何十年 (何本) (薪炭林ニ在リテハ平均樹齡ヲ記載スル本數ノ記載ヲ要セズ)
採期	「アカマツ」何尺「シリ」何尺
採地施業方法	何月何日着手何月何日終了
跡地造林方法	何町歩ハ杉何本赤松何本付町歩ハ榎ナ保護シテ萌芽セシム

右之通伐木面積與圖面所相成度圖面相違此處申請候也
 (知事) 保安林所有者 氏 名印
 年月日

〔備考〕 (實測附)

土地ノ立木竹ノ所有者與ナルトキハ雙方選擇ヲ要ス以下第四號第五號樣式同前ニシテハ實測ニ依リテ實測面積ヲ記載スルニ依リテ合併施業ヲ爲ス場合ハ所有者連署ヲ要ス

〔山形書〕

第四號樣式

保安林内(何々)許可申請書

保安林種別	水原酒造 (何々) 林
所在地	那市町村大字地番
保安林面積	何町歩
作業面積	何町歩
位置及地形	何町歩
林況	何十年生杉樹林ニシテ密生ス又ハ何々等
目的種類數量	目的及作業種類ヲ詳記シ且數量ヲ記載スヘシ
採期	何月何日ヨリ何月何日迄(何年間)
方 法	開墾放牧採取採種開墾築造建設其ノ他事業ノ方法ヲ詳記スヘシ
跡地施業方法	

右許可相成度此段申請候也
 (知事) 保安林所有者 氏 名印
 年月日

〔備考〕 (圖面附)

保安林施業承認申請書
 那市町村大字地番

五二二

〔山形書〕

第三編 保安 第十六章 森林
 第三號樣式
 保安林伐木許可申請書

地名地番	那市町村大字地番地目
全段別	土地面積ノ段別 (實測シタルモノアルトキハ其ノ實測段別共) ナ記スヘシ
位置	何町(上)流何川(左)岸又ハ何河(河)何町(市)何村(町)何段歩
地 形	何河(河)何町(市)何村(町)何段歩
林 況	現存スル木竹又ハ雜産物ノ種類、數量林齡ヲ記スヘシ
従來慣行	従來伐木ノ慣行又ハ採草等ノ採取ニ關スル慣習ヲ記スヘシ
開墾目的	田、畑、宅地、築道、築堤、坑口開墾、小屋掛、土砂捨場等開墾ノ目的ヲ記スヘシ
事業方法	伐木ノ刈割、盛土、切取等ノ程度及道路、溝渠、酒池等ノ新設其ノ他事業ノ方法ヲ詳記スヘシ
事業期間	何年何月着手何年何月成功ト記スヘシ

第六號樣式
 森林開墾許可申請書

右之通伐木面積與圖面所相成度圖面相違此處申請候也
 (知事) 保安林所有者 氏 名印
 年月日

〔備考〕 (實測附)

土地ノ立木竹ノ所有者與ナルトキハ雙方選擇ヲ要ス以下第四號第五號樣式同前ニシテハ實測ニ依リテ實測面積ヲ記載スルニ依リテ合併施業ヲ爲ス場合ハ所有者連署ヲ要ス

右許可相成度圖面(一部)適合ハ實測圖(相違此段申請候也)
 住 所

第三編 保安 第十六章 森林

第七號樣式
 森林木竹材仕入帳

仕入年月日	種別	數量	仕入元
何年何月何日	何種(何町(市)何村(町)何段歩)	何百何町何段歩	何町(市)何村(町)何之誰

第八號樣式
 森林木竹材仕出帳

仕出年月日	種別	數量	仕出先
何年何月何日	何種(何町(市)何村(町)何段歩)	何百何町何段歩	何町(市)何村(町)何之誰

五二二

第九節 式

何部(市)何村(町)大字何字何山林



● 森林警察ニ關スル法令取扱心得

明治四十五年四月 訓第五號

第一條 警察官署ハ第一號樣式ノ圖章印軍ヲ備ヘ罰則第十一條ニ依リ...

〔山形警〕

〔山形警〕

一、保安林

- 二、森林法第十三條ノ禁止又ハ制限ヲ受ケタル箇所
三、森林法第二十條ニ依リ保安林編入ノ手續中ニ保ル箇所
第六條ノ規定ニ依リ保安林編入ノ手續中ニ保ル箇所...

第三編 保安 第十六章 森林

因シ、印軍ノ使用ヲ禁止スルトキハ第二號樣式ニ依ルヘシ
同條第二項ニ依リ木竹材ノ運搬ヲ停止スルトキハ第三號樣式ニ依ルヘシ

一、(口)(イ) 造林ノ爲メ行フ場合ニ在リテハ
二、(口)(イ) 容積率検査ノ場合ニ在リテハ
三、(口)(イ) 界線ヲ行フ場合ニ在リテハ
四、(口)(イ) 火入ノ見込區域十町歩ヲ超ユル箇所

後ニ於テ風上ニ著手セシムヘシ傾斜地ヲ横斷スル場合ハ前項ニ準シ上方
ヨリ著手セシムヘシ
第十二條 日出前及日没後ニハ火入ヲ爲サシムヘカラス故ニ大面積ノ火入

Table with columns for '出年月日' (Issue Date), '印章又ハ記號' (Seal or Mark), and '本署(住所)香地身分職業' (Office/Residence, Name, Status, Occupation). Includes a section for '第二號樣式(半紙)' (Form No. 2, Half-sheet paper).

● 森林警察官取扱心得
命令書
山形縣森林警察官
大正二年四月二十日
住身身分職業
氏 名
五二五

第一號式 市町村長ハ其ノ管內ノ森林標柱ノ位置圖香號ヲ記入スヘシ

第三號式 市町村長ハ其ノ管內ノ森林標柱ノ位置圖香號ヲ記入スヘシ

市町村何香地ニ在ル何、何本ハ何號(印章)ヲ使用セザルニ依リ(何)

Table with columns for forest type, location, and registration details.

●森林標柱管理規程

大正二年四月二十五日 山形縣令第五十號

第一條 本規程ニ於テ森林標柱ト稱スルハ公有地所有地及私有地ノ森林標柱保護

第六條 市町村長ハ其ノ管內ノ森林標柱ノ位置圖香號ヲ記入スヘシ

Table with columns for forest type, location, and registration details.

〔山形縣〕

注意

- 一、用紙ハ美濃紙トス
二、圖面ハ別ニ整理シ標柱位置圖香號ヲ記入スヘシ
三、閉禁禁止地又ハ閉禁限地ニ在リテハ本規程中保安林標柱香號ヲ閉禁禁止地若ハ閉禁限地ト改ムヘシ

森林標柱現況報告

Main table for forest pillar status report with columns for location, type, and status.

右報告書也

市町村 長岡

●森林法ヲ適用セザル土地ニ火入ヲ爲ス者ニ關スル件

明治四十一年二月 山形縣令第二十四號

森林法ヲ適用セザル土地ニ火入ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ火入地

- 一 本籍、住所、氏名、年齢
二 火入ノ目的

第三編 保安 第十六章 森林

- 三 火入ノ期日
四 火入個所ノ地目、段別及字、香號並四至ノ境界ヲ見ルヘキ略圖
五 防火線設備ノ方法及番人ノ員數
本令ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三編 保安 第十七章 度量衡及土地測量

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク
ノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲ニ所持スルコトヲ得ス
一 檢定標印ヲキモ
二 修補ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セザルモノ
三 變造シタルモノ
四 檢定ノ期日ハ公定以上ノ差狂ヲ生ジタルモノ
五 命令ヲ定ムル機關ヲ具備セザルモノニ至リタルモノ
第八條之二 度量衡器ニ非ザルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ
計量ノ爲ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲ニ所持スルコトヲ得ス
第八條之三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ
實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ
販賣ノ爲ニ所持スルコトヲ得ス
第九條 度量衡器ニ依ル正味量ノ表記ト非ナルコト明ナル場合
計量ノ爲ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲ニ所持スルコトヲ得ス
第十條 度量衡器ノ製作、修補、取替及其ノ使用ノ制限並ニ檢定ノ計量ノ
取替ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十一條 官定度量衡器ノ取替又ハ度量衡ノ計量ノ取替ノ爲ニ必要アリト
認ムルトキハ店舗、工場其ノ他ノ場所ニ檢査スルコトヲ得

〔山形縣〕

〔山形縣〕

證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品
ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其
ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ自己
ノ指彈ニ出テサレノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
第十七條 度量衡器ノ製作、修補若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ
證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品
ヲ販賣スル者、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ
發シタル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營
業ニ關シ成年者同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第十八條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス
第十九條 明治三十三年法律第五十二條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發
シタル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
第二十條 第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前
條ハ命令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス
第二十一條 本法中罰則ニ關スル規定ハ公府所ニ之ヲ適用セス
第二十二條 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二十三條 明治三十二年六月勅令第六十八號ヲ以テ
四年七月二日ヲ起ス
刑務施行法第二十五條第一項第三號中「第七節及ヒ」ヲ削ル
本法施行前ニ於ケル度量衡器ノ製作、修補又ハ販賣ノ業ヲ營ム命令ノ定ムル
所ニ從ヒ其ノ效力ヲ有ス
七月一日ヨリ施行
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
七月一日ヨリ施行
從來慣用ノ度量衡ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用ウルコトヲ

第三編 保安 第十七章 度量衡及土地測量

官定度量衡ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ捜査ナバシ又
ハ懲罰ノ事實ヲ證明スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得
第十一條 官定度量衡ノ製作、修補又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ハ本法又ハ本法ニ基
キテ發シタル命令ニ違反シ又ハ官定度量衡器ノ破毀シ其ノ他取替上必要
處分ヲ爲スコトヲ得
第十二條 官定度量衡ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ
表記正味量カ實量ヲ超過スルモノヲ表記更正シ又ハ消去シ其ノ他取締
上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第十三條 度量衡器ノ製作、修補又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ハ本法又ハ本法ニ基
キテ發シタル命令ニ違反シ又ハ官定度量衡器ノ破毀シ其ノ他取替上必要
處分ヲ爲スコトヲ得
第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器ノ製作、修補又ハ販賣ノ業ヲ營
ム者
二 度量衡器ノ製作、修補又ハ販賣ノ業ヲ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者
第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
一 第五條ノ二ニ違反シタル者
二 官定度量衡ノ罰則ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ官定度量衡ノ職務執行
拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者
第十六條 度量衡器ノ製作、修補若ハ販賣ノ業ヲ營ム者、業務上取引若ハ

得
本法施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器又ハ計量器ニシテ第三條第一項ノ規定
又ハ同條第二項若ハ第四條ニ基キテ發シタル命令ニ依リ度量衡又ハ計量ノ單
位ニ依ラザルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ檢定ノ效力ヲ失ハシ
ムルコトヲ得

●度量衡法施行令

明治四十二年六月二十五日 勅令第六十九號
大正五年勅令第一二七號、九年第一九二號、一〇年第一七六號、二二年第一〇〇號、
一三年第一一七號、昭和三年第二二九號、七年第八二號、八年第三二二號、第三三
八號、九年第一六號、一四年第一八號

- 第一條 土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用ウル度量衡ニ付テハ度
量衡法第三條第一項ノ規定ニ依リノ外尙其ノ名稱命位ヲ定ムルコトヲ得
如左
土地又ハ水面ノ面積
百平方メートル
百アール
ヘクタール
海面ニ於ケル長
千八百五十二メートル
液體、瓦斯體、粒狀物又ハ粉狀物ノ量
リットルノ千分の一

第三編 度量衡

第廿一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第廿二條 明治三十年勅令第百十六號ニ依ル檢定印ニシテ左ノ度量衡器ニ附シタルモノ及效力ヲ失ハル檢定印ニ係ルモノハ其ノ證書ナキモノト看做ス

五厘未満又ハ「ミリメートル」未満ノ目盛アル度量器

五毛以下又ハ「ミリグラム」以下ノ分銅

第廿三條 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニシテ化學用度量器「メートル」又ハ水銀「メートル」ニ在リテハ明治四十二年十二月三十一日迄、「ヤード、ポンド」法度量衡器ニ在リテハ明治四十四年六月三十日迄度量衡法第八條ノ規定ヲ適用セズ但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ官吏ヲシテ明治四十四年六月三十日迄前項ノ「ヤード、ポンド」法度量衡器ヲ檢査シ之ニ合格シタルモノハ檢定印ヲ附セシムルニ付シテ但シ瓦新「メートル」及水銀「メートル」ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ檢査ハ之ヲ檢定ト看做ス

〔山形書〕

〔山形書〕

第廿四條 度量衡法第八條ノ規定ニ依リ第十條第一項ノ規定ニ依リ合格ト爲タル度量衡器又ハ計量器ニ在リテハ第三條又ハ第四條ノ公定ノ二種ノ計量器ニ依リ檢定ノ規定ニ依リ檢定印ナキモノト看做ス又ハ計量器ニ在リテハ第十條第一項ノ規定ニ依リ檢定印ナキモノト看做ス又ハ計量器ニ在リテハ第十條第一項ノ規定ニ依リ檢定印ナキモノト看做ス

第廿五條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第廿六條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第廿七條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第廿八條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第廿九條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十二條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十三條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十四條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十五條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十六條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十七條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十八條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第三十九條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十一條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十二條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十三條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十四條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十五條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十六條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十七條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十八條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第四十九條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第五十條 本令施行前檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル證書ハ之ヲ檢定印ト看做ス

第一表	度量衡器	(甲)メートル法度量衡器
(1) 尺	尺	尺
(2) 寸	寸	寸
(3) 分	分	分
(4) 釐	釐	釐
(5) 毫	毫	毫
(6) 絲	絲	絲
(7) 忽	忽	忽
(8) 微	微	微
(9) 纖	纖	纖
(10) 沙	沙	沙
(11) 渺	渺	渺
(12) 漠	漠	漠
(13) 莽	莽	莽
(14) 虀	虀	虀
(15) 粉	粉	粉
(16) 沙	沙	沙
(17) 渺	渺	渺
(18) 漠	漠	漠
(19) 莽	莽	莽
(20) 虀	虀	虀
(21) 粉	粉	粉
(22) 沙	沙	沙
(23) 渺	渺	渺
(24) 漠	漠	漠
(25) 莽	莽	莽
(26) 虀	虀	虀
(27) 粉	粉	粉
(28) 沙	沙	沙
(29) 渺	渺	渺
(30) 漠	漠	漠
(31) 莽	莽	莽
(32) 虀	虀	虀
(33) 粉	粉	粉
(34) 沙	沙	沙
(35) 渺	渺	渺
(36) 漠	漠	漠
(37) 莽	莽	莽
(38) 虀	虀	虀
(39) 粉	粉	粉
(40) 沙	沙	沙
(41) 渺	渺	渺
(42) 漠	漠	漠
(43) 莽	莽	莽
(44) 虀	虀	虀
(45) 粉	粉	粉
(46) 沙	沙	沙
(47) 渺	渺	渺
(48) 漠	漠	漠
(49) 莽	莽	莽
(50) 虀	虀	虀
(51) 粉	粉	粉
(52) 沙	沙	沙
(53) 渺	渺	渺
(54) 漠	漠	漠
(55) 莽	莽	莽
(56) 虀	虀	虀
(57) 粉	粉	粉
(58) 沙	沙	沙
(59) 渺	渺	渺
(60) 漠	漠	漠
(61) 莽	莽	莽
(62) 虀	虀	虀
(63) 粉	粉	粉
(64) 沙	沙	沙
(65) 渺	渺	渺
(66) 漠	漠	漠
(67) 莽	莽	莽
(68) 虀	虀	虀
(69) 粉	粉	粉
(70) 沙	沙	沙
(71) 渺	渺	渺
(72) 漠	漠	漠
(73) 莽	莽	莽
(74) 虀	虀	虀
(75) 粉	粉	粉
(76) 沙	沙	沙
(77) 渺	渺	渺
(78) 漠	漠	漠
(79) 莽	莽	莽
(80) 虀	虀	虀
(81) 粉	粉	粉
(82) 沙	沙	沙
(83) 渺	渺	渺
(84) 漠	漠	漠
(85) 莽	莽	莽
(86) 虀	虀	虀
(87) 粉	粉	粉
(88) 沙	沙	沙
(89) 渺	渺	渺
(90) 漠	漠	漠
(91) 莽	莽	莽
(92) 虀	虀	虀
(93) 粉	粉	粉
(94) 沙	沙	沙
(95) 渺	渺	渺
(96) 漠	漠	漠
(97) 莽	莽	莽
(98) 虀	虀	虀
(99) 粉	粉	粉
(100) 沙	沙	沙

第三編 度量衡 第十七章 度量衡及體積測量

種類	全長	公差	公差	公差
五	五	五	五	五
〇、五ミリグラム	二	二	二	二
〇、〇一ミリグラム	五	五	五	五
〇、〇二ミリグラム	十	十	十	十
〇、〇五ミリグラム	二十	二十	二十	二十
〇、一ミリグラム	五十	五十	五十	五十
〇、二ミリグラム	一百	一百	一百	一百
〇、五ミリグラム	二百	二百	二百	二百
一ミリグラム	五百	五百	五百	五百
二ミリグラム	一千	一千	一千	一千
五ミリグラム	二千	二千	二千	二千
一〇ミリグラム	五千	五千	五千	五千
五〇ミリグラム	一万	一万	一万	一万

(五) 乳脂計

第三表 度量衡器ノ公差

(甲) メートル法度量衡器

(一) 度器ノ公差

種類	全長	公差	公差	公差
二分ノ一ミリメートルヲ超エタル目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上
五分ノ一ミリメートル以下目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上
五分ノ一ミリメートル以下目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上
五分ノ一ミリメートル以下目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上
五分ノ一ミリメートル以下目盛アル直尺、曲リ尺及疊尺	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上	五アシメートル以上

〔山形特〕

〔山形特〕

種類	全長	公差	公差	公差
全長二十メートル未満ノ度器	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一以上
全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿
全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ二分ノ一未滿
全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ四分ノ三未滿	全長ノ四分ノ三未滿
全長二十メートル以上ノ度器	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三以上

種	分	類	長	公	差				
						差			
山ノ尺及墨尺	一尺以上	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、五毛ヲ加ヘ四厘ニ至リテ止ム	一分	公	差				
						三三三	三三三	三三三	三三三
						三三三	三三三	三三三	三三三
鋼線製巻尺	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二厘	公	差				
						三三三	三三三	三三三	三三三
						三三三	三三三	三三三	三三三
全長六十尺未満ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一	公	差				
						全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一	公	差
						全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一	公	差
						全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三	公	差
全長六十尺以上ノ度量器	全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ二分ノ一	公	差				
						全長ノ四分ノ一未満	全長ノ四分ノ一	公	差
						全長ノ二分ノ一未満	全長ノ二分ノ一	公	差
						全長ノ四分ノ三以上	全長ノ四分ノ三	公	差

〔山形管〕

全	一	一	一	一	五	五	分	分	分	全
全量ノ五分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ四百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一
全量ノ五分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ四百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一
全量ノ五分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ四百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一
全量ノ五分ノ一	全量ノ百分ノ一	全量ノ百五十分ノ一	全量ノ二百五十分ノ一	全量ノ四百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一	全量ノ千二百十分ノ一

〔山形管〕

種	類	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差	秤量ノ公差
天	秤	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一	秤量ノ二千分ノ一
上	秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一
上	秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一
上	秤	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一	秤量ノ千分ノ一

(イ) 検尺器			
検尺ノ用ノ長	公	四ミリメートル	差
回轉器			
(ロ) 檢位衡			
一回ノ計量ニ付検尺ノ一回轉ノ二分ノ一	公	一二、五ミリグラム	差

〇、二五〇度以下ノ目盛アルモノ
 〇、二五〇度ヲ超エタル目盛アルモノ
 〇、二五〇度以下ノ目盛アルモノ

(ハ) 検度分銷			
〇、〇一〇度	公	ミリグラム 〇、〇五	差
〇、〇二〇度		二	〇、四
〇、〇五〇度		五	〇、六
〇、一〇〇度		十	一、
〇、二〇〇度		二十	二、
〇、三〇〇度		五十	三、
〇、五〇〇度		百	五、
〇、五〇〇度		二百	一〇、

〔山形新〕

〔山形新〕

(五) 乳脂計ノ公差			
最小目盛ノ表ハス量	〇、三		

附則 (大正五年勅令第百二十七號)
 本令ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條中ノ改正ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前度量衡器ノ製作、修理又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ハ其ノ残存期間本令ニ於テ免許ヲ受ケタル者ト看做ス二以上ノ營業所ニ付同種ノ免許ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期間ハ最長殘存期間トス
 本令公布前度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者又ハ其ノ免許ノ出願ヲ爲シタル者ノ身元保證金ノ額ハ従前ノ規定ニ依ル
 本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル瓦斯「メートル」ニ付テハ大正十一年十二月三十一日迄度量衡法第八條第一號ノ規定ヲ適用セス但シ取引上又ハ證明上ニ使用スル爲取附ヲ爲スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 附則 (大正九年勅令第百九十二號)

附則 (大正十三年勅令第百二十七號)

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令中計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ、度量衡器ノ製作又ハ修理ノ免許ノ身元保證金ニ關スル改正ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令公布前度量衡器ノ製作ノ免許ヲ受ケ又ハ其ノ免許ノ出願ヲ爲シタル者ノ身元保證金ノ額ハ従前ノ規定ニ依ル
 大正九年十二月三十一日以前ヨリ計量器ノ製作ノ業ヲ營ム者ハ大正十一年十二月三十一日迄、修理又ハ販賣ノ業ヲ營ム者ハ大正十年九月三十日迄免

許ヲ受ケスシテ仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得
 大正九年十二月三十一日以前ニ製作、輸入又ハ移入シタル計量器ハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖大正十一年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ之ヲ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 附則 (大正十年勅令第百七十六號)
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前供託シタル國債證券以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス
 附則 (大正十二年勅令第百號)
 本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ハ之ヲ廢止ス
 大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ニ依リ度量衡器ノ修理又ハ販賣ニ付受ケタル免許ニシテ本令施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノハ度量衡法施行令ニ依リ受ケタルモノト看做ス
 大正八年樺太廳令第二十六號度量衡規則ニ依リ檢定ヲ受ケタル度量衡器ニ附シタル檢定印ハ本令施行後樺太ニ於テ仍其ノ效力ヲ有ス
 本令施行ノ際計量器販賣ノ業ヲ營ム者ハ大正十二年十二月三十一日迄度量衡法施行令ニ依リ免許ヲ受ケスシテ樺太ニ於テ仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得

第三編 保安 第十七章 度量衡及地積測量

五四四

本令施行前輸入又は移入シタル計量器ニシテ未ダ檢定ヲ受ケザルモノハ度量衡法第八條各款ニ該當スルモノトシテ大正十二年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

附則 (大正十三年勅令百十七號)

第一條 昭和八年勅令第三二二號、第三三八號、一四年第一八號

本令ハ大正十年法律第七十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正十三年七月一日ヨリ施行)

第二條 第一條ノ八ニ掲グル度量衡ハ土地又ハ建物ニ關シテハ當分ノ内、其ノ他ノモノニ關シテハ昭和三十三年十二月三十一日迄之ヲ用ウルコトヲ得
第三條ノ二 左ニ掲グル度量衡ハ昭和三十三年十二月三十一日迄之ヲ用ウルコトヲ得
メートル法
メイトル

十メイトル
百メイトル
キログラムノ百分ノ一
リットルノ百分ノ一
十リットル
キログラムノ十萬分ノ一

〔山形書〕

キログラムノ一萬分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一

キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一

キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一
キログラムノ百分ノ一
キログラムノ十分ノ一
キログラムノ千分ノ一

〔山形書〕

三 仕事 フットポンド 一フットポンドハキログラムメートルノ百五十六萬二千五百分ノ二十一萬六千二十七トス
四 工事 馬力 一馬力ハ〇、七四六〇〇キログラムトス
五 温度 華氏度 華氏一度ハ一度ノ九分ノ五トス 華氏三十二度トス
第一條ノ四ノ規定ハ前項ニ規定スル單位ニ付之ヲ準用ス
第四條 前條ニ規定シタル期間滿了前ニ文書、商品其ノ他ノ物件ニ附シタル同條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ル表示ハ同條ノ期間滿了後ト雖仍之ヲ用ウルコトヲ得
第五條 附則第二條ノ二又ハ第三條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ノ目盛其ノ他ノ表示アル度量衡器及計量器ノ檢定ハ昭和三十三年十二月三十一日迄之ヲ行フ
第六條 前條ノ度量衡器ニシテ左ノ各款ノ一ニ該當スルモノニ付行フ檢定ハ之ヲ甲種檢定トス
第五表 度量衡器

一 ヤード、ポンド法度量衡ノ名稱ニ依ル目盛其ノ他ノ表示アル度量衡器
二 瓦斯「メートル」
三 カソリン量器
前條ノ度量衡器ニシテ前項各款ノ一ニ該當セザルモノニ付行フ檢定ハ之ヲ乙種檢定トス
第七條 第十條ノ規定ハ附則第五條ノ度量衡器ノ檢定ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十條ニ第一表トアルハ之ヲ第五表、第三表トアルハ之ヲ第六表トス
第八條 第十六條ノ規定ハ附則第五條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十六條ニ第三表トアルハ之ヲ第六表トス
第九條 削除
第十條 明治五年大政官布告第三百三十號ハ之ヲ廢止ス
大正九年勅令第九十二號附則第二項及第三項ヲ廢ル

(1) 度量器		ヤード、ポンド法度量衡器							
直	尺	曲	リ	尺	量	尺	卷	尺	縮
(11) 量器									
(イ) 瓦斯「メートル」									
(ロ) カソリン量器 (計量筒ノ全量又ハ表示器(積算計ヲ除ク)ノ最大指示量二十ガロン以下各種)									

(三) 秤

自備秤	(イ) 秤	
	天	上皿秤 秤 (秤量五十ポンド以上各種)
天	上皿秤	秤
	上皿秤 (秤量五十ポンド未満各種)	秤
自備秤	秤	秤

(ロ) 分量

重量	(ハ) 錘	
	重量	公差
0.01 グレイン	0.02 グレイン	0.05 グレイン
1 グレイン	2 グレイン	5 グレイン
10 グレイン	20 グレイン	50 グレイン
100 グレイン	200 グレイン	500 グレイン
0.001 オンス	0.002 オンス	0.005 オンス
0.01 オンス	0.02 オンス	0.05 オンス
0.1 オンス	0.2 オンス	0.5 オンス
1 オンス	2 ポンド	5 ポンド
10 ポンド	20 ポンド	50 ポンド
100 ポンド	200 ポンド	500 ポンド
1 トン	2 トン	5 トン

【山形器】

第六表 度量衡器ノ公差

全長ノ公差		公差ノ種類		種類ノ分		公差ノ種類	
種類	公差	公差	種類	公差	種類	公差	種類
六十四分ノ一 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 未満ノ度器	1/16	百分ノ二	全長ノ二	全長ノ二
六十四分ノ一 目盛アル直尺 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 以上ノ度器	1/16	百分ノ一	全長ノ四	全長ノ四
六十四分ノ一 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 未満ノ度器	1/16	百分ノ二	全長ノ二	全長ノ二
六十四分ノ一 目盛アル直尺 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 以上ノ度器	1/16	百分ノ一	全長ノ四	全長ノ四
六十四分ノ一 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 未満ノ度器	1/16	百分ノ二	全長ノ二	全長ノ二
六十四分ノ一 目盛アル直尺 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 以上ノ度器	1/16	百分ノ一	全長ノ四	全長ノ四
六十四分ノ一 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 未満ノ度器	1/16	百分ノ二	全長ノ二	全長ノ二
六十四分ノ一 目盛アル直尺 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 以上ノ度器	1/16	百分ノ一	全長ノ四	全長ノ四
六十四分ノ一 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 未満ノ度器	1/16	百分ノ二	全長ノ二	全長ノ二
六十四分ノ一 目盛アル直尺 目盛アル直尺	1/16	百分ノ一	全長六十フット 以上ノ度器	1/16	百分ノ一	全長ノ四	全長ノ四

計		表ハス量ノ百分ノ二	
二ガロン未満		表ハス量ノ百分ノ二	
二ガロン以上		表ハス量ノ百分ノ二	
(三) 衡器ノ公差			
種	類	秤量ノ公差	秤量ノ公差
天	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
上皿天秤及十分秤	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤量又ハ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル秤	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
以下ノ重量ヲ感スル秤			
種	類	秤量ノ公差	秤量ノ公差
天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
上皿天秤及十分秤	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤量又ハ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル秤	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
以下ノ重量ヲ感スル秤			

〔山形秤〕

前各種ノ秤及不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其ノ種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス

計		表ハス量ノ百分ノ二	
二ガロン未満		表ハス量ノ百分ノ二	
二ガロン以上		表ハス量ノ百分ノ二	
(三) 衡器ノ公差			
種	類	秤量ノ公差	秤量ノ公差
天	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
上皿天秤及十分秤	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤量又ハ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル秤	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
以下ノ重量ヲ感スル秤			
種	類	秤量ノ公差	秤量ノ公差
天	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
上皿天秤及十分秤	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ十分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
秤量又ハ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル秤	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ二百分ノ一	秤量ノ五分ノ一ノ重
以下ノ重量ヲ感スル秤			

〔山形秤〕

定 量 種 類	公 差	
	重量ノ五十分ノ一	重量ノ一十分ノ一
(ハ) 錘		
二百グラム	0.15	二ポンド
五百グラム	0.25	四ポンド
千グラム	0.5	五ポンド
二千グラム	0.75	七ポンド
四千グラム	1.5	十ポンド
		十四ポンド
		二十ポンド
		二十八ポンド
		五十ポンド
		五十六ポンド
		三〇、

附則 (昭和三年勅令第二百二十九號)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタル重量「メートル」ハ檢定封印ナキモノ
ト應昭和三年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十

三年六月三十日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ若
ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得
附則 (昭和八年勅令第三百二十二號)
本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十三年勅令第十七號附則第六條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

〔山形警〕

〔山形警〕

七、ガソリン量器

同令第五表中(丙)「ナード、ボンド」法度量衡器(二)量器ノ部ヲ左ノ如ク改ム

(二) 量 器
(イ) 瓦斯「メートル」
(ロ) ガソリン量器 (計量筒ノ全量又ハ表示器「積算計ヲ除ク」ノ最大指示量二十ガロン以下各種)

同令第六表中(丙)「ナード、ボンド」法度量衡器(二)量器ノ公差ノ部ヲ左ノ如ク改ム

(二) 量 器	計 量	公 差
(イ) 瓦斯「メートル」	表ハス量ノ百分ノ二	
(ロ) ガソリン量器	計 量	表ハス量ノ千分ノ十五
二ガロン未満		表ハス量ノ千分ノ十
二ガロン以上		

本令施行前製作、輸入又ハ移入シタルガソリン量器ハ檢定封印ナキモノト
應昭和九年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ昭和十
四年十二月三十一日迄之ヲ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用
シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得
附則 (昭和十四年勅令第十八號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年勅令第十七號附則中左ノ通告正ス
第二條 第一條ノ八ニ掲グル度量衡ハ土地又ハ建物ニ關シテハ當分ノ
内、其ノ他ノモノニ關シテハ昭和三十三年十二月三十一日迄之ヲ用ウ
ルコトヲ得
第二條ノ二 左ニ掲グル度量衡ハ昭和三十三年十二月三十一日迄之ヲ用
ウルコトヲ得

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

メートル法	十メートル
アカメートル	百メートル
ヘクトメートル	キログラムノ百分ノ一
センチメートル	キログラムノ百分ノ一
センチリットル	リットルノ百分ノ一
デカリットル	リットル
センチグラム	キログラムノ十萬分ノ一
デシグラム	キログラムノ一萬分ノ一
ヘクトグラム	キログラムノ百分ノ一
キログラム	キログラムノ百分ノ一
メートル	ヤードノ三十六分ノ一
インチ	ヤードノ三分ノ一
フット	ヤードノ千二百五十分ノ千四百三十三
ヤード	ヤードノ千二百五十分ノ千四百三十三
チェーン	千七百六十ヤード
マイル	千七百六十ヤード
ガロン	リットルノ六千六百五十五萬分ノ二億五
	千九百九十二萬二千三百二十三

〔山形書〕

ゲレーン
オンス
ポンド
トシ(英トント得スベシ) 二千二百四十ポンド
第四條中「附則第二條又ハ前條」ヲ「前三條」ニ改ム
第五條中「第二條」ヲ「第二條ノ二」ニ、「本令施行後二十年ヲ限リ」ヲ「昭和三十三年十二月三十一日迄」ニ改ム
第六條第一項第一號乃至第四號ヲ削リ第五號ヲ第一號トシ以下順次繰上
第九條 削除
第五表(甲)尺貫法度量衡器ノ部及(乙)釐尺ノ部ヲ削リ(丙)ヤード、ポンド法度量衡器ヲ「ヤード、ポンド法度量衡器」ニ改ム
第六表(甲)尺貫法度量衡器ノ部及(乙)釐尺ノ部ヲ削リ(丙)ヤード、ポンド法度量衡器ヲ「ヤード、ポンド法度量衡器」ニ改ム
第七表ヲ削ル

●度量衡法施行細則

明治四十二年六月二十六日
農商務省令第二十八號
大正五年農商務省令第七號、七年第一四號、九年第八號、一〇年第一〇號、一二年第六號、一三年第一〇號、一五年商工省令第七號、昭和三年第一號、四年第四號、八年第一號、第一五號、九年第三號、一四年第五號、第八號
第一章 總則
第一條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ

受ケタル者ヲ、修繕者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ修繕ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、販賣者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ、特殊販賣者ト稱スルハ度量衡法施行令第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ目盛アル玻璃製秤又ハ體溫計ノ販賣ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ
第二條 商工大臣ニ出願又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シ製作者第十條ニ依リ出願ヲ爲ストキハ變更先若ハ新設營業所ノ所在地其ノ他ノ出願又ハ届出ヲ爲ストキハ主タル營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ
第三條 二以上ノ道府縣ニ營業所又ハ工場ヲ有スル製作者商工大臣ノ免許、許可若ハ認可ヲ受ケ又ハ商工大臣ニ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ出願又ハ届出ヲ經由シタル地方長官ヲ除クノ外關係地方長官ニ連帶ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ但シ度量衡法施行令第九條但書ノ規定、其ノ準用ノ規定又ハ本則第十三條第一項若ハ第三十三條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第四條 前項ノ届書ニハ願書及其ノ附屬書類、免許狀、許可書又ハ認可書ノ寫ヲ添附スヘシ
第五條 地方長官出願ニ付處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ工場ノ所在地地方官管轄ニ屬セサルトキハ其ノ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ協議スヘシ
第六條 二 度量衡法施行令第一條ノ四ノ規定ニ依リ計量ノ單位ノ倍數及分數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 力 重量グラム 一重量グラムハ重量キログラムノ千分ノ一トス
重量ミリグラム 一重量ミリグラムハ重量キログラムノ百分ノ一トス
二 壓力 ミリバール 一ミリバールハバールノ千分ノ一トス

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

三 仕事 (キロジュニール) 一キロジュニールハ千ジュニールトス
四 工率 (キロワット) 一キロワット時ハ三千六百キロジュニールトス
第三條ノ三 度量衡法施行令第一條ノ三第一項第六號ノ規定ニ依リ溫度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一、三三三三氣壓ヲ有スル定體積水素溫度計ニ依リ之ヲ表示ス
第三條ノ四 液體ノ密度ヲ計量スル「ボイメ」度及「トリツァル」度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモノトス
一 「ボイメ」度
重液用 $d = \frac{144.3}{144.3 - B}$
輕液用 $d = \frac{144.3}{144.3 + B}$
右算式中Bハ「ボイメ」度、dハ之ニ對スル密度ナリ
二 「トリツァル」度 $d = \frac{200 + n}{200}$
右算式中nハ「トリツァル」度、dハ之ニ對スル密度ナリ
第三條ノ五 酒精ト水トノ混合液及純酒精ノ水溶液ノ含有成分ノ百分率ヲ密度ニ依リ表ハス場合ニ於テハ其ノ百分率ニ相當スル密度ノ値ハ第一表及第二表ニ依リ之ヲ定ムルモノトス
第三條ノ六 本則中地方長官トアルハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官トス
第二章 免許
第四條 度量衡器又ハ計量器ノ製作又ハ修繕ノ免許ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ工場ノ圖面ヲ添附シテ提出スヘシ
一 營業所 (二以上ノ營業所アルトキハ主タル) 及工場ノ位置

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

五五四

- 二 製作又は修理セムトスル度量衡器又ハ計量器ノ種類
 - 三 製作又ハ修理ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數
 - 四 起業目録書
 - 五 設備ノ完成期間
- 度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ營業所(二以上ノ
ルトキハ主ナル營業所)ノ位置ヲ記載シタル願書ヲ提出スヘシ
ニ其ノ旨ヲ示スヘシ
前二項ノ願書ニハ度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書
及法人ニ在リテハ定款ヲ添附スヘシ
第五條 行政官廳ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ與ヘムトスル
トキハ身元保證金ノ供託通告書ヲ出願人ニ送付スヘシ
出願人供託通告書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ日附ヨリ三十日以内ニ身
元保證金ヲ供託スヘシ
出願人前項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託セザルトキハ行政官廳ハ其ノ出
願ヲ無効トス
第六條 出願人身元保證金ヲ供託シタルトキハ其ノ受領證ヲ所轄地方長官
ニ提出スヘシ
地方長官前項ノ受領證ヲ受取リタルトキハ受取證ヲ出願人ニ交付シ其ノ
受領證ヲ保管スヘシ
地方長官度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ對シ前項
ノ受取證ヲ交付シタルトキハ又前條第二項ノ期間内ニ身元保證金ヲ供託
セザルトキハ其ノ願書ヲ却下シ之ヲ商工大臣ニ報告スヘシ
第七條 罰則
第八條 身元保證金ノ供託アリタルトキハ行政官廳ハ免許狀ヲ出願人ニ交
付スヘシ
第九條 罰則

〔山形書〕

- 第十六條 製作者又ハ販賣者其營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ヲ消滅シ若ハ第
十二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ營業上所持シタル度量衡器
又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ
認可ヲ受ケルヘシ
- 第十七條 製作者、修理者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修理シ
タル度量衡器及ハ計量器ナルモノトシテ表示スル爲メ該器ヲ定メ之ヲ商工大臣
前項ノ記載ハ營業所カニ以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノト
ルコトヲ要ス
- 第十八條 營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ
商工大臣ハ同一ノ若ハ類似ノ記載ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十九條 製作者又ハ修理者其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製
作又ハ修理ヲ爲スコトヲ得ズ但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモ
ノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十條 前項似畫ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修理ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製
作又ハ修理ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケルヘシ
- 第二十一條 製作者又ハ販賣者ハ其ノ營業所外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ
販賣ヲ爲スコトヲ得ズ但シ其ノ販賣ヲ爲サムトスル場所ヲ管轄スル地方
長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十二條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム
トスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ願書ヲ呈ス
- 前項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム者ハ秤量或ハ十ミリグラム乃至二十キログラ
ム及一厘乃至五厘ノ分測ヲ備付ケベシ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルト

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

五五五

- 第十條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所
ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受ケルヘシ
- 第十一條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主ナル營業所以外ノ
營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ運
管所長ノ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第十二條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三
條第一項ニ該當セザル者ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得
前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀ノ相續人タルコトヲ證明
スヘキ戸籍簿本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書
ヲ添ヘ相續ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘ
シ
- 第十三條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人被相續人ノ營業ヲ承繼セス
若ハ承繼スルコトヲ得ザルトキハ六十日以内ニ其旨ヲ行政官廳ニ届出テ
免許狀ヲ返納スヘシ但シ隱居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營
業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十四條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ運管ナク其ノ再下付ヲ行政
官廳ニ出願スヘシ
氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運管ナク免許
狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ
- 第十五條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ
新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關ス
ル證明書ヲ添ヘ運管ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ
法定代理人其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運管ナ
ク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ
- 第十六條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ヲ消
滅シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ願書ヲ呈ス
- 第十七條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業上所持シタル度量衡器
又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ
認可ヲ受ケルヘシ
- 第十八條 製作者、修理者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修理シ
タル度量衡器及ハ計量器ナルモノトシテ表示スル爲メ該器ヲ定メ之ヲ商工大臣
前項ノ記載ハ營業所カニ以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノト
ルコトヲ要ス
- 第十九條 營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ
商工大臣ハ同一ノ若ハ類似ノ記載ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十條 製作者又ハ修理者其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製
作又ハ修理ヲ爲スコトヲ得ズ但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモ
ノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十一條 前項似畫ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修理ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製
作又ハ修理ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケルヘシ
- 第二十二條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム
トスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ願書ヲ呈ス
- 前項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム者ハ秤量或ハ十ミリグラム乃至二十キログラ
ム及一厘乃至五厘ノ分測ヲ備付ケベシ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルト

- 第二十三條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ營業所
ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受ケルヘシ
- 第二十四條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ工場若ハ主ナル營業所以外ノ
營業所ヲ廢止シ又ハ工場ヲ新設シ若ハ其ノ位置ヲ變更シタルトキハ運
管所長ノ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第二十五條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人ニシテ度量衡法施行令第三
條第一項ニ該當セザル者ハ被相續人ノ營業ヲ承繼スルコトヲ得
前項ニ依リ營業ヲ承繼シタル者ハ願書ニ免許狀ノ相續人タルコトヲ證明
スヘキ戸籍簿本及度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書
ヲ添ヘ相續ノ日ヨリ六十日以内ニ免許狀ノ書換ヲ行政官廳ニ出願スヘ
シ
- 第二十六條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ相續人被相續人ノ營業ヲ承繼セス
若ハ承繼スルコトヲ得ザルトキハ六十日以内ニ其旨ヲ行政官廳ニ届出テ
免許狀ヲ返納スヘシ但シ隱居ニ因ル相續ノ場合ニ於テ被相續人カ其ノ營
業ヲ留保シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十七條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ運管ナク其ノ再下付ヲ行政
官廳ニ出願スヘシ
氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運管ナク免許
狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ
- 第二十八條 製作者、修理者又ハ販賣者ノ法定代理人ニ變更アリタルトキハ
新法定代理人ヨリ之ヲ證スル書面及度量衡法施行令第三條第二項ニ關ス
ル證明書ヲ添ヘ運管ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ
法定代理人其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添ヘ運管ナ
ク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ
- 第二十九條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ヲ消
滅シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ願書ヲ呈ス
- 第三十條 製作者、修理者又ハ販賣者其ノ營業上所持シタル度量衡器
又ハ計量器ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官ノ
認可ヲ受ケルヘシ
- 第三十一條 製作者、修理者及販賣者ハ其ノ製作、輸入、移入又ハ修理シ
タル度量衡器及ハ計量器ナルモノトシテ表示スル爲メ該器ヲ定メ之ヲ商工大臣
前項ノ記載ハ營業所カニ以上アル場合ト雖各營業所ヲ通シ同一ノモノト
ルコトヲ要ス
- 第三十二條 營業所所在地ノ地方名ヲ附記スヘシ
商工大臣ハ同一ノ若ハ類似ノ記載ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三十三條 製作者又ハ修理者其ノ工場外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ製
作又ハ修理ヲ爲スコトヲ得ズ但シ土地又ハ建物等ニ取付ケテ使用スルモ
ノ其ノ他特殊ノ事由アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十四條 前項似畫ニ依リ工場外ニ於テ製作又ハ修理ヲ爲サムトスルトキハ其ノ製
作又ハ修理ヲ爲ス場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケルヘシ
- 第三十五條 販賣者度量衡法施行令第六條第二項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム
トスルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ願書ヲ呈ス
- 前項ニ依リ修理ノ業ヲ營ム者ハ秤量或ハ十ミリグラム乃至二十キログラ
ム及一厘乃至五厘ノ分測ヲ備付ケベシ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルト

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

五五五

四 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシムル
場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ業務ノ氏名
五 度量衡法第十二條ノ規定ニ依リ業務ヲ停止シタルトキハ其ノ事由、
期間及年月日
第二十三條ノ六 第二十三條ノ四第一項ノ登録ヲ受ケントスル者ハ左ノ事
項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スルニ
一 氏名又ハ名稱
二 營業所ノ位置
三 業務開始ノ年月日
四 法定代理人ニ依リ其ノ業務ヲ管理シタル場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ法定代
理人ノ氏名
五 第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシムル
場合ニ在リテハ其ノ旨及其ノ業務ヲ管理セシムル
前項ノ申請書ニハ業務ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面、度量衡法
施行令第六條ノ二第一項但書及第二項ニ關スル證明書並ニ第二十三條ノ
三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシタル場合ニ在リテハ其
ノ業務ノ業務ノ免許ヲ受ケタルコトヲ證明スル書面、同條但書ニ關スル證
明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スルニ
第二十三條ノ七 地方長官特殊販賣者ノ登録ヲ爲シタルトキハ申請人ニ之
ヲ通知スルニ
第二十三條ノ八 第二十三條ノ五第一號、第二號又ハ第四號ノ事項ニ變更
アリタルトキハ特殊販賣者ハ運轉ナク特殊販賣者名稱ノ訂正ヲ申請スル
前項ノ申請書ニハ氏名又ハ名稱ヲ變更シタル場合(法定代理人又ハ第二
十三條ノ三ノ規定ニ

依リ業務ヲ管理セシムル業務ノ(ニ在リテハ之ヲ證明スル書面ヲ、法定
氏名ニ變更アリタル場合ヲ含ム)ニ在リテハ度量衡法施行令第六條ノ二第二項ニ
代理人ヲ變更シタル場合ニ在リテハ度量衡法施行令第六條ノ二第二項ニ
關スル證明書ヲ、第二十三條ノ三ノ規定ニ依リ業務ヲ管理セシムル業務
ノ變更シタル場合ニ在リテハ新管理人ノ業務ノ免許ヲ受ケタルコト
ヲ證明スル書面及同條但書ニ關スル證明書ヲ添付スルニ
第二十三條ノ九 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地方長官ハ特殊販
賣者ノ登録ヲ抹消スルニ
一 登録ノ抹消ノ申請アリタルトキ
二 死亡シタルトキ
三 特殊販賣者タル資格ヲ失フルカ又ハ其ノ資格ニ至リタルトキ
特殊販賣者タル業務ヲ廢止シタルトキハ運轉ナク登録ノ抹消ヲ地方長官
ニ申請スルニ
特殊販賣者死亡シタルトキハ其ノ相続人又ハ親族ハ運轉ナク之ヲ地方長
官ニ届出ツルニ
第二十三條ノ十 地方長官前條第一項第三號ノ規定ニ依リ登録ヲ抹消シタ
ルトキハ登録ヲ抹消セラレタル者ニ之ヲ通知スルニ
第二十三條ノ十一 特殊販賣者其ノ業務ヲ廢止シ又ハ特殊販賣者タル資格
ヲ失フルニ至リタル場合ニ於テ其ノ業務上所持シタル目盛アル玻璃製
計又ハ體溫計ノ殘存スルモノアルトキハ其ノ處分ノ方法ヲ定メ地方長官
ノ認可ヲ受ケルニ
第二十三條ノ十二 第十七條ノ規定ハ特殊販賣者ニ之ヲ準用ス
第三章 製造
第二十四條 度量衡法施行令第十條第一號ノ度量衡器又ハ計量器ノ構造ハ
本章ノ定ムル所ニ依ル
第二十五條 度量衡器又ハ計量器ノ目盛ハ度又ハ量ノ名稱ノ二倍、二倍、五倍又ハ

〔山形書〕

〔山形書〕

其ノ倍數ノ二分ノ一、十分ノ一、百分ノ一若ハ千分ノ一ト爲スヘシ但シ
縮尺ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
秤ノ目盛ハ度ノ名稱ノ一倍、二倍、五倍又ハ其ノ倍數ノ十分ノ一、十倍
若ハ百倍ト爲スヘシ但シ斤ノ名稱ニ依ルモノニ付テハ其ノ四分ノ一、八
分ノ一又ハ十六分ノ一ト爲スコトヲ得
第二十六條 度量衡器又ハ計量器ノ各部ニハ計量上必要ナル機能又ハ效果
ヲ發揮シ且耐久性アル材料ヲ用フヘシ
度量衡器又ハ計量器ノ各部ハ計量上必要ナル機能又ハ效果ヲ發揮シ且耐
久性アル構造及狀態ト爲スヘシ
第二十七條 度量衡器又ハ計量器ニ爲ス目盛及表記ハ容易ニ消滅セザル方
法ニ依リ明確ニ之ヲ附スヘシ
第二十八條 檢定印ヲ附スヘキ度量衡器又ハ計量器ノ部分ハ附印ニ妨ナ
キ構造ト爲シ若シ其ノ部分ハ附印シ難キ物質ナルトキハ別段ノ規定アル
場合ヲ除ク外其ノ部分ニ容易ニ離脱セザル方法ニ依リ金屬片ヲ附著ス
ヘシ
第二十九條 例示
第三十條 例示
第三十一條 例示
第二十九條ノ二 計量器ニ表記スヘキ計量ノ單位ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ
左ノ略字ヲ用ルコトヲ得

Table with columns for unit names (e.g., 重量キログラム, 重量グラム) and their corresponding symbols (e.g., KG.W, G.W).

第三編 保安 第十七章 度量衡及陸地測量

力
メートル又ハ氣壓 Bar 又ハ AtM
ミリメートル
平方センチメートル
トルニ付
重量キログラム
仕事 ユニール
温度 度又ハ攝氏度 °C (單ニ攝氏度ニ依ル目盛ナルコトヲ表記)
前項以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用ルコトヲ得
生絲線檢定器ニ表記スヘキ生絲線度ノ名稱ハDノ略字ヲ用ルコトヲ
得
第三十條 製作者、修繕者、販賣者又ハ特殊販賣者其ノ製作、輸入、移入
又ハ修理シタル度量衡器又ハ計量器ニハ第十七條ニ依リ届出テタル記載
ヲ表記スヘシ但シ板狀分銅及修繕シタル鐘若ハ増減ニ付テハ此ノ限ニ在
ラス
第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十八條及前條ノ外左ノ
各號ニ依ルヘシ
(甲)メートル法度量衡器
一 度器ノ材料ハ鋼尺ニ在リテハ彈性アル木又ハ金屬直尺、縮尺及墨
尺ニ在リテハ玻璃、象牙、骨、セルロイド又ハ彈性アル竹、木若
ハ金屬卷尺ニ在リテハ鋼、麻又ハ竹、縮尺ニ在リテハ鋼ヲ用ルヘ

- 二 木製又は竹製ノ産物ノ厚ハ其ノ最モ厚キ部分ニ於テ是尺、巻尺及歯尺ニ在リテハ一、五ミリメートル以上其ノ他ノモノニ在リテハ全長五アシェートル以上ノモノハ二ミリメートル以上全長一メートル以上ノモノハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ
 - 三 徑ヲ度ルニ用ウル直尺ノ本尺、副尺、曲リ尺及直角形ノ直尺ノ角底ハ之ヲ直角形ト爲スヘシ
 - 四 鋼製巻尺ハ其ノ全長五メートルヲ越タルモノニ在リテハ五メートル以上二キログラムノ重量ヲ以テ要力ヲ加フルモノトシテ五メートル以上ノ伸張ト爲スヘシ
 - 五 分離シ得サル構造ノ巻尺及ハ連接直形ノ直尺ノ連接部ハ容易ニ破損シ得サル構造ト爲スヘシ
 - 六 直尺及巻尺ノ巻尺ノ目盛又ハ直尺ノ目盛ハ簡便ニ読取セラル方法ニ依リ金目盛ノ片ヲ用テシテ之ヲ爲スヘシ
 - 七 直尺ニハ其ノ目盛ヲ表示スル値ヲ其ノ目盛ニ指尺以外ノ産物ニハ其ノ全長ヲ其ノ目盛ノ各段ノ一端ニ表示スヘシ但シ各段ノ目盛ヲ表示スル値方同一ナルトキ又ハ其ノ全長方同一ナルトキハ之ヲ其ノ中央ニ一箇所ニ表示スルコトヲ得
 - 八 分離シ得ヘキ構造ノ産物ニハ巻尺ヲ附スヘシ其ノ巻尺ハ各部分同一ナルコトヲ要ス
- 一 櫛及手板**
- 櫛ノ材料ニハ金属、陶器、磁器、硝子、硝、硝子板、硝子板又ハ石灰質ノ質ヲ用テシテ用シ得ルコトヲ得但シ液用櫛ニ在リテハ全長五リットル未満ノモノノ他ノ櫛ニ在リテハ全長一アシェートル未満ノモノニハ木

〔山形櫛〕

- 材ヲ全長五リットル以上ノ木製液用櫛ニシテ漆塗りニ乗タルモノニ在リテハ櫛ノ根ノ板ノ外之ヲ用ウルコトヲ得
- 手板ノ材料ニハ木製又ハ硝子ノ如キ堅キ木材ヲ用ウヘシ
- 木製液用櫛ノ材料ハ液用ノ浸透シ難キモノヲ用ウヘシ
- 硝子製櫛ノ材料ニハ温度ノ變化ニ依リ容易ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ測定シ得ルモノヲ用ウヘシ
- 木製櫛ノ材料ノ厚ハ全長五リットル以上ノモノニ在リテハ十五ミリメートル以上全長二リットル又ハ一リットルノモノニ在リテハ七ミリメートル以上全長五アシェートル以下ノモノニ在リテハ五ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ之ト同等以上ノ耐力アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 石炭酸樹脂製櫛ノ材料ニハ其ノ櫛ニ四「パーセント」ノ濃度水溶液ヲ溶ノ之ニ三十分間露氏四十度ノ温度ヲ保テシムルニ其ノ液中ニ石炭酸及「フオルマリン」ヲ抽出セザルモノヲ用ウヘシ
- 木製櫛ノ木材ハ同種ノモノヲ用ウヘシ但シ液用又ハ液用ノモノノ底板ハ此ノ限ニ在ラス
- 一リットル以上ノ金属製櫛ノ厚ハ一ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ材料ノ二重ト爲ス場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 櫛ノ形状ハ圓形ト爲スヘシ但シ陶器、磁器又ハ玻璃製ノモノハ圓形ト爲スコトヲ得
- 目盛アル玻璃製櫛以外ノ圓形製櫛ノ全長ヲ示ス位置ニ於ケル徑及深ハ之ヲ同一ト爲スヘシ但シ金属製櫛ノ徑ハ全長二リットル以下ノモノニ在リテハ深ノ二分ノ一全長五アシェートル以下ノモノニ在リテハ深ノ二倍ト爲スコトヲ得
- 前記ノ徑ハ玻璃製櫛、陶器製、磁器製及硝子製櫛ニ在リテハ四

種類	長さ	径又ハ厚	大			
			長さ	径又ハ厚	径又ハ厚	幅
圓形製	百八十ミリ	三十三ミリ	三百六十ミリ	三十五ミリ	五十ミリ	五十ミリ
板状	百八十ミリ	三十三ミリ	三百六十ミリ	三十五ミリ	五十ミリ	五十ミリ
圓形製	百八十ミリ	三十三ミリ	三百六十ミリ	三十五ミリ	五十ミリ	五十ミリ
板状	百八十ミリ	三十三ミリ	三百六十ミリ	三十五ミリ	五十ミリ	五十ミリ

ヨリ下トナル以下其ノ他ノ櫛ニ在リテハ二ミリメートル以下ヲ増減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ深ハ簡便ニ測定シ得タルコトヲ得

十二 目盛アル玻璃製櫛、目盛ナキ玻璃製ノ圓形製櫛、陶器製ノ磁器製ノ圓形製櫛ノ徑ハ全長ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ヨリ大ニスルコトヲ得此ノ場合ニ於テ目盛アル玻璃製ノ圓形製櫛ノ徑ハ深ノ二分ノ一ヨリ小ナラザルモノト爲スヘシ

十三 前記

十四 斗蓋ノ寸法ハ左ノ定規ニ依リテシ

十五 櫛ノ口蓋、側面及底蓋ハ容易ニ變形セラル構造ト爲シ其ノ口蓋ヲ以テ全長ト爲スモノニ在リテハ其ノ口蓋ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ

十六 硝子製又ハ硝子合金属ノ櫛及液用櫛ハ其ノ内面ニ「ニツケル」、「アルミニウム」、「珪素」ノ他ノ質ヲ防止スルニ適當ナル物質ヲ塗布スヘシ

十七 前記

- 二十七 全量一リットル以上ノ折ノ全量ノ目盛ハ其ノ全用又ハ其ノ用ノ三分ノ一毎ニ之ヲ附スヘシ但シ水平ヲ定ムル装置アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 二十八 全量一リットル未満ノ折ノ全量ノ目盛ハ其ノ全用ノ五分ノ一以上ニ之ヲ附スヘシ
- 二十九 折ノ最小目盛間ノ距離ハ三ミリメートル以上ト爲スヘシ
- 三十 折ノ注口ノ把手又ハ吐ヲ附スルコトヲ得其ノ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ハ全量二十リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ百分ノ一以下全量二十リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ五分ノ一以下全量二十リットル以下ノモノニ在リテハ全量ノ三十分ノ一以下ト爲スヘシ
- 三十一 折ニ注口ヲ附スル場合ニ在リテハ注口ノ容量ノ割合ニ應シテ第十號ニ依ル深ヲ減シ其ノ注口ノ口径ハ折ノ口径ノ高ト同一ト爲スヘシ但シ全量ノ目盛アル折ニ注口ヲ附スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三十二 斗蓋ハ之ヲ心抜ト爲スコトヲ得ス
- 三十三 折ノ口径ニ接觸スル斗蓋ノ面ハ之ヲ平滑ト爲スヘシ
- 三十四 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 三十五 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 三十六 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 三十七 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 三十八 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 三十九 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十一 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十二 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十三 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十四 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十五 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十六 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十七 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十八 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 四十九 折ニハ内側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス
- 五十 折ニハ外側ニ其ノ全量ヲ尙水製液用折ニハ液用ノ文字ヲ表記ス

〔山形管〕

満ノモノニ在リテハ十二秒以上一分以内全量百立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ二十秒以上一分以内全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ三十秒以上一分以内ノ全量ノ水ヲ排出スル構造ト爲スヘシ

十 「ビュレット」、「ピペット」及「メスシリンドル」ノ目盛ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ「ピペット」ニハ全量ノミノ目盛ヲ爲スコトヲ得

種類	目盛	種類	目盛
二立方センチメートル以下	立方センチメートル五分	二立方センチメートル以上	立方センチメートル五分
五立方センチメートル以下	立方センチメートル十分	五立方センチメートル以上	立方センチメートル十分
十立方センチメートル以下	立方センチメートル五分	十立方センチメートル以上	立方センチメートル五分
五十立方センチメートル以下	立方センチメートル五分	五十立方センチメートル以上	立方センチメートル五分
百立方センチメートル以下	立方センチメートル五分	百立方センチメートル以上	立方センチメートル五分

- 二 化学用器ニ用ウル玻璃ハ温度ノ變化ニ依リ容量ニ破損シ難キモノ及明瞭ニ水際ヲ測定シ得ルモノヲ用フヘシ
- 三 化学用器ノ目盛ヲ爲ス部分ハ之ヲ圓錐形ト爲スヘシ
- 四 「メスフラスコ」及「メスシリンドル」ハ之ヲ水平面上ニ置キタルトキ其ノ目盛ヲ爲セル部分ハ鉛直トナルコトヲ要ス
- 五 化学用器ノ内側面ハ排水ノ場合ニ於テ殘留ヲ生セサル構造ト爲スヘシ
- 六 「メスフラスコ」ノ目盛アル部分ノ内徑ハ五ミリメートル以上ニシテ左ノ定限以内ナルコトヲ要ス
- 七 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ノ吸入管ノ長ハ百三十ミリメートル以上其ノ排出管ニシテ目盛アルモノノ長ハ六十ミリメートル以上三百ミリメートル以下其ノ目盛ナキモノノ長ハ三十ミリメートル以上三百ミリメートル以下ト爲スヘシ
- 八 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ノ吸入管及排出管ノ目盛アル部分ノ内徑ハ六ミリメートル以下ト爲スヘシ
- 九 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ハ其ノ全量十立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ「ピペット」トシテ之ヲ定ムヘシ

種類	内径	種類	内径
十立方センチメートル	八ミリメートル	五十立方センチメートル	八ミリメートル
二十立方センチメートル	八ミリメートル	百立方センチメートル	八ミリメートル
五十立方センチメートル	八ミリメートル	二百立方センチメートル	八ミリメートル
十立方センチメートル	八ミリメートル	五百立方センチメートル	八ミリメートル
二十立方センチメートル	八ミリメートル	千立方センチメートル	八ミリメートル
五十立方センチメートル	八ミリメートル	二千立方センチメートル	八ミリメートル
百立方センチメートル	八ミリメートル	五千立方センチメートル	八ミリメートル
二百立方センチメートル	八ミリメートル	十立方メートル	八ミリメートル

- 十二 化学用器ノ目盛ノ幅ハ最小目盛間ノ距離ノ十分ノ一以下ト爲シ〇・二ミリメートル以上ト爲スヘシ但シ全量ノミノ目盛アルモノニ在リテハ〇・四ミリメートル以下〇・二ミリメートル以上ト爲スヘシ
- 十三 化学用器ノ全量ノ目盛ハ「メスフラスコ」及全量ノミノ目盛アル「ピペット」ニ在リテハ之ヲ全用ニ附シ其ノ他ノモノニ在リテハ全量及十箇毎ノ目盛ハ之ヲ全用ノ五分ノ一以上ニ附スヘシ
- 十四 「メスフラスコ」ノ目盛ハ全量百立方センチメートル以上ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ六十ミリメートル以上下端ヨリ二十ミリメートル以上ノ場所ニ全量百立方センチメートル未満ノモノニ在リテハ其ノ頸部ノ上端ヨリ三十ミリメートル以上下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十五 全量ノミノ目盛アル「ピペット」ノ吸入管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ上端ヨリ百ミリメートル以上其ノ下端ヨリ十ミリメートル以上ノ場所ニ排出管ニ於ケル目盛ハ其ノ管ノ下端ヨリ三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十六 全量及全量以外ノ目盛アル「ピペット」及「ビュレット」ノ最高ノ目盛ハ管ノ上端ヨリ五十ミリメートル以上最低ノ目盛ハ「ピペット」ニ在リテハ其ノ尖端ヨリ「ビュレット」ニ在リテハ其ノ排栓ノ連接部ヨリ各三十ミリメートル以上ノ場所ニ之ヲ附スヘシ
- 十六ノ二 「メスシリンドル」ノ徑ハ其ノ全量ヲ表示スル目盛ノ位置ニ於テ其ノ深ノ四分ノ一以下ノモノト爲スヘシ
- 十七 化学用器ニハ外側ニ其ノ全量ヲ表記スヘシ
- 十七ノ二 「メスシリンドル」ニハ日盛「目盛」ノ文字ヲ表記スヘシ
- 十八 「メスフラスコ」ニシテ受用ノモノニハ受又ハ吐其ノ出用ノモノニ